

平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「都道府県 地域生活定着支援センター」の円滑な運営に関する実践的研究

地域生活定着支援センター
運営の手引き

平成22年
改訂版



社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)

矯正施設等からの退所者の中には必要としている方がたくさんいます

各種研究から矯正施設の中に福祉の支援を必要とする方がたくさんいることが分かってきました。退所後の福祉の支援がないことが、下関放火事件に代表される、犯罪を繰り返す「累犯障害者」を生む原因になっています。研究結果を基に誕生した「地域生活定着支援センター」(以下定着支援センター)は、福祉と司法の架け橋としての役割を担います。

Q どれ位の福祉の支援を必要としている方がいますか？

A

知的障がい者(疑いを含む)

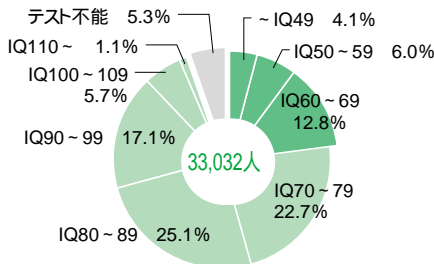
22.9%

高齢者(65歳以上)

7.2%

平成18年新受刑者に見る統計

IQ69以下の受刑者数



IQはCAPAS能力検査のIQ相当値を指す。

知的障がいとされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。平成18年は9,328人(テスト不能含む)でした。(「矯正統計年報 平成18年」)。一方、全国15庁(再入者や犯罪傾向の進んだ者を収容する刑務所11庁、初入者や犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所4庁)の刑務所を対象にした法務省の調査によると、知的障がい者(疑いも含む)の受刑者410人(以下「平成18年特別調査対象者」)の内、療育手帳の所持者はわずか26人とどまっています(「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年法務省特別調査」)。

また、65歳以上の「高齢者」の犯罪も増加傾向にあります。平成20年の高齢入所受刑者は、調査を開始した昭和59年の9.2倍増の2,092人です(「犯罪白書 平成21年版」)。

平成18年の高齢受刑者数12.3%は、同じく高齢化が進んでいる韓国3.5%、米国5.4%と比較しても突出しています(「犯罪白書 平成20年版」)。

高齢者(65歳以上)の受刑者数

高齢者(65歳以上)の受刑者 7.2%

昭和59年(調査開始)の 9.2倍



Q どんな罪を犯しているのですか？

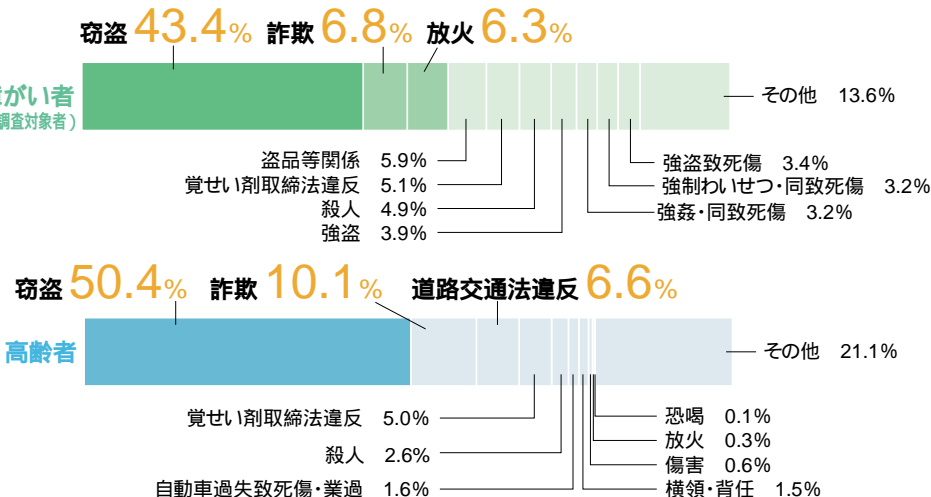
A

罪名(高齢・知的障がい者共に)

第1位 窃盗

第2位 詐欺

罪名



最も多い罪名は高齢者・知的障がい者共に「窃盗」、続いて無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」です。知的障がい者の犯罪動機は「困窮・生活苦」が36.8%で最多。高齢者の犯罪増加の要因である「窃盗」の動機は男性が「生活困窮」、女性では「対象物の所有」「節約」が多いです。(「犯罪白書 平成20年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」)

福祉の支援を

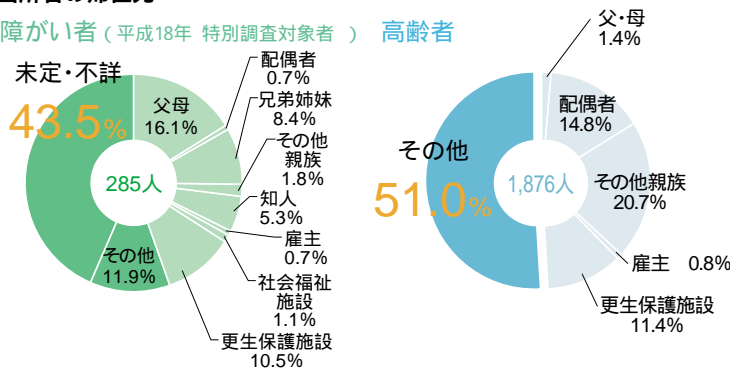
Q 何故罪を繰り返してしまうのですか？

A 退所後の支援の
乏しさが原因です。

高齢者・知的障がい者に共通しているのは、満期出所の多さです。平成18年の全体の仮出所率52.6%に対して、特別調査対象者の知的障がい者の仮出所率は20.0%、また、高齢者は29.5%となっています。（「犯罪白書 平成21年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」）

満期出所者の帰住先

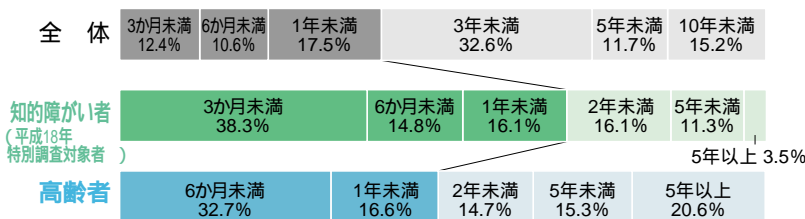
知的障がい者（平成18年 特別調査対象者） 高齢者



仮出所には帰住地や身元引受人が必要です。しかし、特別調査対象の知的障がい者も高齢者もその多くが、満期出所後の帰住予定先が「その他」「未定・不詳」となっています。

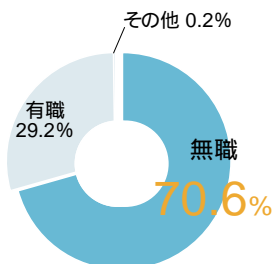
新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。特別調査対象の知的障がい者では69.2%、高齢者では49.3%が前回の退所から1年未満に再犯に至っています。（「犯罪白書 平成20年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」）

再犯期間



1年未満での再犯 知的障がい者 **69.2%** 高齢者 **49.3%**
（平成18年特別調査対象者）

再犯者の有職者・無職者割合



再犯の内、70.6%を無職者が占めています（「犯罪白書 平成21年版」）。また高齢者の犯罪に至る背景として「経済的不安」の他に、「あきらめ・ホームレス志向」「疎外感・被差別感」等も指摘されています（「犯罪白書 平成20年版」）。就労支援も含めた地域の中で包み込む福祉の支援が求められています。

印は平成18年特別調査対象者410人のうち、受刑が2回目以上の285人のデータをまとめたもの。

INDEX

地域生活定着支援センターの概要

- 罪を犯した障がい者・高齢者の現状.....01
- 刑事司法の流れ.....03
- 定着支援センターとは.....05
- 主な業務の流れ.....07

具体的な支援にあたって

- 定着支援センターの5つの業務.....10
- 支援にあたって.....13
- 福祉サービスにつなぐまで.....17
- つなぐ福祉のサービスにはどのようなもの(制度・ハード・ソフト)があるか...21

個人事例

- 事例1 障害者自立支援法等の事業所へつないだ方...44
- 事例2 生活保護法の事業所へつないだ方49
- 事例3 集団生活になじまない方への支援53
- 事例4 介護保険法の事業所へつないだ方58
- 事例5 一極集中を緩和する支援のあり方（支援進行中）.....62

効果的な支援のあり方について

- point 1 「しあわせづくり」へのコーディネート66
- point 2 複数のネットワークで支える67
- point 3 個人情報と管理について69
- point 4 指定更生保護施設との連携70
- point 5 地域移行支援事業71

今後の課題

- 「特別調整対象者」の選定における知的障がい者の基準.....73
- 保証人及び身元引受人の問題.....73
- 司法から福祉へ引き継ぐ上での課題.....74

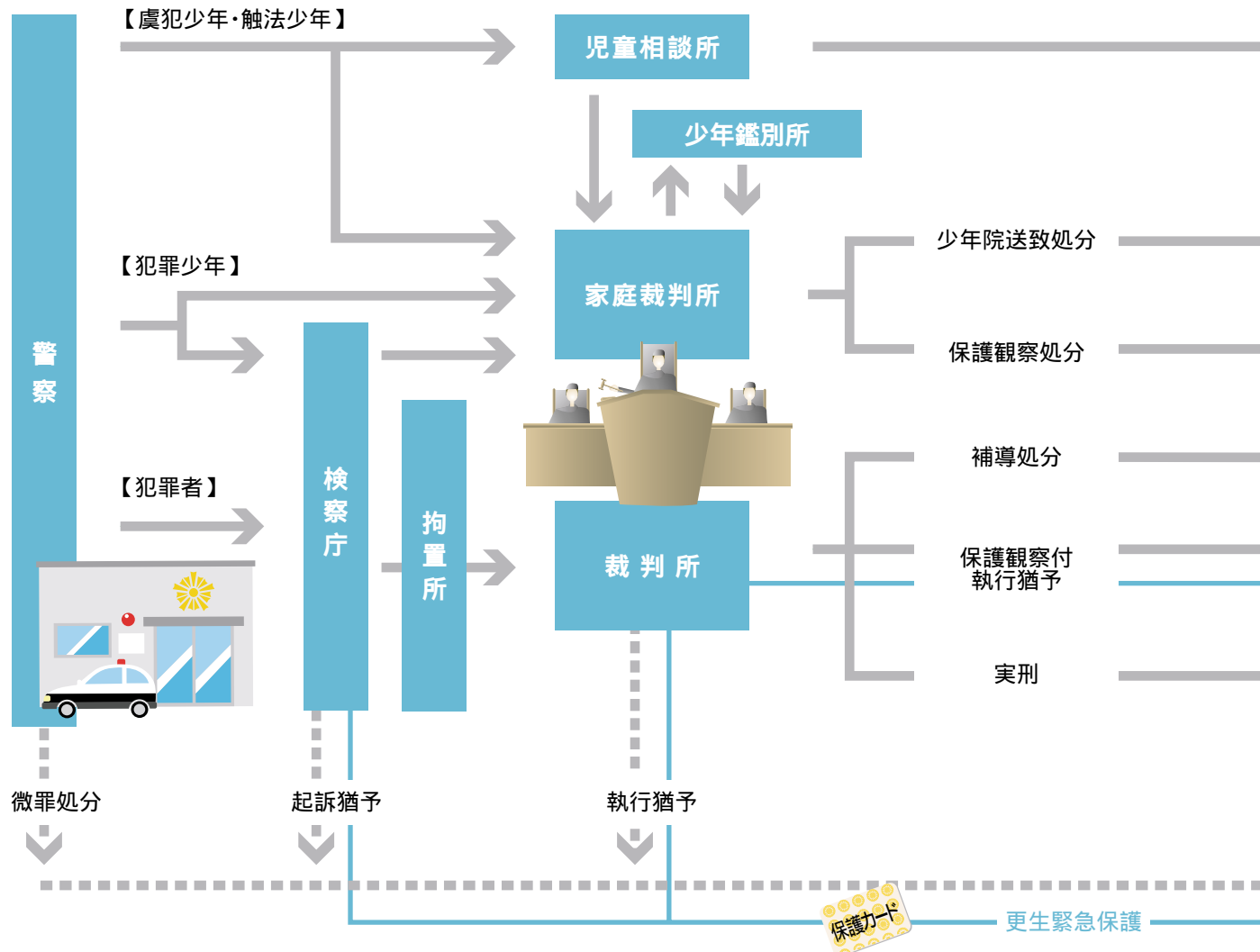
定着支援センターについてのQ & A

-14, 72

資料集

- 用語集.....76
- 関係書類・書式.....86
- 関連機関一覧112

刑事司法の流れ



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

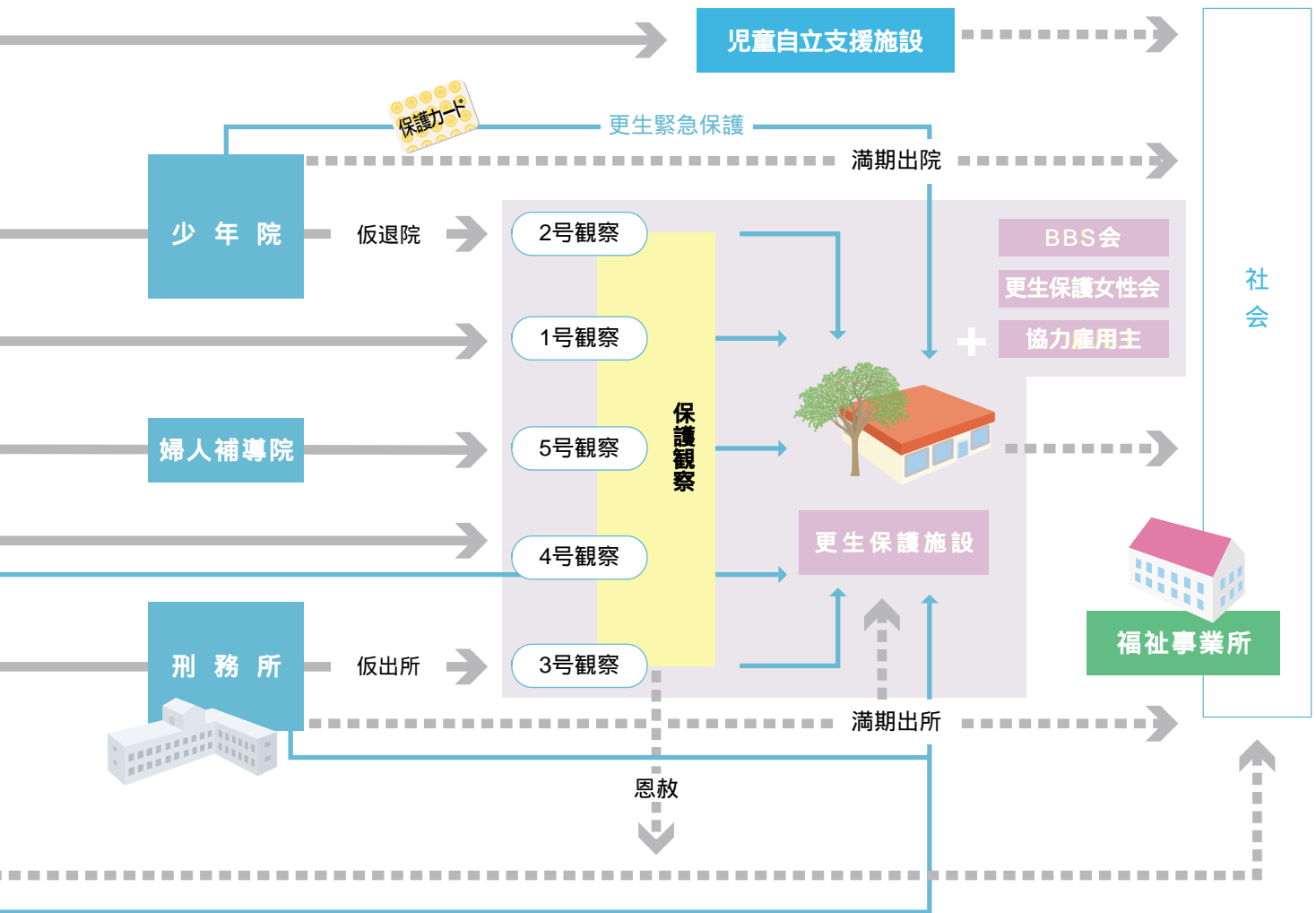
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援護を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができますこととされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。

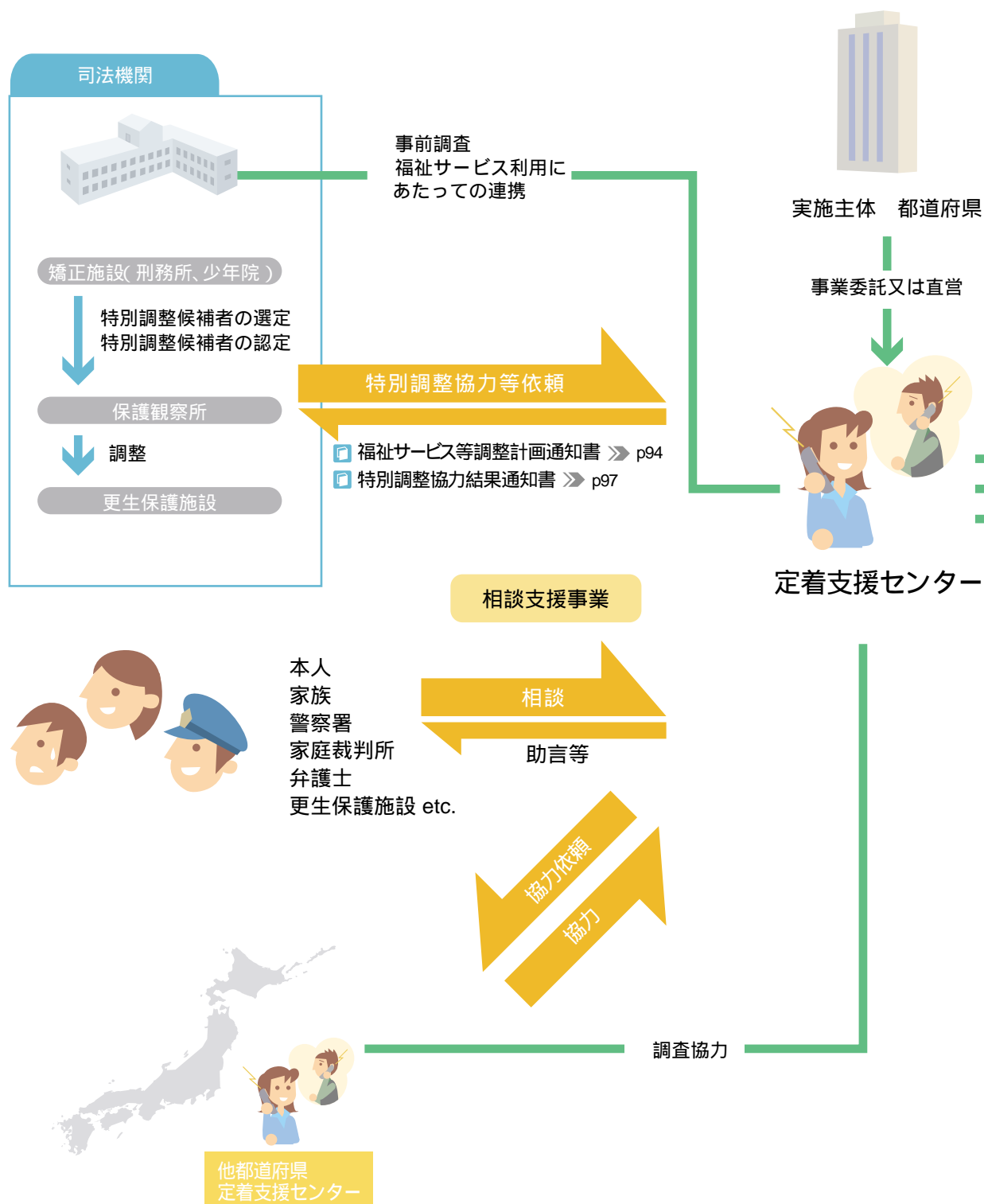
カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

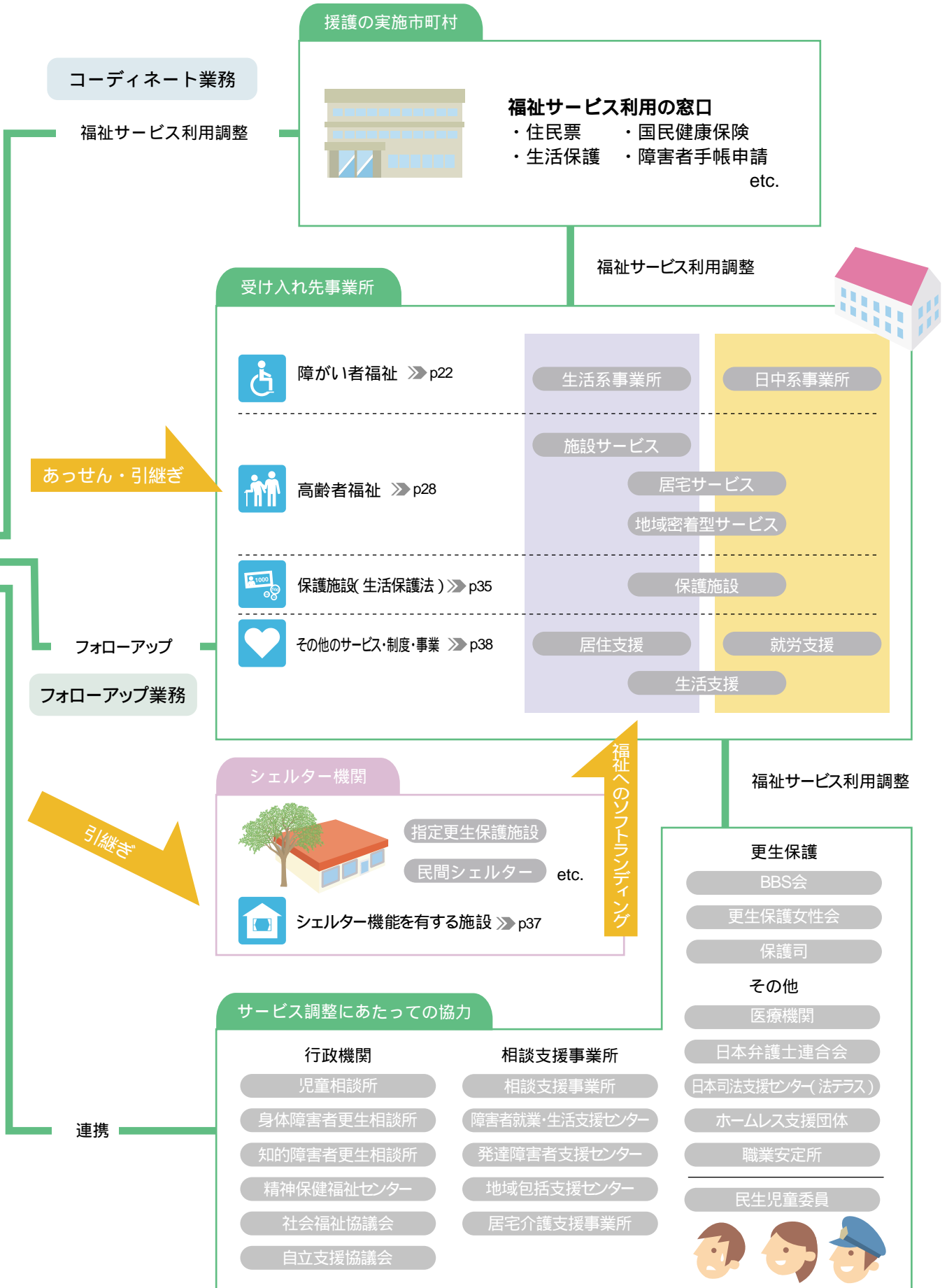
更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

定着支援センターとは

定着支援センターは関係機関と連携し、矯正施設退所後の福祉サービス利用までの支援を行います。

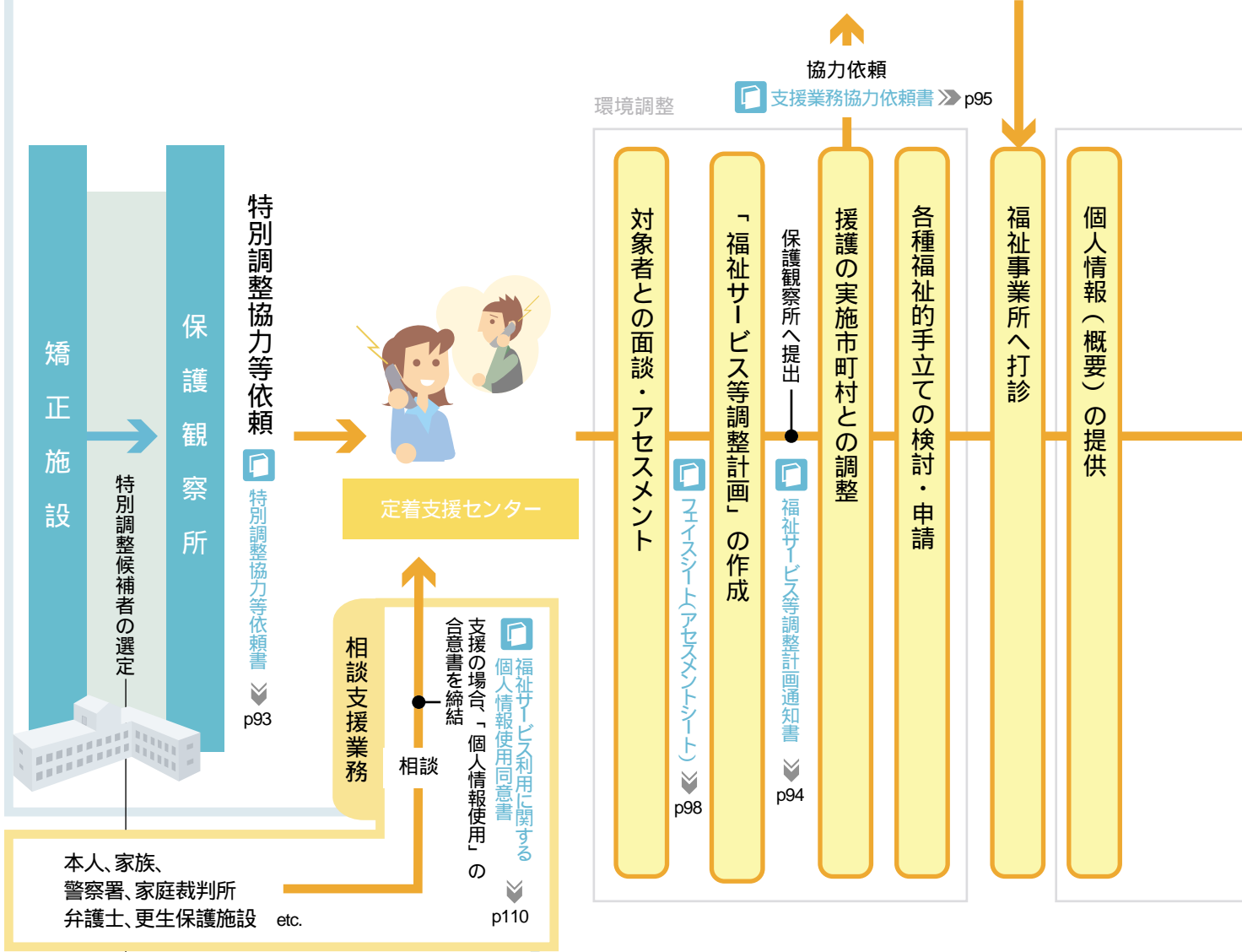


特別調整協力等依頼：センター所在地の都道府県の保護観察所からの特別調整の依頼



主な業務の流れ

コーディネート業務



特別調整対象者

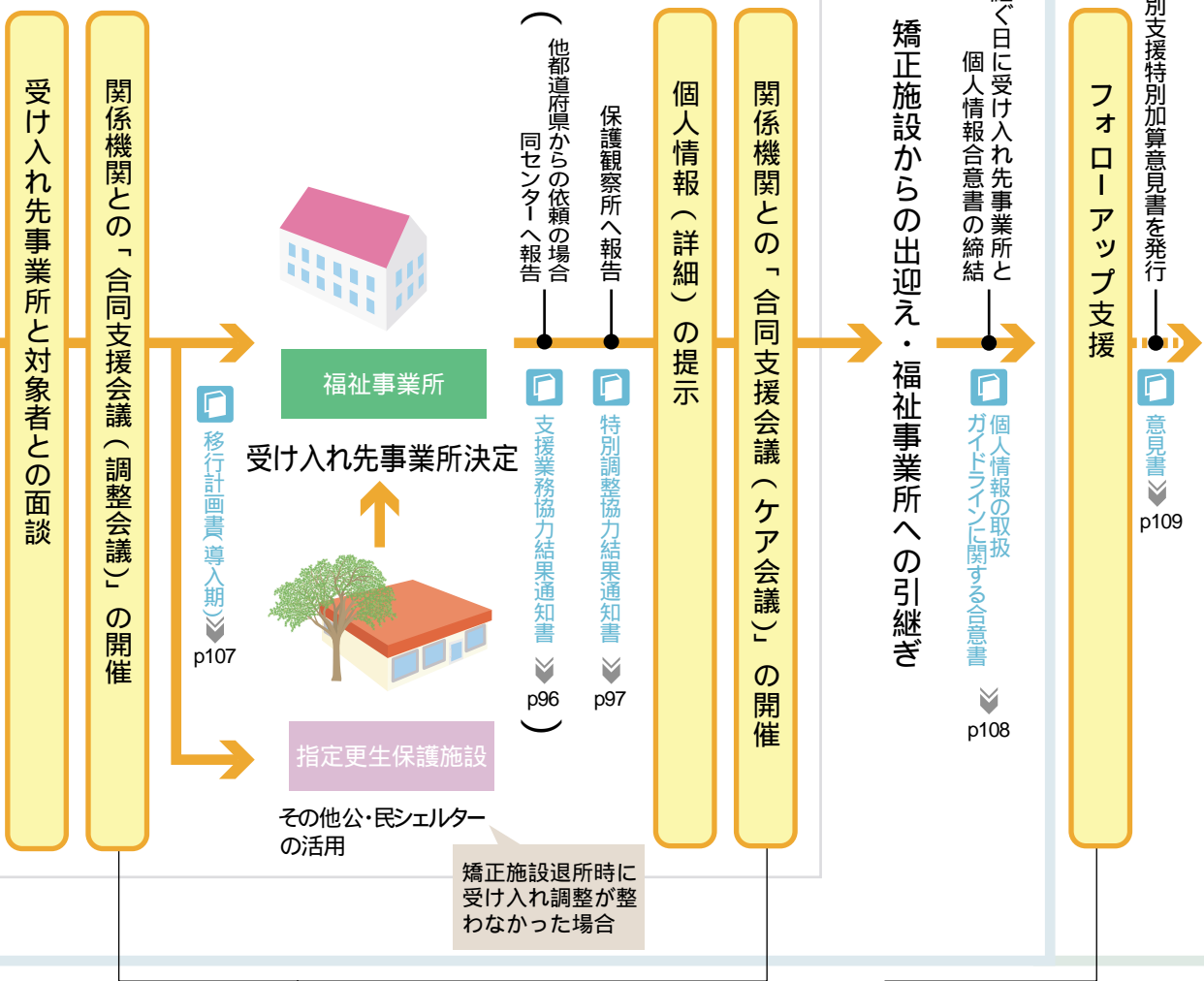
被收容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢(おおむね65歳以上をいう。以下同じ。)であり又は身体障害 知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害 知的障害若しくは精神障害により 釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で 公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために 特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で 公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に 保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

(平成21年4月 法務省保観第244号 法務省矯正局長・保護局長通達)

フォローアップ業務

受け入れ先事業所との調整



合同支援会議（調整・ケア会議）

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し対象者の支援について検討を行います。これにより矯正施設から福祉事業所への移行がスムーズに行われます。

行政	相談支援事業所
福祉事務所	障害者就業・生活支援センター
保護観察所	職業安定所
福祉事業所	医療機関
地域包括支援センター	
定着支援センター etc.	

フォローアップ体制

受け入れ先事業所においても「フォローアップ」を行い、協働体制（支援ネットワーク）でしっかりとサポートします。

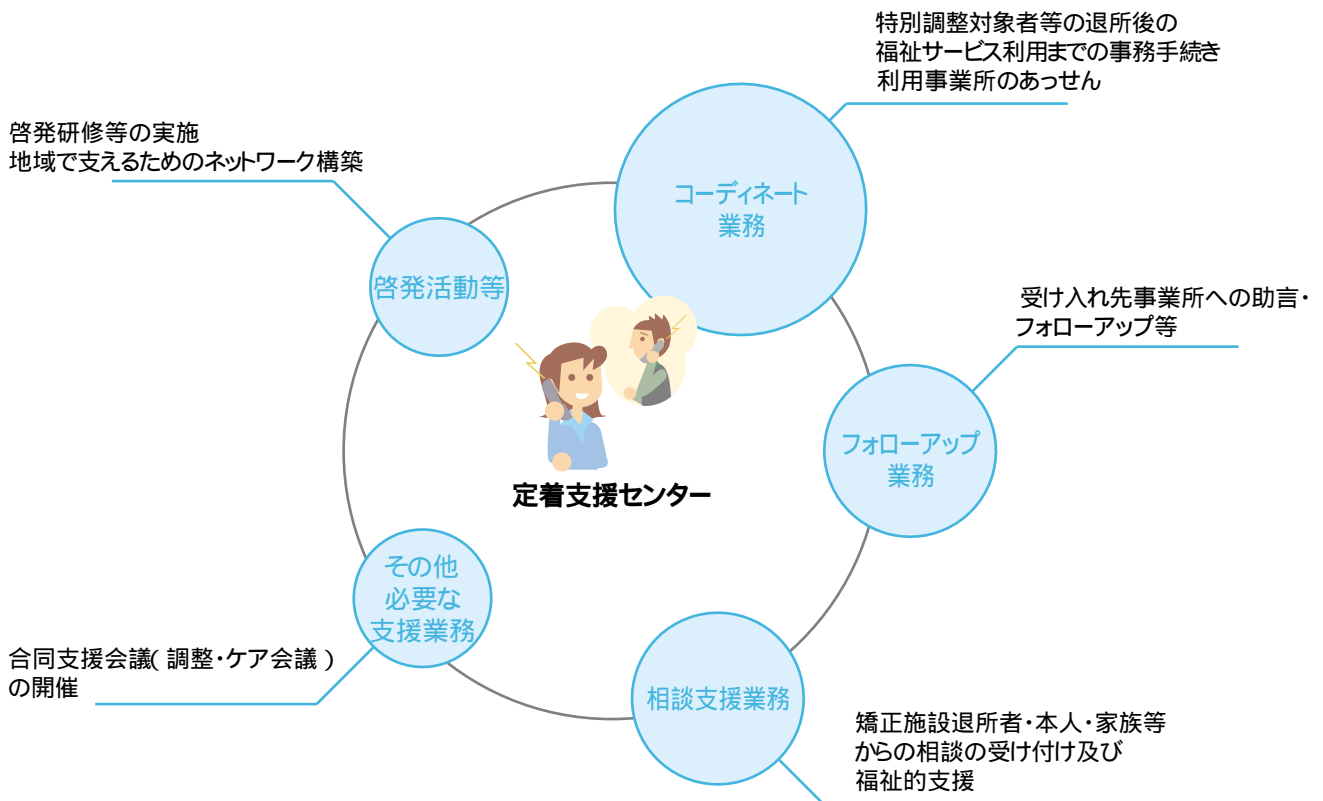
フェイスシート（アセスメント）作成の助言
モニタリング（電話及び定期訪問）
処遇面助言及び適宜関係機関との合同支援会議（ケア会議）の実施



具体的な支援にあたって

定着支援センターの5つの業務	10
支援にあたって	
担当職員の配置のあり方	13
定着支援センターについてのQ & A	14
支援にあたってのタイムテーブル	15
福祉サービスにつなぐまで	
住民票・援護の実施の確定について	17
所得保障について	19
つなぐ福祉のサービスには どのようなもの(制度・ハード・ソフト)があるか	
障がい者福祉	22
高齢者福祉	28
保護施設(生活保護法)	35
シェルター機能を有する施設	37
その他のサービス・制度・事業	38

定着支援センターの5つの業務



地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

業務1



コーディネート業務

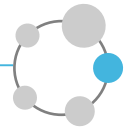


アセスメントのための現地調査

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設退所者等を対象として、必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。


- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」(☞p95)にて帰住(予定)地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援(療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障(国民健康保険等の取得)
- 所得保障(障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等)
- 受け入れ先(帰住地、身元引受人、福祉事業所)の選定、確保
- 「合同支援会議(調整・ケア会議)」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」(☞p97)にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ(矯正施設退所時に同行)
- 橋渡し(当該市町村の相談支援事業所等)

業務2



フォローアップ 業務

矯正施設から退所した後、福祉事業所等の利用を開始した対象者及び受け入れ先事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算の「意見書」( p109) の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整



受け入れ先事業所へ引き継いだ対象者の「合同支援会議（ケア会議）」

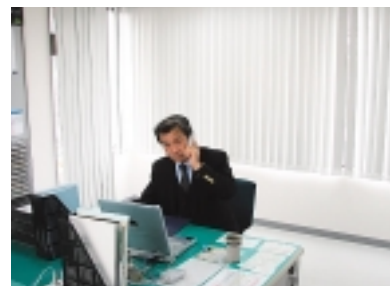
業務3



相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 本人、親族、弁護士、支援者等からの福祉相談（満期出所者、元特別調整対象者、退院者等）
- 矯正施設、更生保護施設等からの福祉相談
- 電話相談及び電話相談を受けての橋渡し（当該市町村の相談支援事業所、地域包括支援センター等）
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ



電話相談

業務4

その他 必要な 支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ



矯正施設での「合同支援会議（調整会議）」の開催

業務5

啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っていきます。

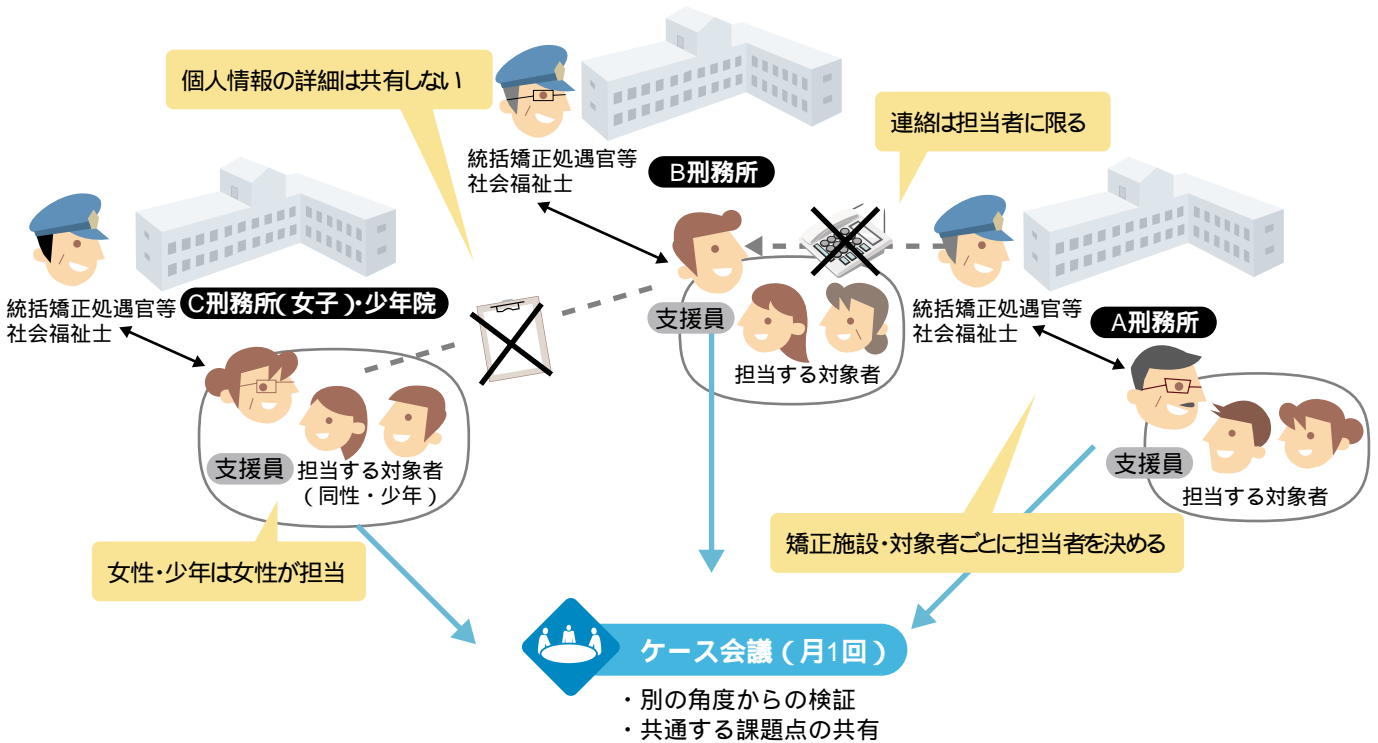
- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び矯正機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動



千葉県での現任者研修

担当職員の配置のあり方

長崎県地域生活定着支援センター版



担当職員の配置の考え方

① 矯正施設・支援対象者ごとに担当者を決める（支援の指名制）

- ・矯正施設や支援対象者（ケース）ごとに担当支援員を決めて支援を行います。
- ・原則として、対象者に関するそれぞれの個人情報は担当者が管理し、担当支援員とセンター長のみがその対象者の情報を知り得る体制をとります。支援員間では個人情報の詳細は共有しません。
- ・対象者や面接等に関する連絡は、担当支援員と刑務所の担当者との間でのみに限定し、基本的に電話による連絡事項の引継ぎ等も行っていない。（刑務所との顔の見える関係づくり）
- ・担当支援員を限定することは、「矯正施設の退所者」という、より厳重な管理が求められる個人情報の保持、及び責任の所在を明確にする点において有効になります。
- ・また福祉の支援を必要としている高齢・障がい者は「孤独と人間不信」に陥り、自分自身を固く防御している人も少なくありません。担当支援員を限定することは、本人と支援員との信頼関係を築く上で大切になってきます。

② 月に一度ケース会議を持つ

- ・月に一度支援員が集まり、定着支援センター全体でのケース会議を実施します。
- ・ケース会議ではそれぞれが受け持っている対象者について、別の角度からの検討を行うことで支援の充実化を図ります。
- ・また今後の定着支援センターの業務充実に向けて、共通する課題点の洗い出しを行います。
- ・ただし、ケース会議で支援事例を扱う際にも、原則として個人情報は概要にとどめる等の配慮が必要になります。

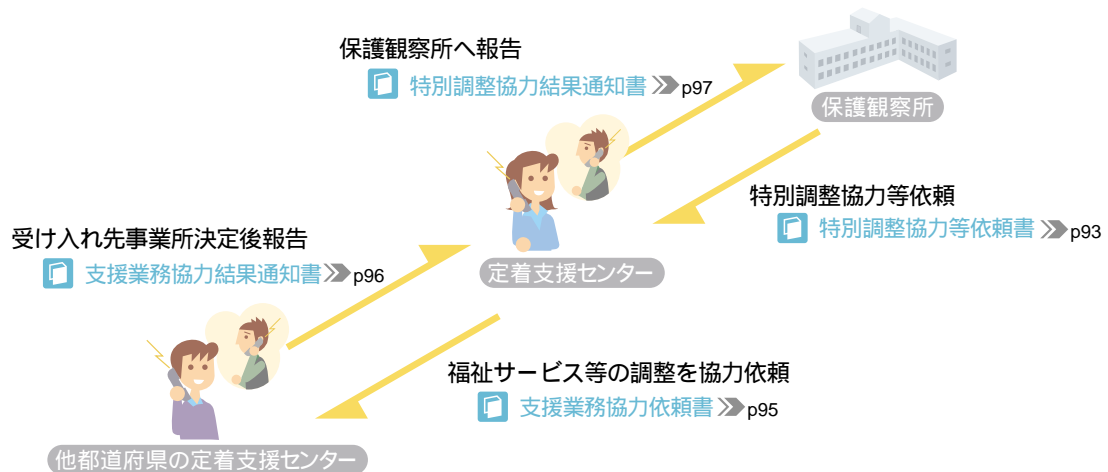
③ 女性・少年は基本的に女性が担当する方が望ましい

- ・支援にあたって女性（母性）の視点を活用することが有効になる場合があります。

定着支援センターについてのQ & A

Q 他の都道府県の定着支援センターとはどのように連携をとりますか？

A 対象者が他の都道府県への帰住を望む場合、希望する帰住地の定着支援センターに「支援業務協力依頼書」にて受け入れ先の確保及びその他の必要な対応を依頼します。依頼を受けた定着支援センターは、受け入れ先事業所等が決定次第、依頼した定着支援センターに「支援業務協力結果通知書」を提出します。保護観察所への「特別調整協力結果通知書」は、はじめに特別調整協力等依頼を受けたセンターが提出します。センター間での対象者の個人情報の受け渡しに関しては厳重な取り扱いが必要となります。



ただ、「矯正施設所在地の定着支援センターと帰住予定地の定着支援センターでどのように役割分担するのか」「フェイスシート等は同一のものを使用するのか」「どちらの定着支援センターと個人情報の取扱合意書を締結するのか」等の具体的な支援内容については、定着支援センターの設置が始まったばかりであることもあり整理されておらず、今後の精査が必要となります。

Q どんな人でも定着支援センターの支援の対象者となるのでしょうか？

A 特別調整協力等依頼のあったものは、原則として全員が支援対象者となります。ただし、「暴力団関係者」等の福祉的支援が適当ではないと判断される者については、支援を行わない場合もあります。他、相談支援業務においては、本人、家族、福祉事務所、地方公共団体、更生保護施設等からの相談もすべて受けます。すべて支援できるかどうかは別です。

Q 特別調整対象者には「医療観察法」「精神保健福祉法26条通報」の対象者も含まれますか？

A 特別調整は、懲役もしくは禁錮の刑の執行のために刑事施設に収容されている方又は刑、もしくは保護処分のために少年院に収容されている方を対象としているため、医療観察法の対象者は、対象に含まれません。

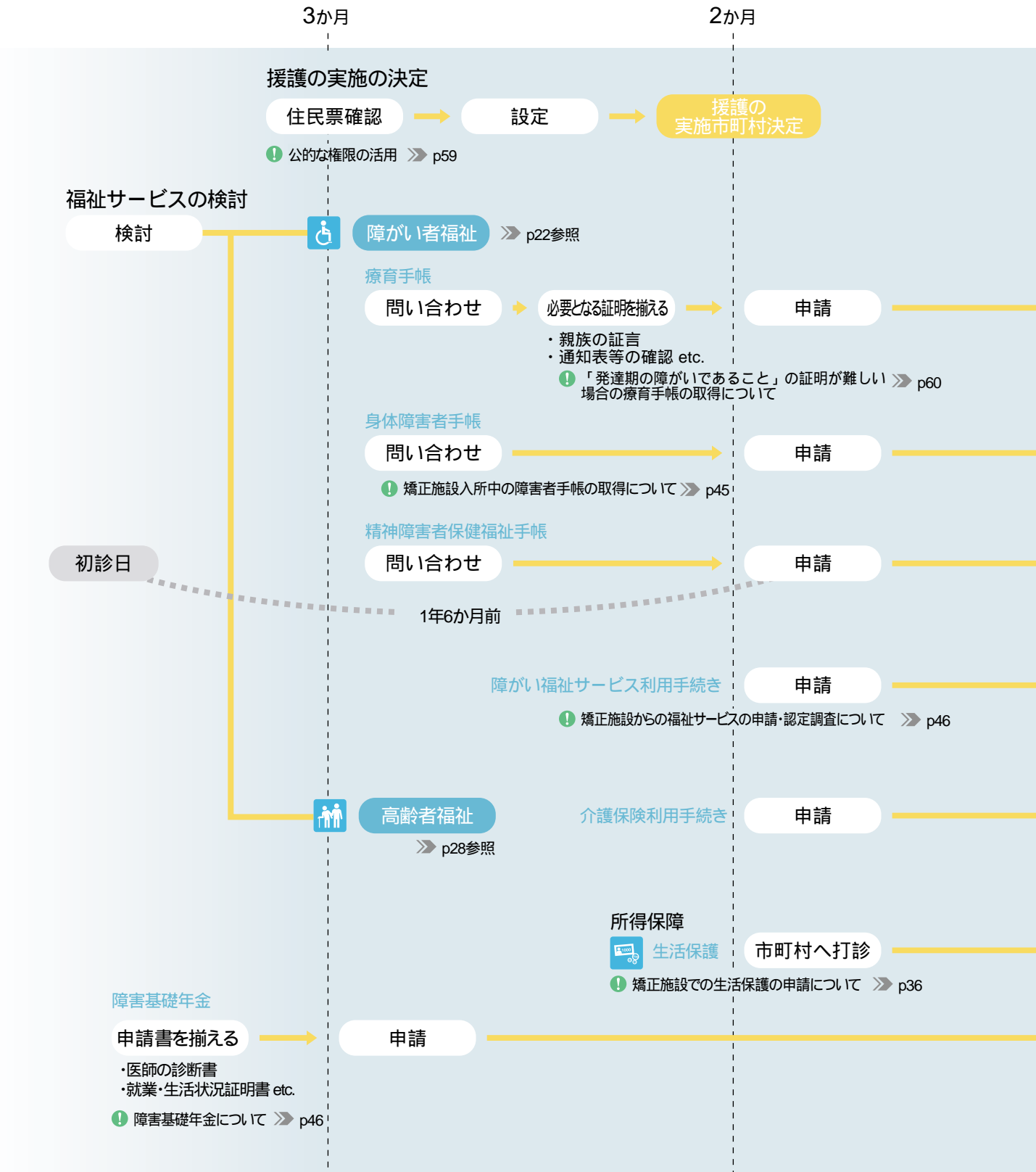
Q&A

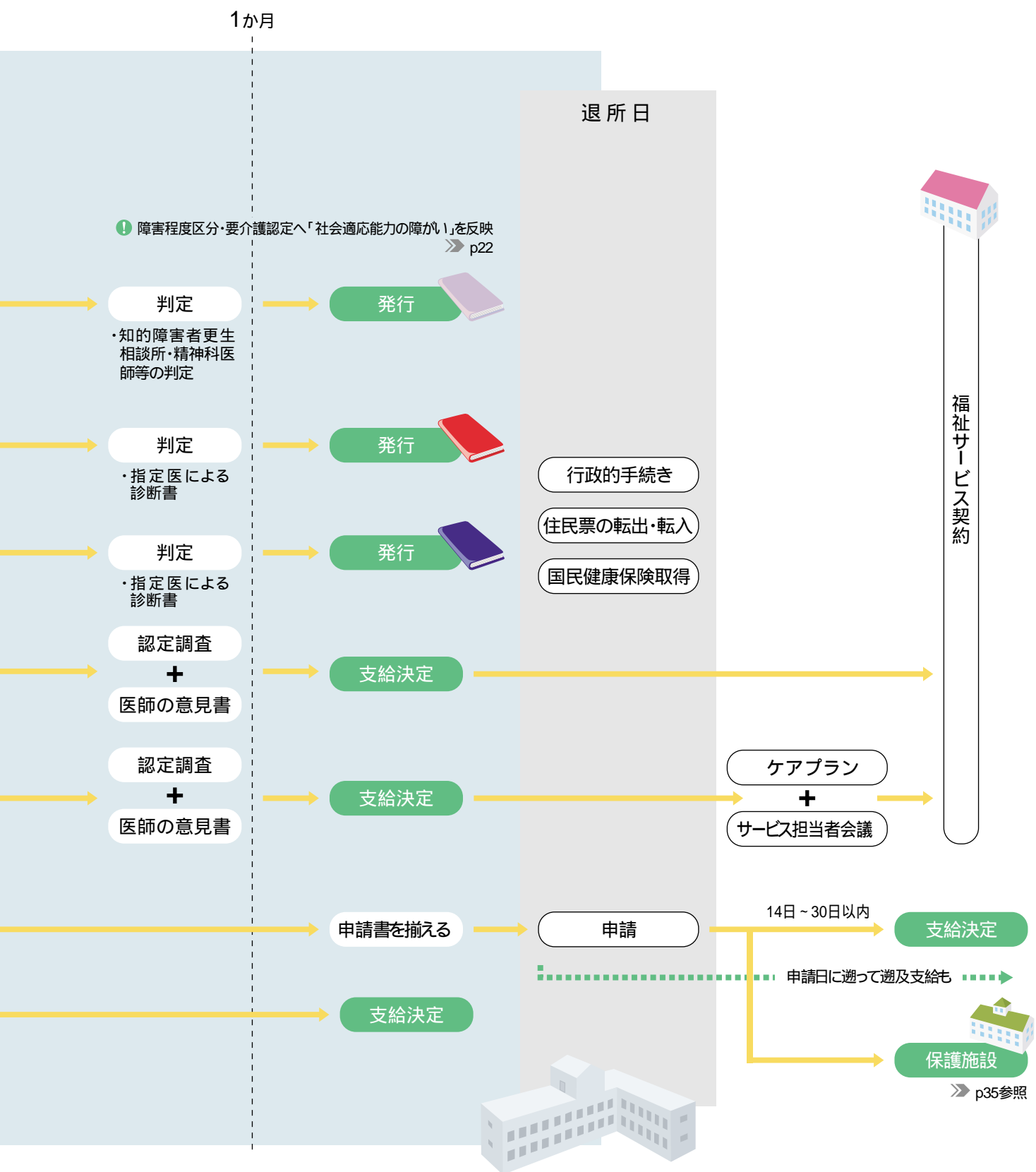
支援にあたってのタイムテーブル

退所日までに福祉のサービスを整える場合、タイムテーブルは以下の通りになります。

期間はあくまで目安であるため、個々の支援対象者に応じて異なります。

申請前に「合同支援会議（ケア会議）」を持ち、各機関で共通認識をはかることで、申請や認定の時間の短縮につなげます。





住民票・援護の実施の確定について

定着支援センターの支援対象者は長年の放浪生活や度重なる矯正施設への入所によって住民票が削除されていたり、居住地が定まっていない者が多いです。誰が福祉サービスを提供するか（援護の実施）については、居住地と大きく関係しています。つなぐ福祉サービスを検討すると同時に、援護の実施について検討する必要があります。

福祉サービスの実施市町村

① 住民票の所在地

障害者自立支援法における自立支援給付の支給決定、支給認定は原則として申請者である障がい者等の居住地の市町村が行います。介護保険においても保険者は被保険者の居住地の市町村になります。

住民票が職権削除されていた場合の方法

① 「昭和36年7月6日 矯正甲610号 法務省矯正局長通達」を活用しての住民票の設置

収容者が、施設を住所として住民登録の申出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市区町村長にその旨通知する。

② 「昭和32年6月19日 社発第441号 厚生省社会局長通知」を活用しての援護の実施の決定

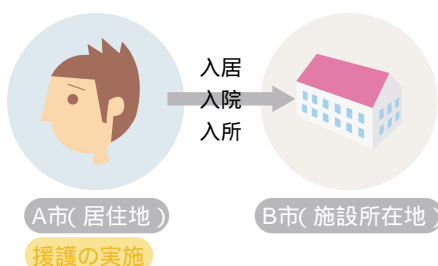
収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また、援護の実施に当るものであること。

③ 上記の通達等を応用した住所地の確定



② 施設入所に居住地を有していた市町村（居住地（住所地）特例施設に入所の場合）

施設所在地の支給決定等の事務及び費用負担が過大とならないよう、「居住地（住所地）特例施設」に指定された施設の入所・入居者については、入所に居住地を有していた市町村が援護の実施者として取り扱われます。



▶ 居住地（住所地）特例施設

障がい者支援施設
 児童福祉施設
 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、
 医療保護施設、宿所提供施設）
 共同生活援助・共同生活介護
 旧法施設 etc.

介護老人保健施設
 介護療養型医療施設
 有料老人ホーム
 軽費老人ホーム
 適合高齢者専用賃貸住宅
 養護老人ホーム



生活保護の実施責任

生活保護の実施責任は次のように決められています。

	対象者	参照条文等
① 居住地	福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する者（居住地保護） 入院前の居住地のある者 刑務所又は少年院より退所し、帰住先が出身世帯である場合。	法第19条① I 法第19条① I 局第2 12 (3)
② 現在地	居住地がないか、又明らかでない要保護者であって、福祉事務所管轄区域内に現在地を有する者（現在地保護） 生活扶助を行うために他救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託をした場合（施設入所保護等の特例） 他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にあるとき、その急迫した事由が止むまでの保護を行う場合（急迫保護） 刑務所又は少年院を退所し、帰住先が出身世帯でない場合。	法第19条① II、 局第2 1、局第2 1 (1) 法第19条③、法第84条の3、局第2 4、局第2 6、局第2 9、局第2 10 法第19条② 局第2 12 (3)
③ 入院・入所もしくは入所委託前の居住地	生活扶助を行うために他救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託をした場合（施設入所保護等の特例） 介護扶助を介護老人福祉施設に委託して行う場合（施設入所保護等の特例） 入院と同時に、または入院を直接の契機として居住地を失った場合。 居住地はないがその同一管内に確実な帰来先がある入院患者を保護する場合。 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合。 旧法の障がい者支援施設に入居し、又は共同生活介護もしくは共同生活援助を利用している場合。	法第19条③、法第84条の3、局第2 4、局第2 6、局第2 9、局第2 10 法第19条③、法第84条の3、局第2 4、局第2 6、局第2 9、局第2 10 局第2 1 (3) 局第2 1 (2)、局第2 8
④ 矯正施設の所在市町村	刑務所又は少年院より退所し、居住地がないか、又は明らかでない場合。	局第2 12 (3)

矯正施設（刑務所・少年院）から退所した者の生活保護の実施責任の考え



更生保護施設入所者の生活保護の範囲

更生保護施設に入所している保護観察対象者及び更生緊急保護の対象者については、保護観察所長からの委託により、生活保護を申請する場合は、同法の「補足性の原理」から、「医療扶助」のみしか受給することが出来ない。

所得保障について

矯正施設を退所した者が、地域で自立的な生活を行う上で所得保障が重要になります。

生活保護

生活保護とは、生活に困窮している人に対し、国が最低限度の生活を保障する制度です。要保護者であっても、福祉サービス、介護保険のサービス等を受けることが、国民の権利として保障されています。

矯正施設を退所して、頼れる親も兄弟もいない、友人もいない、これからの生活をどうしていったらよいかと途方に暮れる。こういったピンチを乗り切るための最後の砦が生活保護というサービスです。

生活保護の原理・原則

生活保護は以下の4つの基本原理に基づいて制度の実施・運営が行われています。

① 国家責任による最低生活保障の原理

憲法25条に基づき、生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施するとともに、保護を受ける者の自立助長を図ることを規定しています。

② 保護請求権無差別平等の原理

生活保護は請求権による申請が基本となります。また、原因は問わず生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目します。

③ 健康で文化的な最低生活保障の原理

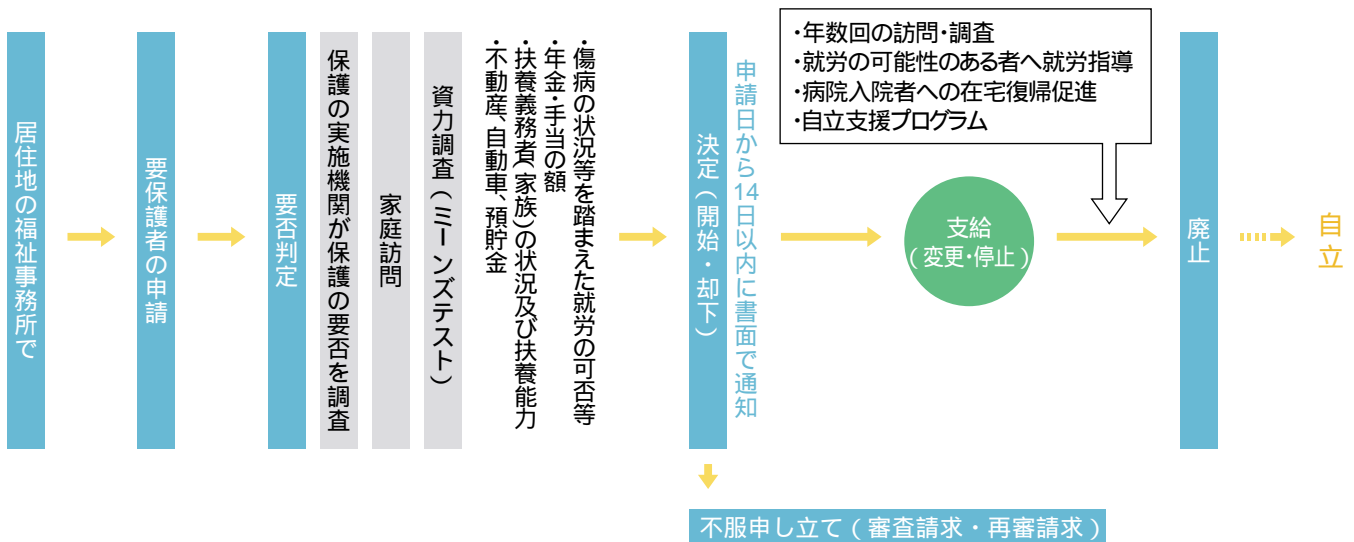
健康で文化的な最低限の生活を保障します。生活するだけのものではありません。

④ 保護の補足性の原理

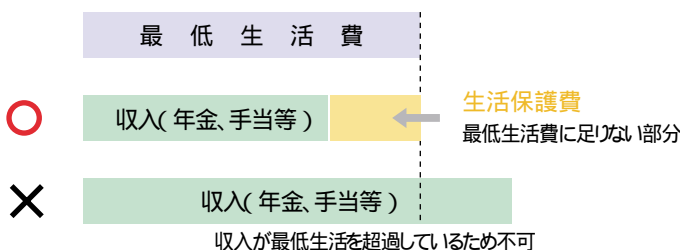
最低生活を維持するために、持っている資産や制度を最大限活用した上で、それでも不足する部分について保護をすることを定めています。要件は以下の通りです。

1. 資産の活用：
資産があれば売却あるいは活用してまず生活費にする。
2. 能力の活用：
働く意思と能力を活用することが要求される。
3. 扶養義務者の扶養：
親や兄弟（扶養義務者）からの援助が可能か？
4. 他法優先：他の制度は活用出来ないか？

生活保護の申請から実施まで



生活保護の種類と範囲



生活保護は厚生労働大臣が定める基準で計算された最低生活費から、年金等の収入を差し引いた差額が生活保護費として支給されます。生活保護費は個別状況に合わせて、8つの扶助に各種加算と一時扶助の組み合わせで成り立っています。救護施設等の「保護施設」(▶p35参照)での施設支援を除き、居宅での現金支給が原則です。

生活保護費	生活扶助	衣食その他の日常生活に必要なものを購入する生活費・光熱費
		各種加算 妊産婦加算、母子加算、障害者加算、介護保険料加算等8種類
		一時扶助 保護開始時、入学、出生等により、必要不可欠の物資を欠いており、かつ緊急やむを得ない場合に限って支給する
	教育扶助	義務教育に必要な費用（学費・学用品・給食費・通学用品）
	住宅扶助	家賃や住宅を維持するのに必要な費用
	医療扶助	健康保険に準じて治療に必要な費用を現物給付（医療券の発行）と移送費
	介護扶助	自己負担の支払い分を現物給付で行う（介護券の発行）
	出産扶助	分娩に必要な費用
	生業扶助	就労に必要な費用（小規模事業の資金や技能習得費用）
	葬祭扶助	葬祭を行うもので扶養義務者がいない場合の葬儀費用（読経料も含）

問い合わせ先 市町村福祉事務所、支庁福祉事務所並びに福祉事務出張所

対象者 生活費に困り困窮している国民であれば誰でも利用することが可能

障害基礎年金

国民保険に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により決められた障害等級表（1級・2級）による障がいのある間は障害基礎年金が支給されます。

知的障がい者の様に20歳前に障がいの状態にある場合は、障がい者になる以前に加入することが出来ないため、保険料を支払ったかどうかという拠出要件が問われない「無拠出年金」となります。

▶ **年金の手続きに必要な書類等**

1 障害基礎年金の裁定請求書	6 印鑑
2 戸籍謄本	7 現在の診断書
3 世帯全員の住民票 （住民票コードが記載されているもの）	8 障害者手帳
4 本人の年金手帳	9 その他指示された書類
5 請求者名義の普通預金通帳	

平成21年度給付金額(年額)

1級	990,100円
2級	792,100円

問い合わせ先 市町村の国民年金課

対象者 65歳未満にあり、障がい認定日に障害等級表の定める1～2級に該当している者

生活福祉資金貸付制度

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な世帯に対する貸付制度です。資金の貸付と必要な相談・支援によりその世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。資金の貸付には民生委員の面接が必要になります。原則1名の連帯保証人を立て、据置期間後、作成した返済計画に基づき毎月返済します。

▶ **申し込める貸付資金の名称**



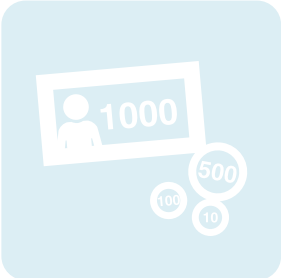


	内容	償還期間	据置期間
総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活支援費用、住居入居費（敷金・礼金）等	据置期間経過後10年以内	貸付最終貸付日から6か月以内
福祉資金	日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる福祉的な費用	費用により異なる	貸付日から6か月以内
教育支援資金	高等学校、高等専門学校、短大、大学の就学・入学に必要な費用	据置期間経過後10年以内	卒業後6か月以内
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有する高齢者に当該不動産を担保として貸付ける資金	据置期間終了時	契約の終了後3か月以内

問い合わせ先 都道府県社会福祉協議会

対象者

- ① 一定の所得額以下(概ね市町村税非課税程度)の家庭(生活保護を受給している方も申し込み出来ます)
- ② 知的障がい、身体障がい、精神障がいがあり、それぞれの手帳の交付を受けている方がいる家庭
- ③ 65歳以上の高齢者がいる家庭

つなぐ福祉のサービスにはどのようなもの(制度・ハード・ソフト)があるか

	対象者	主なサービス内容 ()は主な事業	
 <p>障がい者福祉</p>	<p>知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 発達障がい者 障がい児</p>	<p>生活系事業所 (グループホーム、ケアホーム) 日中系事業所 (生活介護 / 就労移行支援、就労継続支援A・B型) 相談支援事業 介護サービス (居宅介護、移動支援)</p>	p22
 <p>高齢者福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者(第1号被保険者) ・40~65歳未満の者で、16の特定疾病に該当し、かつ要介護認定を受けて要支援以上と判定された者(第2号被保険者) 	<p>施設サービス (老人福祉施設、老人保健施設 / 養護老人ホーム) 居宅サービス (訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護) 地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)</p>	p28
 <p>保護施設(生活保護法)</p>	<p>身体上又は精神上的の理由や世帯の事情により支援が必要と思われる要支援者で、生活保護を受給している者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・医療保護施設 ・宿所提供施設 	p35
 <p>シェルター機能を有する施設</p>	<p>すべての対象者(施設によっては満期出所者、女性等の対象者の制限がある)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設 ・救護施設 ・婦人相談所一時保護所 ・無料低額宿泊所 etc. 	p37
 <p>その他のサービス・制度・事業</p>	<p>すべての対象者</p>	<p>サービス調整にあたっての協力 地域で支えるためのネットワーク 居住サービス 日中活動支援 権利擁護</p>	p38



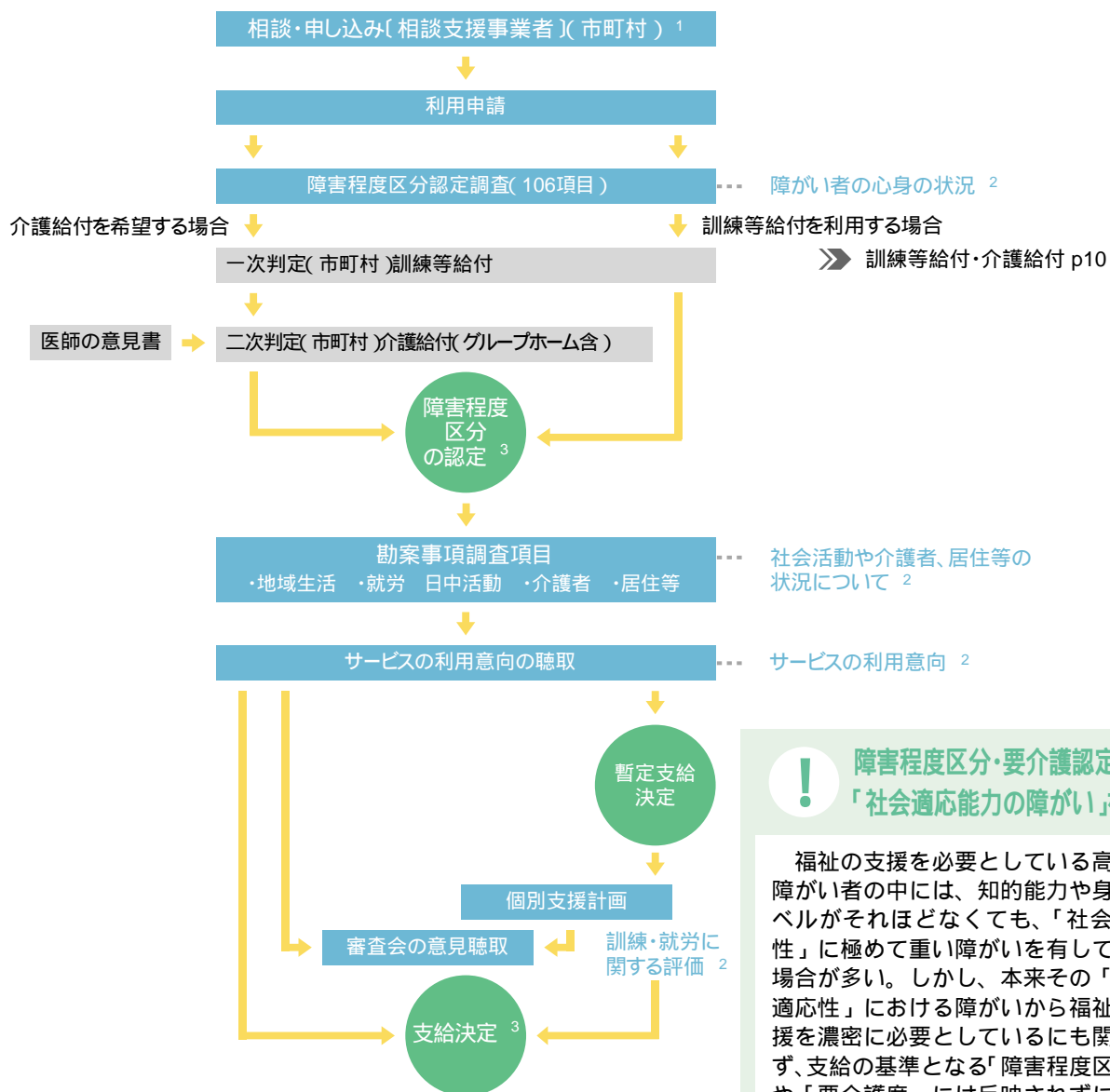
障がい者福祉（障害者自立支援法）

障がい者へのサービスは、平成18年に成立した知的・身体・精神の三障がいを一元化した障害者自立支援法によって提供されます。現在は経過措置として障害者自立支援法以前の施設も並存しています。また、既存の障がいの範囲に当てはまらない、「発達障がい」という新しい障がいへのサービスもスタートしています。

- 対象者** 知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者、発達障がい者、障がい児
- 担当窓口** 市町村障害福祉課、相談支援事業所

サービス受給までの流れ

障害者自立支援法によるサービスを利用するには、障害程度区分の認定が必要になります。サービス利用の申請は、市町村障害福祉課に直接提出するか、相談支援事業所を通して行ないます。



! 障害程度区分・要介護認定へ「社会適応能力の障がい」を反映

福祉の支援を必要としている高齢・障がい者の中には、知的能力や身体レベルがそれほどなくても、「社会適応性」に極めて重い障がいを有している場合が多い。しかし、本来その「社会適応性」における障がいから福祉の支援を濃密に必要としているにも関わらず、支給の基準となる「障害程度区分」や「要介護度」には反映されずに、必要な福祉サービスを利用できないミスマッチが生じてしまう場合が多い。「障害程度区分」「要介護度」の認定調査の際には、特記事項に社会適応能力の障がいを反映していただけるよう、定着支援センター側から特記に関する記載例を提出するなどして、適切な「障害程度区分」「要介護認定」を支給・決定していただく必要がある。

- 1 障害者自立支援法においては福祉サービスの申請条件に「障害者手帳の所持」という項目はありません。しかし、福祉サービスの申請にあたってサービスの利用が出来る市町村と出来ない市町村があり確認が必要です。
- 2 障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、決定の各段階において①障がい者の心身の状況（障害程度区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、決定を行います。
- 3 不服がある場合、都道府県に不服申立てすることが出来ます。

地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

住まい

- ①共同生活するところ
- ・**新** 施設入所支援 >>> p25
 - ・**新** ケアホーム(共同生活介護)>>> p25
 - ・**新** グループホーム(共同生活援助)>>> p25
 - ・**新** 宿泊型自立訓練 >>> p25
 - ・**新** 福祉ホーム >>> p25
 - ・**新** 盲人ホーム
 - ・**旧** 知的障害者通勤寮
 - ・**旧** 身体障害者療護施設
 - ・**旧** 更生施設
 - ・**旧** 児童入所施設
 - ・**旧** 精神障害者生活訓練施設
 - ・**旧** 精神障害者福祉ホームB型

暮らすところで 利用する サービス

- ①相談支援
- ・**新** 相談支援事業 >>> p25
 - サービス利用計画作成
 - 特例介護給付費
 - 特例訓練費
 - 特定障害者特別給付費
 - ・**新** 発達障害者支援センター >>> p26

手帳

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

- ②居住サポート
- ・**新** 住宅入居等支援(居住サポート)>>> p25

- ③公営住宅への入所
- ・公営住宅への入居
 - ・公営住宅家賃の減免

- ④住宅の改造
- ・住宅改造費補助
 - ・住宅整備資金貸付

- ②介護サービス
- ・**新** 居宅介護(ホームヘルプ)>>> p25
 - ・**新** 重度訪問介護
 - ・**新** 行動援護 >>> p25
 - ・**新** 移動支援 >>> p25
 - ・**新** 重度障害者等包括支援
 - ・**新** 短期入所(ショートステイ)>>> p26
 - ・**新** グループホーム・ケアホーム体験利用 >>> p26
 - ・**新** 訪問入浴サービス
 - ・**新** 身体障害者自立支援
 - ・**新** 生活サポート >>> p26
 - ・**新** 日中一時支援 >>> p26

暮らしを支える 用具

- ・**新** 補装具
- ・**新** 日常生活用具給付支援事業

>>> 詳しい説明あり

新 「障害者自立支援法」に基づく施設・制度・事業等

旧 「障害者自立支援法」施行前の旧「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(略称：精神保健福祉法)」および「児童福祉法」に基づく施設・制度・事業

無印 上記以外の法律に基づく施設・制度・事業

日中活動

①介護サービス

- ・**新**療養介護
- ・**新**生活介護 >>> p26

②活動支援サービス

- ・**新**コミュニケーション支援事業
- ・**新**自立訓練(生活訓練) >>> p26
- ・**新**自立訓練(機能訓練) >>> p26
- ・**新**地域活動支援センター >>> p26
- ・**旧**障害者(児)デイサービス
- ・共同作業所 >>> p26
- ・**旧**身体障害者療護施設
- ・**旧**授産施設
- ・**旧**通園施設
- ・ソーシャルクラブ

③職業訓練と働く場

- ・障害者職業能力開発校
- ・**新**就労移行支援 >>> p27
- ・**新**就労継続支援A型 >>> p27
- ・**新**就労継続支援B型 >>> p27
- ・**旧**福祉工場

おでかけ

①のりもの

- ・交通運賃の割引
- ・移動支援事業
- ・タクシー料金
- ・その他の移送サービス

②自動車関係

- ・有料道路の割引
- ・駐車禁止除外指定車標章
- ・**新**障害者自動車運転免許取得費・改造費

仕事

①あっせん・仲介サービス

- ・職業安定所(ハローワーク) >>> p27
- ・障害者職業センター >>> p27
- ・障害者就業・生活支援センター >>> p27

②働く場への支援

- ・知的障害者の職親委託
- ・トライアル雇用(障害者試行雇用事業) >>> p27
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ) >>> p27
- ・職場適応訓練制度 >>> p27
- ・精神障害者社会適応訓練制度 >>> p27
- ・精神障害者ステップアップ雇用 >>> p27



障がい者(児)
(知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者、
発達障がい者、障がい児)

▶ 自立支援給付費

介護給付	①居宅介護(ホームヘルプ)	訓練等給付	①自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	②重度訪問介護		②就労移行支援
	③行動援護		③就労継続支援A型
	④重度障害者等包括支援		④就労継続支援B型
	⑤児童デイサービス		⑤共同生活援助(グループホーム)
	⑥短期入所(ショートステイ)	地域生活支援事業	①相談支援事業
	⑦療養介護		②コミュニケーション支援事業
	⑧生活介護		③日常生活用具給付支援事業
	⑨施設入所支援		④移動支援
	⑩共同生活介護(ケアホーム)		⑤地域活動支援センター etc.

住まい

	サービス内容	対象者	障害程度区分	利用期間	給付
施設入所支援	平日の日中は通所事業である生活介護、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援等を利用している人が生活するケア付住宅。	次のいずれかに該当する方 ① 50歳未満の場合 区分4以上 ② 50歳以上の場合 区分3以上		制限なし	介護
ケアホーム (共同生活介護)	介護の必要な人の共同生活の場。日常生活を送る上で必要となる食事、排泄、入浴等の介護が提供される。	地域で自立した日常生活を営む上で日常生活の支援を必要とする者。 ケアホームはグループホームの対象利用者も利用可能	区分2以上	制限なし	介護
グループホーム (共同生活援助)	介護を必要としない人の共同生活の場。食事、日常生活上の相談支援が利用できる。	介護が必要でない者。	区分1非該当	制限なし	訓練
宿泊型自立訓練	一定期間施設に入所し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るための訓練を行う。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の一定の支援が必要な知的・精神障がい者。	制限なし	2年 (3年)	訓練
福祉ホーム()	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住宅確保の難しい人に、低料金で共同生活の場を提供する。	家庭環境や住宅事情等で居宅での生活が困難な者。 日常生活の介護や医療を必要とする人は対象外となる		制限なし	地域
住宅入居等支援() (居住サポート)	一般住宅(公営住宅および民間の賃貸住宅)を希望する障がい者に対して、家主との入居手続の交渉等の入居支援、入居後のサポート体制の調整を行い、安心して賃貸住宅等に入居出来るように支援する。	障がい者等であって一般住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由で入居が困難な者(現グループホーム利用者は対象外)			地域

暮らすところで利用するサービス

	サービス内容	対象者	障害程度区分	給付
相談支援事業	障がい者が自立した地域生活が出来るために、相談、状況の提供、助言、サービス利用支援、権利擁護等の相談に応じる。	誰でも相談が可能。	制限なし	地域
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、①身体介護、②家事援助、③通院等の乗降介助、④心配事の相談、話し相手等の相談支援の日常的ケアを行う。	自立支援給付の受給者証を持っており、居宅での介護を必要とする者。	区分1以上	介護
行動援護	重度の自閉症・てんかん・総合失調症等で、日常生活の行動のセルフコントロールが難しい者に対して、自傷・異食、徘徊等の危険等を回避するための援護(移動を含む)を提供するサービス。	① 区分3以上 ② 行動する際に安全を確保することが難しく支援が必要な知的障がい者(児) ③ 認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が10点以上の者		介護
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するサービス。	全身性障がい者(児)、視覚障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)。	制限なし	地域

短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人の疾病等の何らかの理由によって、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする者に、食事、排泄、入浴の介護等を提供する。	自立支援給付の受給者証を持って、短期間の入所が必要な者。	区分1以上	介護
グループホーム・ ケアホーム 体験利用	グループホーム(共同生活援助) ケアホーム(共同生活介護)の生活体験の場を提供する。(連続30日以内かつ年50日以内)	施設入所もしくは精神病院等に入院している者又は家族等と同居している者等で、共同生活住居への入居を希望している者。	区分2以上 共同生活介護利用	介護
			区分1・非該当 共同生活援助利用	訓練
生活サポート()	ホームヘルパーを派遣し必要な生活支援・家事支援を行う。	日常生活に関する支援、家事に対する支援が必要な者。	区分2以上	地域
日中一時支援	家族等の介護者の就労や休息を図るために、日中の一時的な活動場所を提供する。	日中ケアする人がいない等、一時的な見守りが必要と認められた障がい者(児)	制限なし	地域
発達障害者 支援センター	発達障がい者に対して、相談支援、就労支援、早期発見・早期支援を目指した発達支援等を行うサービス。	発達障がい者(自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の脳機能の障がい)		

日中活動(介護サービス)

	サービス内容	対象者	利用期間	給付
生活介護	常時介護等の支援が必要な人に提供する、昼間の食事や入浴等の介護、創作等の日中活動、生産活動等の日中活動支援サービス。	常時介護が必要な障がい者で以下のいずれかに当てはまる者。 ① 区分3以上の者(障がい者支援施設等に入所する場合は区分4以上) ② 50歳以上の場合は、区分2以上の者(障がい者支援施設等に入所する場合は区分3以上)	制限なし	介護

日中活動(活動支援サービス)

	サービス内容	対象者	障害程度区分	利用期限	給付
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供する。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的・精神障がい者。	制限なし	36か月(長期入院・施設利用者) 24か月(上記以外)	訓練
自立訓練 (機能訓練)	機能訓練: 身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復 生活訓練: 知的・精神障がい者への生活能力の維持・向上、生活訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のために、一定の支援が必要な身体障がい者。	制限なし	18か月	訓練
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を通し、地域活動支援の促進を図る。	就労が困難な在宅の知的・身体・精神障がい者。	制限なし	制限なし	地域
共同作業所	地域で生活する障がい者の日中活動の場。部品組み立て、自主製品づくり、喫茶店等、作業所によって異なる。 各作業所への申し込みとなる。	地域で暮らす知的・身体・精神障がい者で、一般の職場で働くことができない、または働いても職場を見つけないのが難しい者。		制限なし	

市町村の任意で設置する地域生活支援事業のため未設置の市町村もあり

介護：介護給付、訓練：訓練等給付、地域：地域生活支援事業

「障害者自立支援法」に基づく施設・制度・事業

「障害者自立支援法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法及び児童福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業

日中活動（職業訓練と働く場）

	サービス内容	対象者	利用期限	給付
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を行う。	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて、適性にあった職場への就労が見込まれる知的・身体・精神障がい者（65歳未満の者）。	2年	訓練
就労継続支援 A 型	一般企業等で雇用されることが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	雇用契約に基づく就労が可能な知的・身体・精神障がい者（利用開始時65歳未満の者） 雇用によらずに施設を利用できる特例制度での利用も可能。	制限なし	訓練
就労継続支援 B 型		就労移行支援事業等を利用したが、一般就労等に結びつかない者や、50歳に達している者等で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。	制限なし	訓練

仕事

	サービス内容	対象者	問い合わせ先
職業安定所 （ハローワーク）	高齢者や障がい者の専門援助部門にて、雇用先の紹介と共に、障がい者の就労支援を担う福祉事業所・機関への紹介を行う。	知的・身体・精神障がい者。	・職業安定所
障害者職業センター	障がい者から仕事についての相談を受け、助言等を行う機関。①職業相談及び職業指導、②職業評価、③事業所にて指導を行うジョブコーチ支援等を行う。	知的・身体・精神障がい者。	・直接申し込み ・職業安定所
障害者就業・生活支援センター	職業的自立を実現するための、就職と生活の支援を一体的に行う機関。各機関と連携して就職までのあっせん及び生活の支援を実施する。	就労とそれに伴う生活上の支援を必要としている障がい者。	・直接申し込み
トライアル雇用 （障害者試行雇用事業）	障がい者雇用に対する不安を軽減し、事業主と障がい者相互の理解を深めることを目的に、3か月間の試行雇用を行う事業。	職業安定所から紹介された者。	・職業安定所
職場適応援助者 （ジョブコーチ）	障がい者が円滑に職場に対応できるように、地域の障害者職業センター等から援助者が一定期間職場に出向いて支援を行う制度。	就労を目指す知的・身体・精神障がい者。	・障害者職業センター ・職業安定所
職場適応訓練制度	障がい者が、職場の仕事や環境に慣れるために行う、就職を前提とした実地訓練を行う事業。（期間は原則6か月）	知的・身体・精神障がい者で、職業安定所から紹介された者。	・職業安定所
精神障害者 社会適応訓練制度	通院中の精神障がい者が就労を体験する事業。（期間は6か月）	社会生活を送りながら、就労体験を希望する精神障がい者で、保健所から紹介された者。	・保健所 ・市町村窓口
精神障害者 ステップアップ雇用	精神障がい者を試行的に雇用し、徐々に就業時間を延長していくことで、一定期間をかけて職場への適応を図る事業。（期間は3か月～12か月）	就労を目指す精神障がい者で、職業安定所から紹介された者。	・職業安定所

介護：介護給付、訓練：訓練等給付、地域：地域生活支援事業

「障害者自立支援法」に基づく施設・制度・事業

「障害者自立支援法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法及び児童福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業



高齢者福祉

高齢者が利用するサービスとして大きなものに介護保険法があります。その他に老人福祉法によってサービスが提供されます。

対象者

65歳以上の者
40歳～65歳未満の者で、16の特定疾病に該当し、かつ要介護認定を受けて要支援以上と判定された者

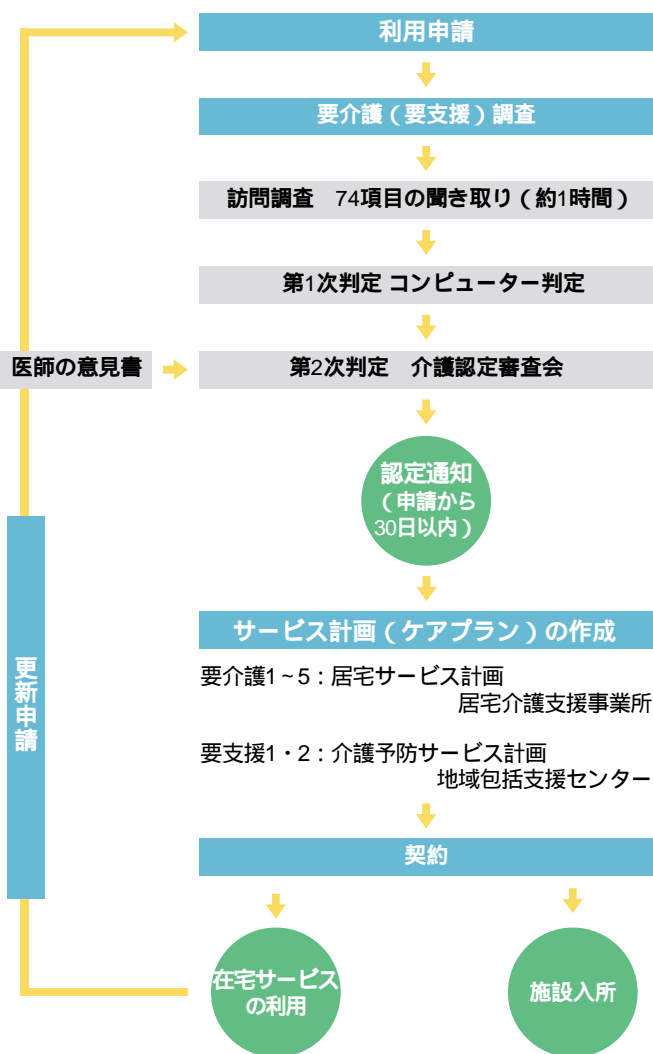
担当窓口

市町村介護保険・高齢福祉担当課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

サービス受給までの流れ

介護保険のサービスを利用するには、市町村から要介護認定を受ける必要があります。認定に基づき、ケアマネジャー（介護支援専門員）等が作成するケアプランに基づいてサービスを利用します。老人福祉法のサービスは市町村の「措置」となります。


介護保険法



老人福祉法の措置による入所









自宅で受けるサービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)》》 p31
- ・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)》》 p31
- ・訪問入浴介護
- ・介護予防入浴介護
- ・訪問リハビリテーション》》 p31
- ・介護予防訪問リハビリテーション》》 p31
- ・訪問看護》》 p31
- ・介護予防訪問看護》》 p31
- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・夜間対応型訪問介護
- ・ 高齢者の生活支援
- ・宅老所》》 p32

施設等に出かけて受けるサービス

- ・通所介護(デイサービス)》》 p31
- ・介護予防通所介護(デイサービス)》》 p31
- ・通所リハビリテーション(デイケア)》》 p31
- ・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)》》 p31
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)》》 p31
- ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)》》 p31
- ・短期入所療養介護(ショートステイ)》》 p31
- ・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)》》 p31
- ・小規模多機能型居宅介護》》 p31
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護》》 p31
- ・認知症対応型通所介護(デイサービス)
- ・介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)
- ・介護予防・生きがい活動支援
- ・サロン活動
- ・宅老所》》 p32


施設等で生活しながら受けるサービス

- ・指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)》》 p32
- ・地域密着型指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)》》 p32
- ・介護老人保健施設(老人保健施設)》》 p32
- ・指定介護療養型医療施設》》 p32
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)》》 p32
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)》》 p32
- ・特定施設入居者生活介護》》 p32
- ・介護予防特定施設入居者生活介護》》 p32
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》》 p32
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護》》 p32
- ・ 養護老人ホーム》》 p33
- ・ 軽費老人ホームA型・B型》》 p33
- ・ 在宅介護対応型軽費老人ホーム(ケアハウス)》》 p33
- ・ 有料老人ホーム》》 p33
- ・ 過疎地地域小規模老人ホーム
- ・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)》》 p33
- ・宅老所》》 p32

暮らしを支える用具

- ・福祉用具貸与
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・日常生活用具

》》 詳しい説明あり

 老人福祉法に基づくサービス

相談する

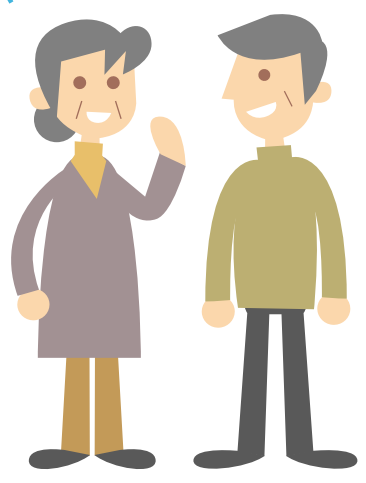
- ・地域包括支援センター >>> p33
地域支援事業
- ・居宅介護支援事業所 >>> p34

住まい

- ・居宅介護住宅改修
- ・介護予防住宅改修
- ・高齢者円滑入居賃貸住宅 >>> p34
- ・高齢者専門賃貸住宅 >>> p34
- ・高齢者向け優良賃貸住宅 >>> p34
- ・公営住宅への入居
- ・公営住宅家賃の減免
- ・住宅整備資金貸付
- ・家賃債務保証制度 >>> p34

介護予防サービス

- ・介護予防事業
- ・介護予防・生きがい活動支援
- ・機能訓練



高齢者

要介護・要支援認定区分と利用できるサービス

非該当	要支援		要介護					
	1	2	1	2	3	4	5	
地域支援事業の介護予防事業	予防給付サービス		介護給付サービス					
	居宅サービス	①介護予防訪問介護	②介護予防訪問入浴介護	③訪問介護	④訪問入浴介護	⑤訪問看護	⑥訪問リハビリテーション	⑦居宅療養管理指導
		④介護予防訪問リハビリテーション	⑤介護予防居宅療養管理指導	⑧通所介護	⑨通所リハビリテーション	⑩短期入所生活介護	⑪短期入所療養介護	⑫特定施設入居者生活介護
		⑥介護予防通所介護	⑦介護予防通所リハビリテーション	⑩特定施設入居者生活介護	⑪福祉用具貸与	⑫特定福祉用具販売		
⑧介護予防短期入所生活介護		⑨介護予防短期入所療養介護	⑪福祉用具貸与	⑫特定福祉用具販売				
在宅	①介護予防住宅改修	②介護予防支援	①居宅介護住宅改修	②居宅介護支援				
	①介護予防認知症対応型通所介護	②介護予防小規模多機能型居宅介護	③介護福祉施設サービス	④介護保健施設サービス	⑤介護療養施設サービス			
地域密着型サービス	④介護予防認知症対応型共同生活介護		①介護福祉施設サービス	②介護保健施設サービス	③介護療養施設サービス			
			①夜間対応型訪問介護	②認知症対応型通所介護	③小規模多機能型居宅介護	④認知症対応型共同生活介護	⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	
			⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					

自宅で受けるサービス（介護保険）

	サービス内容	認定区分	提供機関	給付
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー等）が自宅を訪問し、食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や調理、掃除、洗濯、買い物等の日常生活上の支援を受けるサービス。	要介護 1～5	・訪問介護事業所	介護
介護予防 訪問介護（ホームヘルプ）		要支援 1～2		予防
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅に訪問し、リハビリテーションを行うサービス。日常生活動作訓練等のほかに、介護負担を少なくするための移動の仕方、生活の幅を広げるための外出訓練等を行う。	要介護 1～5	・理学療法士や作業療法士等が所属する訪問看護ステーション、病院、診療所、介護老人施設 訪問看護ステーションの場合には、サービスとしては「訪問看護」になる	介護
介護予防 訪問リハビリテーション		要支援 1～2		予防
訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、療養上のケアまたは必要な診療の補助を行うサービス。 ① 血圧・体温・脈拍測定等の健康チェック ② チューブ、カテーテル等の医療器具の管理 ③ 医療器具の使用方法的説明 ④ じょくそう（床ずれ）防止、処置方法的説明 ⑤ 介護援助	要介護 1～5	・訪問看護ステーション ・訪問看護を行っている病院・診療所	介護
介護予防訪問看護		要支援 1～2		予防

施設等に出かけて受けるサービス（介護保険）

	サービス内容	認定区分	提供機関	給付
通所介護（デイサービス）	施設に通い、食事、入浴等の日常生活上の介護や、機能回復のための訓練・レクリエーションを行う。	要介護 1～5	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・通所介護事業所	介護
介護予防 通所介護（デイサービス）		要支援 1～2		予防
通所リハビリテーション（デイケア）	医療機関や老人保健施設等に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。	要介護 1～5	・医療機関 ・介護老人保健施設	介護
介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）		要支援 1～2		予防
短期入所生活介護（ショートステイ）	老人福祉施設等に短期間入所し、食事、排泄、入浴等の日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービス。	要介護 1～5	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・在宅介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）etc.	介護
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）		要支援 1～2		予防
短期入所療養介護（ショートステイ）	医療機関や老人保健施設等に短期間入所し、医師や看護師等からの医学的管理のもと、その他必要な医療および日常生活上の世話や介護、機能訓練を受けるサービス。	要介護 1～5	・介護老人保健施設（老人保健施設） ・指定介護療養型医療施設（療養型病床）etc.	介護
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）		要支援 1～2		予防
小規模多機能型 居宅介護	主に通いサービスによる食事や入浴、機能訓練等を行い、必要に応じて同じ事業所での泊りや訪問サービスが利用できる地域密着型のサービス。それらのサービスを同じ事業所で提供することで、介護が必要になっても安心して自宅や地域での生活を維持できるよう支援する。	要介護 1～5	・小規模多機能型居宅介護事業所	介護
介護予防 小規模多機能型居宅介護		要支援 1～2		予防

施設等に出かけて受けるサービス（介護保険外）

	サービス内容	対象者	利用手続き
宅老所	住宅地の民家を活用した小規模な事業所で、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりに合わせた柔軟なケアを提供している。住み慣れた地域で長く暮らしていくため、「通い(デイサービス)」「泊まり(ショートステイ)」「住む」「自宅への支援(ホームヘルプサービス)」「配食」等の多機能メニューを提供している。メニューは事業所によって異なり、利用者も高齢者のみから障がい者、幼児の保育等を受け入れるところもある。又、介護保険法や障害者自立支援法の指定事業所となっているところもある。定員は10名程度。設置主体は市町村やNPO法人等多岐にわたっており、利用料金も施設ごとに確認が必要。	原則として要介護認定等による利用の制限はない(詳細は各事業所への問い合わせが必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接施設へ 【問い合わせ先】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村高齢福祉担当課 ・宅老所・グループホーム全国ネットワーク http://www.cic-japan.com/takurousyo_net/

施設等で生活しながら受けるサービス（介護保険）

	サービス内容	認定区分	給付
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が対象の施設。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や、健康管理を受けることができる。	要介護 1～5	介護
地域密着型 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホーム(定員30名未満)。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護を受けることができる。	要介護 1～5	介護
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、入院治療の必要がない要介護者で、リハビリテーションを必要とされる方が対象。又要介護者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設。医学的な管理の下で、リハビリテーションを中心に医療ケアと介護を受けることができる。個々の状態に応じて、他職種からなるチームケアが行われる。	要介護 1～5	介護
指定介護療養型医療施設	症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方の施設。介護体制の整った療養病床や老人性認知症疾患療養病棟で、日常生活上の介護や機能訓練、レクリエーション等の余暇活動を受けることができる。介護保険施設の中で一番手厚い医療が受けられる。	要介護 1～5	介護
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や、機能訓練のサービスを受けることの出来る施設。	認知症 (要介護1～5)	介護
介護予防 認知症対応型共同生活介護	必要な場合は、自宅と同じように訪問診療や訪問看護(末期がん、難病の人のみ)の利用も可能。	認知症 (要支援2)	予防
特定施設入居者生活介護	都道府県から指定を受けた有料老人ホーム等に入居している人のためのサービス。入居する老人ホームにて、食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や、リハビリテーション等を受けることができる。外部の介護サービス事業者の提供するサービスの利用も可能。	要介護 1～5	介護
介護予防 特定施設入居者生活介護		要支援 1～2	予防
地域密着型 介護老人福祉施設入居者 生活介護	小規模(定員29名以下)の特別養護老人ホームに入居している人のためのサービス。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理および療養上の世話を受けることができる。	要介護 1～5	介護
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	小規模(定員29名以下)の有料老人ホーム等に入居している人のためのサービス。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護、機能訓練および療養上の世話を受けることができる。	要介護 1～5	介護

介護：介護給付サービス 予防：予防給付サービス

「介護保険法」に基づく施設・制度・事業

「老人福祉法」に基づく施設・制度・事業

「介護保険法」及び「老人福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業

施設等で生活しながら受けるサービス（老人福祉法）

		サービス内容	利用手続き	対象者
養護老人ホーム		身のまわりのことはできるが、家庭の事情（経済的、住居等）で自宅での生活が困難な時に利用できる老人福祉施設。 生活相談員、毎日の生活をサポートする生活支援員、栄養士、調理員等の職員がいる。	市町村の入所措置	65歳以上（特別な場合は60歳）で、身のまわりのことはできるが、食事等の生活支援を必要とし、かつ身体上もしくは精神上又は経済的な理由により家庭や自宅での生活が困難な者。 要介護の有無は関係しない。
軽費老人ホーム	A型	家庭環境、住宅事情により在宅生活が困難な高齢者（高齢者夫婦）に、低額な料金で住居を提供する老人福祉施設。	直接施設へ	60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）で、入院治療も介護も必要ないが、食事サービス等の生活支援を必要とし、在宅生活が困難な者。 所得制限あり
	B型	A型：原則個室で、食事サービス、生活上の相談を提供する。 B型：食事は原則自炊。それ以外はA型と同じ。	直接施設へ	
	在宅介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）	家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者（高齢者夫婦）を対象とした老人福祉施設。原則個室で食事と入浴サービスが付き、要支援・要介護者は在宅サービスが利用できる。又、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている「介護型」と呼ばれる施設も増えている。	直接施設へ	60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）で、入院治療も介護も必要ないが、食事サービス等の生活支援を必要とする者。 所得制限なし
有料老人ホーム		民間が運営する老人ホーム。高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜が受けられる。 介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設である「介護付」、介護サービスがついていないため外部事業者のサービスの利用が必要になる「住宅型」、介護が必要な状態になった場合は退居しなければならない「健康型」の3種類がある。	直接施設へ	おおむね60歳以上の者
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		60歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢のために在宅生活に不安のある者に必要に応じて居室を提供する施設。 デイサービスセンターや地域住民との交流機能を併せ持った小規模多機能施設に併設されている。利用者の状況に応じ介護サービスを受給でき、必要に応じて利用手続の援助等も行われる。	直接施設へ 市町村へ問い合わせ	市町村に居住する60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）のひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯で、身のまわりのことがある程度できる者。

相談する

	サービス内容	対象者
地域包括支援センター	市町村が行う高齢者の総合相談窓口。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー（介護支援専門員）等の専門的なスタッフが配置され、地域の高齢者の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する。以下の「地域支援事業」を実施する ① 介護予防事業 ② 介護予防サービス計画作成 ③ 生活、介護等の総合相談・支援 ④ 高齢者被虐待者の権利擁護、介護・生活・金銭管理等の相談 ⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者、家族、地域の人関係者等誰でも利用が可能。 介護予防サービス計画作成は要支援1～2の認定を受けている者。

居宅介護支援事業所	<p>介護保険サービスの利用相談窓口。ケアマネジャー(介護支援専門員)による以下のサービスを提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護認定申請などの申請代行 ② 居宅サービス計画の提案・作成。サービス利用の連絡調整 ③ 介護保険制度に関する相談 ④ 介護用品、介護機器の給付と使用、購入の助言、申請代行 ⑤ 住宅改修についての提案、助言、申請代行 	<p>居宅サービス計画作成は要介護1～5の認定を受けている者。制度利用に関する相談は、認定の有無に関係しない。</p>
-----------	---	---

住まい

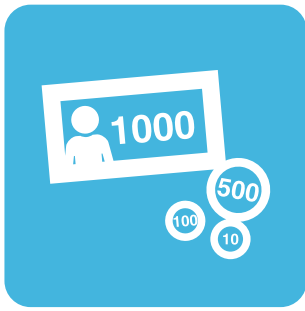
	内容	対象者	問い合わせ先
高齢者円滑入居賃貸住宅	高齢を理由に入居が拒否されない賃貸住宅。賃主が都道府県又は指定登録機関に登録し、情報を入手することが出来る。	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は指定登録機関 ・高齢者居住支援センターホームページ http://www.senpis-koujuuzai.jp/ ・「登録住宅ご案内店」ステッカー貼付の不動産業者の店舗
高齢者専用賃貸住宅	高齢者円滑入居住宅のうち、入居者を高齢者に限定した賃貸住宅。「高齢者専用」以外の規定はないため、設備やバリアフリーの有無は物件によって異なる。居室の床面積や設備が一定基準を満たし、生活支援や食事、健康管理等のサービスを行っている住宅は「適合高齢者専用賃貸住宅」と呼ばれ、介護保険の居宅サービスである「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設もある。		
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者専用賃貸住宅の中で、高齢者の住まいにふさわしいとして、都道府県の指定を受けた住宅。バリアフリー化され、緊急時対応サービスが設置されている。物件によって家賃の減額制度もある。	高齢者(60歳以上) 単身・夫婦世帯等。	
家賃債務保証制度	高齢者円滑入居賃貸住宅に入居している60歳以上の方を対象に、家賃の支払債務等を保証する制度。連帯保証人の有無に関わらず制度の利用が可能。	高齢者円滑入居賃貸住宅に入居している、60歳以上の高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者家賃債務保証利用可能賃貸住宅検索ページ http://www.sergis-koujuuzai.jp/index.aspx

介護：介護給付サービス 予防：予防給付サービス

「介護保険法」に基づく施設・制度・事業

「老人福祉法」に基づく施設・制度・事業

「介護保険法」及び「老人福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業



保護施設（生活保護法）

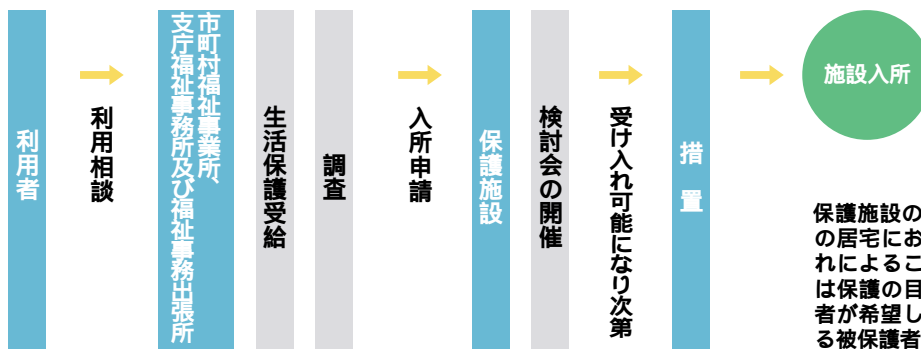
生活保護法に基づいて設置された施設。生活保護は居宅での現金支給を原則としますが、居宅において一定の生活を営むことが困難な者に対する補完的な役割を担う施設として設置されました。利用は「契約」ではなく市町村の「措置」によって行われます。

対象者 身体上又は精神上の理由や世帯の事情により支援が必要と思われる要支援者で、生活保護を受給している者。

担当窓口 市町村福祉事務所、支庁福祉事務所並びに福祉事務出張所

サービス受給までの流れ

保護施設は福祉事務所からの措置委託によって入所を受け入れる施設です。入所は本人からの申し込みではなく福祉事務所からの入所委託によって行われます。また生活保護法に基づいた施設であるため、生活保護の受給が前提となります。



保護施設の入所は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したとき」と生活保護法30条が定める被保護者である。

サービス一覧

保護施設は救護施設、更生施設、授産施設、医療保護施設、宿所提供施設の5種類があります。

	施設の概要	居住環境	サービス内容
救護施設 (施設一覧▶p119)	<p>身体・精神上の著しい障がいのため独立して日常生活を営むことが困難な人達を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。</p> <p>障がい種別に対象者を規定していない。このことから、身体障がいや精神障がい者等の福祉法による施設に馴染まない複合障がい者や、長期入院していた精神障がい者の退院先の受け皿としての利用が多い。</p> <p>また、近年では生活扶助の機能に加え、地域生活を希望する入所者の支援や、居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練を実施する場として、保護施設通所事業、居宅生活訓練事業等が順次制度化されている。全国に188か所設置されている。</p>	定員50名以上。 1居室4名以下。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援（介護サービス、健康管理、相談援助） リハビリテーションプログラム（身体機能回復訓練、日常生活動作・生活習慣等の訓練） 自己実現の支援（就労支援、作業活動、趣味・学習活動、レクリエーション） 地域生活の支援（通所事業、居宅生活訓練事業、グループホームの運営、配食サービス等）

保護施設通所事業

(目的)	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで、居宅で継続して自立生活が送れるように支援するとともに、保護施設からの退所を促進し、施設定員の有効活用を図ることを目的とする。
(対象施設)	生活保護法第38条に規定する救護施設又は更生施設
(事業内容)	通所訓練：施設への通所による生活指導・生活訓練等又は就労指導・職業訓練等 訪問指導：職員による居宅等への訪問による生活指導等
(事業の対象者)	原則、保護施設の退所者であって、退所後引続き指導訓練等が必要と認められる者
(対象者の通所期間)	施設退所後1年以内。ただし、延長が有効と認められる者については、更に1年の延長を認めている。

居宅生活訓練事業	
(目的)	救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とする。
(事業の対象者)	生活保護法第38条に規定する救護施設に入所している者であって、6か月間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能であると認められる者
(訓練期間・対象人員)	訓練期間：原則6か月間 対象人員：1期3～5名
(訓練内容)	日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等） 社会生活訓練（公共交通機関の利用、通院、買い物、対人関係の構築等） その他、自立生活に必要な訓練

	施設の概要	居住環境	サービス内容
更生施設 (施設一覧▶p123)	救護施設と同様に、身体・精神に障がいがある人を受け入れて生活援助をする施設。対象者は介護の必要性が低く、社会復帰と自立を目的に入所していることが救護施設との違い。全国に18か所設置されている。	定員50名以上。 1居室4名以下。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業指導 ・職業訓練 ・生活全般の指導
授産施設	身体・精神上の理由や世帯の事情から職につくことが難しい人に対して、就労や技能の修得のための機会・便宜を与え、自立を助けるための通所施設。全国に21か所設置されている。	定員20名以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業支援・職業訓練（工賃が支給される） ・生活全般の指導
医療保護施設	医療費の負担能力のない病人に対して、入院等の診察・治療を実践する施設。ただし実質的には、独立した機関というよりも、指定病院や診療所に付随する「許可病床」として運営されている。全国に64か所設置されている。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・身体または精神的な障がい、負傷、疾病等により医療的ケアが必要な人に対する診察・治療行為 ・身体に障がいを持った者のリハビリテーション
宿所提供施設 (施設一覧▶p124)	住居のない被保護者の世帯に住宅を提供するための施設。全国に10か所設置されている。	定員50名以上。 原則1居室1世帯が原則。 居室以外に炊事設備が設けられている。	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の提供。 (介護等の身の辺の介助は原則として行わない)

！ 生活保護法と他の福祉サービスとの関係性について

生活保護の原理として、同法は最後のセーフティーネットであり、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等による援助を受けられる場合は、まずはそれらを活用する「他法優先」が定められている(生活保護法4条2項)。

！ 矯正施設での生活保護の申請について

生活保護における「補足性の原理」から、衣食医療が保証された矯正施設からは、生活保護を申請することは出来ない。しかし、退所後の受け入れ先が保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設)の場合は、退所後すぐの利用となるため、入所中に利用準備を整え、退所した日に該当市町村の福祉事務所で申請を行い、即日保護という流れになる。



シェルター機能を有する施設

対象者の支援にあたっては、刑期終了日と受け入れ先事業所とに生じた間（タイムラグ）をつなぐための、一時的な居場所の確保が必要となることがあります。施設は制度や設置主体、属する分野等、多岐にわたっているため、利用にあたっては確認が必要です。

施設一覧

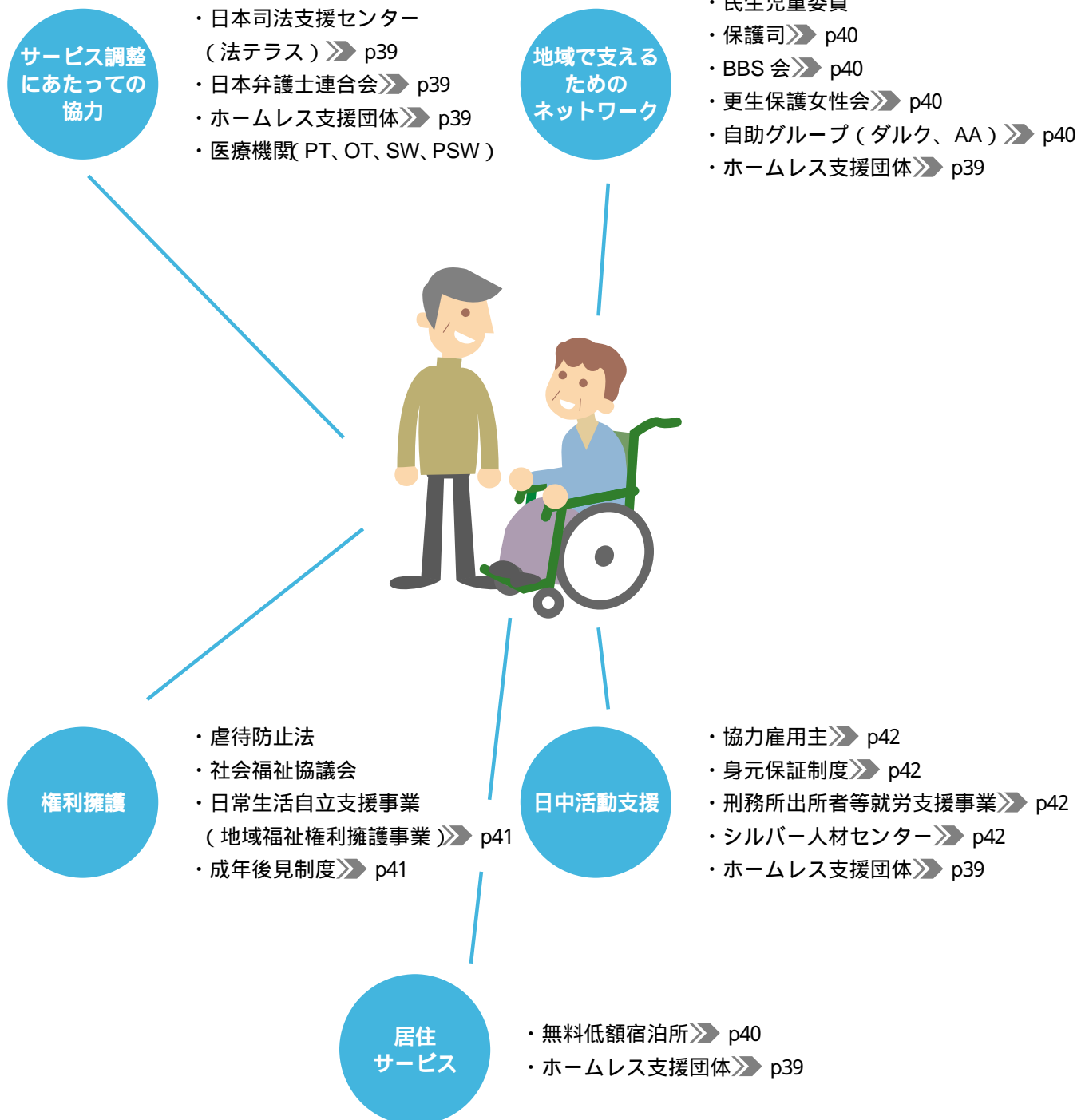
	施設の概要	対象者	問い合わせ先
更生保護施設	刑務所の満期出所者や、保護観察中の仮出所者らに、退所直後の食事や宿泊、就労相談等を行う施設。「更生緊急保護」が対象となる。	保護観察所から「更生緊急保護」の委託を受けた者（男女問わない）	・保護観察所 （>>p115）
救護施設	身体上又は精神上に著しい障がいのため日常生活を営むことが出来ない者を対象とした生活保護法上の施設。措置による入所となる。（>>p35参照）	身体又は精神上の理由や世帯の事業により支援が必要と思われる要支援者で生活保護を受給している者。（男女問わない）	・福祉事務所
婦人保護施設	売春防止法に基づく問題や、社会生活を営む上で問題を抱えている女性、又は配偶者からの暴力の被害者も保護の対象としている。入所による保護と、生活・就労等の指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者(事実婚含)からの暴力を受けた女性 ・売春に関わった、又は関わりそうな女性 ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所 ・福祉事務所
婦人相談所 一時保護所	売春防止法に基づく問題や配偶者からの暴力等、社会生活を営む上で困難な問題があり、緊急に保護することが必要と認められる女性を一時的に保護する施設。入居者の安全・安心の確保と共に医学的・心理的支援を行う。民間団体に委託する場合もある。各都道府県の婦人相談所に設置。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者(事実婚含)からの暴力を受けた女性 ・人身取引の被害を受けた女性 ・売春に関わった、又は関わりそうな方 ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護・援助を必要とする状態にあると認められる女性 	・婦人相談所
緊急一時宿泊事業 (シェルター)	路上生活者（ホームレス）に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する事業。全国7か所に設置（平成22年4月現在）。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の区域に起居する路上生活者又は路上生活になるおそれのある者(男女問わない) ・福祉事務所によって緊急一時的に宿泊施設の利用を必要と認めた者(男女問わない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県生活保護課 ・福祉事務所
ホームレス自立支援センター	路上生活者（ホームレス）に対して、宿所及び食事を提供すると共に、健康相談、生活相談・指導、職業相談・紹介等を行うことにより、就労による自立の支援等を実施する事業。全国20か所に設置（平成22年4月現在）。		
無料低額宿泊所	生活困窮者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅や宿泊所その他施設を利用させる事業（>>p40参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困っている低所得者及び生活困窮者 ・緊急保護を求める者 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県生活保護課 ・福祉担当課
その他民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人、社会福祉法人等による緊急一時保護施設 ・ホームレス支援団体 ・教会、寺院 etc 		各施設へ問い合わせ



その他のサービス・制度・事業

障がい者福祉、高齢者福祉、生活保護法以外にも、様々な社会資源がソフト、ハードともにあります。支援にあたってはこれらを有効に活用することが重要になります。

その他のサービスガイド



≫ 詳しい説明あり

サービス調整にあたっての協力

日本司法支援センター（法テラス）

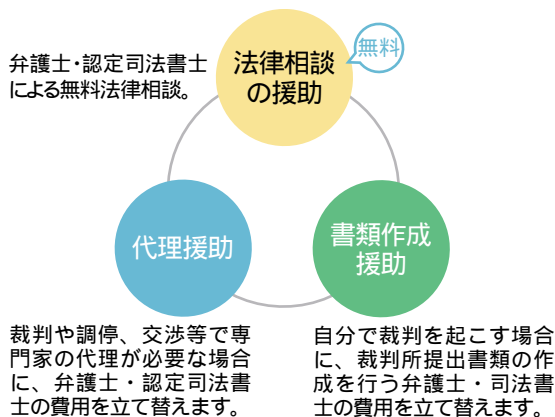
全国どこにいても、だれでも、法によるトラブルを解決するために必要な情報の提供を受け、弁護士や司法書士等のサービスを受けられるようにするための窓口です。司法制度改革の一環として平成18年10月に誕生しました。東京のコールセンター及び全国50か所に地方事務所が設置されています（平成21年4月現在）。

主な業務としては①情報提供業務（相談窓口の紹介）、②民事法律補助（経済力の乏しい人への無料法律相談と弁護士費用の立て替え等）、③司法過疎対策業務（法律サービスを十分に受けられない「司法過疎地」へ弁護士を派遣）、④国選弁護関連業務（起訴前の被疑者段階での「被疑者国選弁護人」の業務）、⑤犯罪被害者支援業務の5つがあります。

どのような時に使えるか？

多重債務整理・離婚問題・賠償問題等の解決（民事法律補助）

定着支援センターの支援対象者には、消費者金融からの借金による多重債務や、離婚問題、被害者への賠償について等民事上のトラブルを抱えている者がいます。これらの相談を無料で受け付けます。（事前予約制、資力要件の確認有り、相談時間は30分程度）。法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉等の弁護士等の代理が必要な場合や、本人で裁判を起こす場合で裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、弁護士・司法書士費用の立て替えを行います。



利用料金

- ・法律相談・相談窓口の紹介：原則無料
- ・代理援助、書類作成援助：弁護士・司法書士費用の立て替え（原則として、毎月1万円ずつご償還いただきます）

問い合わせ先

- ・コールセンター（全国共通）

法的トラブル：0570 - 078374
（PHS・IP電話：03 6745 5600）
平日 9：00～21：00
土曜日 9：00～17：00

- ・各都道府県の法テラス

ホームレス支援団体

路上生活者（ホームレス）の命と人権を守り、炊き出し等の支援を行いながら相談にのり、自立促進を行います。また、自立した後も再びホームレス生活にならないように継続したアフターケアを行っています。

ホームレス支援は民間から始まったこともあり、現在も活動の中心は民間団体によって担われています。公的な事業では「総合相談推進事業」「緊急一時宿泊事業（シェルター）（>>p37参照）」、「ホームレス自立支援センター（>>p37参照）」が民間団体の委託等によって実施されています。

どのような方に使えるか？

路上生活者（ホームレス）
（障がいや年齢、所得等により対象者は限定されていません）

どのような時に使えるか？

各団体によって以下の様な事業が実施されています。利用にあたっては事業の確認が必要となります。

- 炊き出し
- 物資提供
- 保健・医療支援
- 宿所支援（シェルター）
- 相談支援
- 自立生活支援
- 居宅設置支援
- 保証人確保支援
- 就労支援

問い合わせ先

- ・NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク
ホームレス支援団体による全国ネットワーク。各都道府県のホームレス支援団体について問い合わせが出来る。

〒805 0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2 1 32
TEL：093 571 1009
<http://www.homeless-net.org/>

- ・各都道府県の生活保護課もしくは福祉担当課

日本弁護士連合会

生活保護同行申請

福祉事務所への生活保護の申請に弁護士が同行します。法律家が付き添うことで、福祉事務所の申請拒否・申請回避を防ぐことができます。同行する弁護士への費用は個別の審査を行い、負担能力のない人は無料で利用できます。

実際の実務については日本司法支援センター（法テラス）に委託されます。

利用料金

生活保護同行申請：原則無料

問い合わせ先

- ・各都道府県の弁護士会

地域で支えるためのネットワーク

保護司

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱され、非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っています。

問い合わせ先

- ・各都道府県の保護観察所（➡p115）
- ・各都道府県保護司会連合会

BBS (Big brothers and Sisters Movement)

「兄」「姉」のような身近な存在として、非行少年等とスポーツやレクリエーションを楽しんだり、悩み相談にのったりなどし、健やかに生活できるようにお手伝いを行います。全国に495の地区会があり、約4,300人の会員がいます（平成21年4月現在）。

どのような時に使えるか？

以下の様なBBS会の活動を活用し、非行少年等を地域で支えるためのネットワークを作ります。

- 更生保護施設や少年院の訪問
- 児童自立支援センター（施設）での学習支援
- 保護観察所を通して依頼があれば、保護観察対象者の方と個別に交友をもち遊びに行く等する。

問い合わせ先

- ・各都道府県BBS連盟（保護観察所内）（➡p115）

更生保護女性会

青少年の健全な育成を助け、非行や受刑をした人の更生に協力する民間のボランティア団体です。全国で1,309団体、約19万人の会員がいます（平成21年4月現在）。

どのような時に使えるか？

以下の様な更生保護女性会の活動を活用し、刑余者や非行者を地域で支えるネットワークを作ります。

- 刑務所や少年院等の訪問
- 更生保護施設へ物品の援助・入所者の慰問
- 地域で犯罪予防について話し合う「ミニ集会」の開催

問い合わせ先

- ・各都道府県更生保護女性連盟（保護観察所内）（➡p115）

自助グループ（ダルク、AA）

同じ問題を抱えて悩んでいる人々が一堂に会し、自らの問題を率直に語り合い、傾聴し合うことで、お互いに癒され、励まし合って、問題を解決して行こうとする集まりを「自助

グループ（Self Help Group）」と言います。

覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）市販薬、その他の薬物の依存症のある方による自助グループが「ダルク（Drug Addiction Rehabilitation Center）」です。リハビリ施設にて行われる、ミーティング（グループセラピー）及びレクリエーション活動から、新しい生き方を探ります。全国49か所で活動を行っています（平成21年4月現在）。

アルコール依存症の当事者による自助グループが「AA（Alcoholics Anonymous）」です。病院や施設等でのミーティング（語り合い）を通じて、アルコール依存症からの回復を目指します。家族のためのグループとして「AL-ANON（アラノン）」もあります。

どのような時に使えるか？

- 薬物やアルコールの依存症に悩んでいる方のピアカウンセリングとして
- 受け入れ先事業所の支援の補助としての活用

問い合わせ先

- ・ダルク

各都道府県ダルク
<http://www.yakkaren.com/zenkoku.html>

- ・AA日本ゼネラルサービスオフィス（JSO）

〒171 0014 東京都豊島区池袋4 17 10
TEL：03 3590 5377

居住サービス

無料低額宿泊所

生活困窮者のために、無料または低額な料金で簡易住宅や宿泊所その他施設を貸付けます。全国で439か所設置されています（平成22年2月現在）。

どのような方に使えるか？

- ・住宅に困っている低所得者及び生活困窮者等
- ・緊急保護を求める者

どのような時に使えるか？

宿所ごとに以下のサービスを提供しています。

- ① 宿所の提供のみ
- ② 宿所と食事を提供するもの
- ③ 宿所と食事に加え入所者への相談対応や就労指導等のサービスを提供するもの

利用料金

運営団体、法人によって異なる。

問い合わせ先

- ・各都道府県の生活保護課もしくは福祉担当課
- ・無料低額宿泊所を設置している法人等

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理サービス等を受けることの出来る事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となります。

どのような方に使えるか？

認知症や知的障がい・精神障がいがあり、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を希望する人。「判断能力の十分でない人」が対象にされるという規定ですが、「金銭管理に不安を持つ人」も利用できます。

どのような時に使えるか？

福祉サービスを利用する時の支援

福祉サービスに関わる情報提供・助言、利用手続きの支援（申請の代行や同行、契約の代行や立会い）、苦情解決の支援等

日常的な金銭管理の支援

日常的な生活費に要する預貯金の払い出し、税金・公共料金・福祉サービス利用料等の支払い、医療費の支払い、家賃・地代の支払い、年金・手当の受領確認等。

通帳等の預かり

預かってもらえるもの：預金通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印、印鑑登録カード、銀行届出印等。

利用料金

- ・相談や支援計画の作成は無料
- ・福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理支援、通帳等の預かりは負担料金あり（各都道府県で異なる）

問い合わせ先

- ・市町村社会福祉協議会

成年後見制度

認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な方に対して、日常生活自立支援事業では対応できない、福祉事業所とのサービス契約や財産管理等の意思決定の代行や支援を行います。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があり、障がいの種類や重さにより分かれています。

どのような時に使えるか？

下図参照

問い合わせ先

- ・家庭裁判所
- ・日本司法支援センター（法テラス）
- ・リーガルサポートセンター
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉士会等

	法定後見制度			任意後見制度
	成年後見	保佐	補助	
対象者	精神上の障がいにより、判断能力が常に欠け、日常的な買物等も出来ない者。重度の認知症、重い精神疾患、知的障がい等が該当する。	自覚しない物忘れがある、日常の買物はできるが重要な財産行為は難しい等、精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人。中程度の認知症、重度でない精神疾患・知的障がい等が該当する。	物忘れはあるが自覚がある等、精神上の障がいによって判断能力が不十分であり、不動産の処分等重要な財産行為には支援が必要な者。軽い認知症や、知的障がい・精神障がい等が該当する。	自らが後見人を選び委託契約を結び、判断能力が不十分になった時の自己の生活、療育支援、財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与するもの。
主な手続き申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人等			本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者等
本人の同意	不要	不要	必要	可能なら必要
付与される権限	取消権・代理権	同意権・取消権・代理権		代理権のみ
同意権・取消権の対象	法律全般行為 日常生活の行為は除く	重要な財産行為 9項目に限定 追加は可能	重要な財産行為 9項目の内、家庭裁判所が認めたもの	なし

日中活動支援

協力雇用主

犯罪や非行歴のある人を差別することなく積極的に雇用し、社会復帰に協力してくれる民間の事業者です。現在、全国に8,471の協力雇用主がいます（平成22年2月1日現在）

どのような方に使えるか？

就労を目指す、刑務所退所者、少年院退院者、保護観察対象者。

どのような時に使えるか？

正社員としての就職の他に、パート・アルバイト、派遣社員の求人もある。また職場体験講習での利用も可能。

問い合わせ先

- ・職業安定所
- ・各都道府県の保護観察所（▶▶p115）

身元保証制度

犯罪や非行をした人の立ち直りのため、雇用主が少しでも安心感を持って、より多くの雇用が実現できるよう、就労時に身元保証人が確保できない人について、1年間身元保証をし、本人が雇用主に対して業務上の損害を与えた場合に100万円を上限として見舞金を支払う制度です。NPO法人全国更生保護就労支援会により実施されています。

保護観察所、職業安定所等から求職者の紹介

面接

採用内定

身元保証制度実施決定の連絡
保証内容の確認

就労開始と同時に身元保証開始
（この日から1年間保証される）

どのような方に使えるか？

- ・保護観察を受けている人
- ・刑務所等や少年院を退所（退院）して、原則として6か月以内の人（更生緊急保護の対象となる人）

利用料金

身元保証制度利用料については、更生保護法人の補助等により、ほとんどの場合本人が負担することなく利用できます。

問い合わせ先

- ・各都道府県の保護観察所（▶▶P115）

刑務所出所者等就労支援事業

受刑者・在院者に対しては社会復帰に向けた社会適応訓練及び職業訓練を行い、退所に向けて矯正施設と職業安定所が連携して就労につなげていきます。

保護観察対象者・更生緊急保護対象者に対しては保護観察所が職業安定所と連携して、就労支援セミナーやトライアル雇用等のメニューを活用して就労につなげていきます。

どのような方に使えるか？

刑務所退所者、少年院退院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者。

どのような時に使えるか？

- ・刑務所及び少年院と連携した職業相談・職業紹介等の実施
- ・職場体験講習の委託
- ・職業安定所職員等による就労支援メニューの策定
- ・担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ・職場適応・定着支援等

問い合わせ先

- ・職業安定所

シルバー人材センター

人口の高齢化が進むなかで、就職は望まないが働く機会を得たい、何らかの収入を得たいという健康で働く意欲のある高齢者が増えています。

シルバー人材センターはこのような定年退職者等の高齢者が、臨時的且つ短期的な軽作業や特別な知識や技術を要する等の就労やボランティア活動を行い、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会へ貢献することを目的とした組織です。

どのような方に使えるか？

シルバー人材センターの趣旨に賛同し会員になった60歳以上の健康で働く意欲のある方

どのような時に使えるか？

高齢の支援者の日中活動として。

問い合わせ先

- ・各都道府県及び地域のシルバー人材センター
- ・社団法人 全国シルバー人材センター事業協会

〒135 0016 東京都江東区東陽 3 23 22

東陽 AN ビル 3 階

TEL : 03 5665 8011

http://www.zsjc.or.jp/

個人事例

長崎県地域生活定着支援センターの支援実績

(社会福祉法人 南高愛隣会のパイロット事業による支援を含む) 期間：平成21年 1月19日～平成22年 2月22日現在)

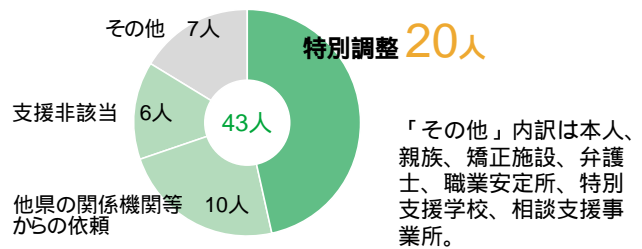
相談案件数 **109件**

直接支援案件数 **43人**

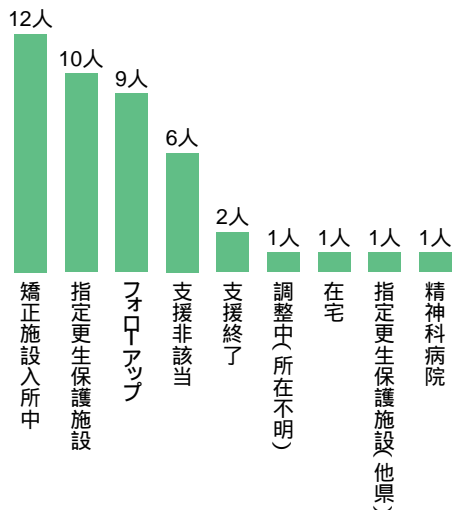
男性 37人
女性 6人



支援対象者内訳



実支援者43人の現在の状況



移行先一覧

	☀	🌙
女	救護施設	
女	就労継続支援 B 型	グループホーム
女	知的障害者通所授産施設	グループホーム
男	認知症対応型グループホーム	
男	一般就労	自宅
男	高齢者デイサービス	単身アパート(高齢者福祉関与)
男	高齢者デイサービス	高齢者円滑入居賃貸住宅
男	求職活動中	単身アパート
男	更生保護施設退所(所在不明)	
男	ホームレス支援団体	
男	自立訓練(生活訓練)	グループホーム

これまでの移行者 **11人**

- 事例1 障害者自立支援法等の事業所へつないだ方.....44
- 事例2 生活保護法の事業所へつないだ方.....49
- 事例3 集団生活になじまない方への支援.....53
- 事例4 介護保険法の事業所へつないだ方.....58
- 事例5 一極集中を緩和する支援のあり方(支援進行中).....62

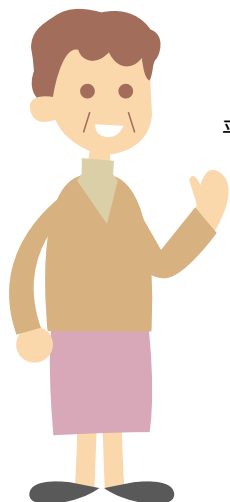


Aさん 50代女性 満期出所

障害者自立支援法等の事業所へつないだ方

生活保護

障がい者福祉



- 平成 年 4月 ○ 相談受付
- 5月 ○ 更生保護施設との協議
面談・アセスメント
- 7月 ○ 満期出所
- 9月 ○ 受け入れ先が決定
「合同支援会議」の開催
- 10月 ○ 移行・引継ぎ



相談受付



更生保護施設



グループホーム

通所授産施設

フォローアップ支援

プロフィール

出身： 県A市

IQ相当値：52 (CAPAS) (療育手帳取得なし)

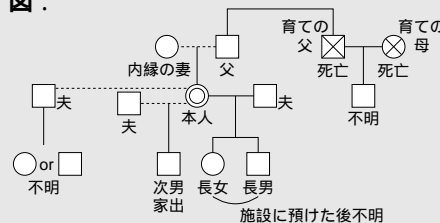
罪名：窃盗

入所度数：2度 (今刑： 県B市刑務所)

刑期：懲役1年10か月

医療面：糖尿病、高血圧

家系図：



現在までの生活状況・犯罪に至った経緯：

両親からの虐待を受け、10代で家を出て子守等して生活。学校にはほとんど行かず。暴走族、シンナー吸引、万引き等の非行歴あり。

20代で結婚。離婚後子供・両親と同居しホステスに。大麻吸引等により生活が乱れ子供は施設に預ける。

30代で有印私文書偽造等で逮捕・服役。その後、交際中の男性との間に男子出生。男性と別れ、子供を連れてA市に戻る。母の死亡により他県へ行きホームレスに。食料品等を万引きし逮捕。執行猶予で更生保護施設へ。家政婦の仕事を“約束の給料より安い”という理由でやめて、再びホームレスに。

仲間との縁を切るためA市に戻り、友人宅に泊めて貰うが、食べ物がなく言われるままにスーパーで万引きし、逮捕・受刑。

平成 年
4月

相談受付

県保護観察所 (他県センター未設置) より協力等依頼。



1

面談・アセスメント

5月

ニーズ

一人で落ち着いた生活がしたい。
住む場所は九州内ならどこでもいい。
働きたい (お手伝い・掃除婦・調理関係等)

課題

住民票はA市に残っていたが、住まいはない。
生活資金がなく、頼る親族はいない。
知的障がいの疑いがあるが、療育手帳の取得はない。

満期出所までの時間がないことから指定更生保護施設 (県C市) で受け入れて、その間に福祉の手立てを整えることにする。

退所後の居所

指定更生保護施設 (県C市)

2

援護の実施市町村との調整

4月～5月

住民票が残っていた 県A市を窓口として協議を開始。 県A市が援護の実施を了解する。

福祉の援護の実施 県A市

3

福祉の手立ての検討

4月～5月

① どの福祉につなげるか

「課題」をふまえ更生保護施設への入所を前提として「救護施設」「障がい者福祉」「生活保護」を総合的に検討



障がい者福祉

療育手帳の申請手続きと障がい福祉サービスの申請手続きを同時に進める。

療育手帳の取得：

県の療育手帳申請の条件

- ① 18歳以前の幼少期の証明（学業証明等）
- ② 親・兄弟・親族の方の証言
- ③ ①②がどうしてもとれない時に限り、医師の診断書または意見書の申請書への添付があればよい。（様式はない。“今の状態からみて、知的障がいが幼少期からのものである”という文言など）

保護観察所、刑務所と協議の結果、療育手帳にかかる動きは両機関とも無理。

保護司への身内、知人等に関する調査依頼は、個人情報保護の観点から難しい。
学業証明は、保存期間が20年で存在しない。

矯正施設から教育委員会、本人から教育委員会への問い合わせは、いずれも矯正施設在所中であることが判明するので、個人情報保護の観点から難しい。

矯正施設医務課の医師の診断書または意見書の申請書への添付で対応する。

実際の判定業務はどこ機関で実施するか？

まず矯正施設所在地である 県に願います。無理という状況であれば援護の実施者となった 県A市から出向くようにする。

矯正施設所在地である 県で実施することになる。

療育手帳 B 2



矯正施設入所中の障害者手帳の取得について

療育手帳の心理判定は、各都道府県の知的障害者更生相談所の裁量にもよるが、知的障害者更生相談所から矯正施設へ直接出向いて判定していただくことも可能。本来、判定を行う知的障害者更生相談所が遠方の場合には、当該更生相談所から矯正施設所在地の知的障害者更生相談所へ判定が依頼され実施したケース（事例）もあった。ただし、「知的障がい」についての法律上の基準は無く、自治体毎に異なっているため、どこまでの範囲が求められるかは確認が必要。

② 療育手帳の取得が可能になったので「障がい者福祉」のサービスを利用することに決定

障害程度区分の申請：

県A市障害福祉課へ「障がい者福祉サービス申請に療育手帳の取得は前提か？」の確認
「矯正施設内での検査結果（CAPAS）に信憑性がある」と知的障害者更生相談所が判断を出せば療育手帳の取得は問題ないだろう。仮に取得できなくても更生相談所が、「福祉サービスを申請しても良い」といえば対応可能。

CAPAS に信憑性があるとはいえない。

療育手帳が非該当という結果であっても、更生相談所として障害証明書は発行する。ただし本人の申し出によるか、または市からの要請であれば本人の同意書が必要。サービス提供の可否は、市の判断になる。

障害程度区分は 県A市障害福祉課が矯正施設に行き判定する。

障害程度区分 区分1（受給者証の発行）



矯正施設からの福祉サービスの申請・認定調査について

障害程度区分及び要介護認定の認定調査は矯正施設にて実施が可能。認定調査において必要となる医師の意見書は矯正施設医務課の医師へ依頼出来る場合もある。その際は定着支援センターが記載例を作り提示をすると円滑に申請が出来る。認定調査時には定着支援センターの立会いも可能（各矯正施設での確認が必要）。なお、その際、本人の社会適応能力の障がい等の反映させた記載例を定着支援センター側で作成し、事前に矯正施設側へ提示しておくことで、円滑に医師の意見書を記載していただくことも出来た。

障害基礎年金の受給：

A市国民年金係へ障害基礎年金の申請

申請書に、「20歳より前に受診歴があるか、または20歳以降の受診であればいつが初診日か」が必要。

年金申請の際、初診日を「誕生日」とみなす矯正施設医務課の医師の証明書を発行してもらった経緯が前例としてあることで了解を得る。

障害基礎年金 1級



障害基礎年金について

障害基礎年金の申請に使用する医師の診断書は、矯正施設医務課の医師へ依頼し記入することも可能（各矯正施設での確認が必要）。また、その際には、定着支援センターが記載例を作成し事前に矯正施設側へ提示することで、円滑に診断書を記載していただくことが出来た。

定着支援センターの支援対象者に多い、高齢での裁定請求を行う場合の受給要件は以下の通りになる。

知的障がい

～65歳以下の裁定請求

①「現在の診断書」のみで可

「疾病の発生日」・「初診日」欄：生年月日

知的障がいが先天性であるため

（根拠）①療育手帳（18歳以前に発症）

②障害証明書

「障害認定日（20歳）の診断書」は必要ない

時に「受診状況等が添付できない理由書」が必要
（「理由」欄：出生時の医療機関が不明の為）

65歳以降の請求

①「障害認定日（20歳）の診断書（必須）」

「現在の診断書」は認められない。



生活保護

救護施設への措置：

必要性が発生した場合の時のためにA市内の救護施設へ入所の確認を行う。

生活保護の受給：

指定更生保護施設所在地のC市生活保護課と協議。

更生保護施設では、医療費の補助はないため生活保護の医療扶助は受けておく必要がある。

生活保護の援護の実施 県C市（現在地主義）

平成 年
7月

満期出所・指定更生保護施設へ入所

「更生緊急保護」により入所。



4

受け入れ先事業所の検討

7月～

A市の相談支援事業所へ相談依頼

A市内の他の法人の「グループホーム（共同生活援助）」を紹介いただく。

受け入れの内諾。日中活動の場として、同法人の「知的障害者通所授産施設」に通う。

5

移行のための事前体験

9月～10月

- ① 指定更生保護施設と同法人内の「ケアホーム（共同生活介護）」と「就労継続支援A・B型」で就労の体験実習を行う。
- ② 障害者自立支援法の「体験利用制度」を利用し移行先の「グループホーム（共同生活援助）」と「知的障害者通所授産施設」で事前実習を行う。
- ③ 移行先担当者より、実習の全体評価を受ける。

受け入れ先事業所 日中：知的障害者通所授産施設 生活：グループホーム（共同生活援助）

6

「合同支援会議（ケア会議）」の開催

9月

受け入れ先事業所も内定したことで、引継ぎについての確認・調整について「合同支援会議（ケア会議）」を開催する。

メンバー

- ・ 県障害福祉課
- ・ 県A市障害福祉課
- ・ 受け入れ先事業所を紹介した相談支援事業所
- ・ 受け入れ先事業所
- ・ 指定更生保護施設
- ・ 長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

- ① 改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・今後の課題等の共有化をはかる。
- ② 受け入れに関する事項の確認
→ 障害程度区分が区分1であるが、今後、状況次第では区分の変更の申請もあり得る。
施設利用にあたっての身元引受人（保証人）は指定更生保護施設の所長に依頼。
- ③ 生活保護における身支度代、引越し費用、家賃補助等について、C市に確認を行う
→ C市の回答「見積書と共に申請を行い、定められた金額内で出せる」
- ④ グループホーム、知的障害者通所授産施設でのフォローアップ体制について
→ 定着支援センターは引き続きフォローアップを行い、指定更生保護施設においても協力できることの確認

さらに日を改め「受け入れ先事業所」「指定更生保護施設」「長崎県地域生活定着支援センター」の3者で合同支援会議を実施し詳細について詰める。



知的障害者通所授産施設

・手芸(ミン編み、刺繍、財布作り)

将来的には一般就労も目指す

 障がい者福祉(県A市)

グループホーム(共同生活援助)

(定員5名)

将来的には単身生活も目指す

7

移行・引継ぎ

10月

本人と共にA市役所にて転入・福祉の手立て等を行い、受け入れ先事業所の担当者に申し送る。

- ・住民票の移動
- ・療育手帳の住所書き換え
- ・受給者証の書き換え依頼(障害福祉課)
- ・生活保護の援護の実施をC市からA市へ変更する
- ・C市へ生活保護における引越費等の申請

8

フォローアップ

10月～

本人の生活状況、活動状況の把握。

自室で煙草を吸ったことをとがめられ施設長より注意を受け、所在不明になる。「合同支援会議(ケア会議)」を実施し、問題性が出た場合には指定更生保護施設(県C市)での「再訓練」を考慮する。

Point 1

福祉の活用による円滑な移行

Aさんは指定更生保護施設に入所中、同法人内の福祉事業所(ケアホーム、就労継続支援A型・B型)での体験実習、受け入れ先事業所(グループホーム)での体験利用を実施しました。矯正施設から直接「地域」に移るのではなく、段階を経て福祉の環境に慣れていく期間を経たことで、本人と受け入れ先事業所の双方にとって、スムーズな移行ができました。

Point 2

帰住地の相談支援事業所との連携

Aさんの受け入れ先事業所の選定・あっせんにあたっては、帰住希望先の 県A市の相談支援事業所に協力を仰ぎました。地元の社会資源を熟知し、各事業所とのつながりがある相談支援事業所は大きな力になります。福祉事業所の紹介と、訪問に随行していただくという、地元とのパイプ役を担っていただき、受け入れ先の決定につなげることができました。

Point 3

指定更生保護施設によるバックアップ

引継ぎ後、煙草の喫煙に伴う問題行動が発生しました。協議を行い、更生緊急保護の期間に問題行動が再度発生した場合には、指定更生保護施設での「再訓練」を実施するよう取り決めました。対象者の受け入れに不安を抱える事業所が多い中で、このようなバックアップ体制を構築することが重要になります。

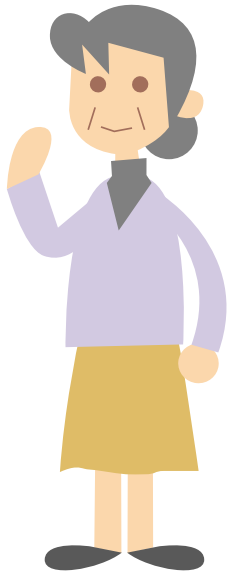




Bさん 70代女性 満期出所

生活保護法の事業所へつないだ方

生活保護

高齢障がい者



- 平成 年10月 ○  相談受付
- 平成 年1月 ○ 面談・アセスメント
- 3月 ○ 受け入れ先が決定
「合同支援会議」の開催
- 4月 ○ 満期出所、引継ぎ
 **救護施設**
フォローアップ支援

プロフィール

出身: 県F市
IQ相当値: 48 (CAPAS) (療育手帳取得なし)
罪名: 詐欺
入所度数: 1度 (今刑: 県B市刑務所)
刑期: 懲役2年11か月

家系図:

```

    graph TD
      F[父] --- M[母]
      F --- W[内夫]
      M --- B[本人]
      M --- K[兄]
      F --- D1[死亡]
      M --- D2[死亡]
      W --- N[住居なし]
      B --- H[70代:病氣入院中  
認知低下]
      K --- H2[70代:他県在住  
認知低下]
  
```

生活歴・犯罪に至った経緯:
 中学(普通学級)卒業後、20代で就職(住み込みの工場)のためA市へ転居。そこで、内夫と出会い事実婚。A市にて内夫と共に自営業等を営む。60代の時に内夫が病気で倒れ入院。生活費が入らなくなり、知人にお金を借りてその日暮らしをしていたが、家賃滞納でアパートを追い出される。
 生活に困りホテルに無銭宿泊し逮捕されるが「保護観察付執行猶予」保護観察中に寸借詐欺を行い、逮捕・受刑に至る。

平成 年
10月

相談受付

県保護観察所(他県センター未設置)より協力等依頼。



1

面談・アセスメント

1月

ニーズ

「もう一人では生きていけない。助けて下さい」
「出来ることならふるさとの 県F市に帰りたいが、そう無理は言えないので 県に帰りたい」

課題

住民票は 県G市に残っていたが、帰る家がない。
生活資金がなく、身寄りもない。(実兄・内夫からの支援は、期待出来ない)
知的障がいの疑いがあるが、療育手帳の取得はない。
高齢である。

- ① どこが窓口（援護の実施）になるのか？
まずは、住民票が残っていたG市を窓口として協議を開始
- ② どの福祉につなげるか？ 「課題」をふまえ「障がい者福祉」「高齢者福祉」「生活保護」を総合的に検討



障がい者福祉

療育手帳の取得：×

県知的障害者更生相談所と協議

県の判定基準では「18歳以前に知的障がいが発生したことの証明が必要」（本人には認知症が進行した身内しかおらず証明が難しい）。証明されたとしても、本人の年齢から「知的なのか認知症なのか」判定が難しい。

障がい福祉サービスの利用申請：×

F市障害福祉課と協議

F市では障がい福祉サービス利用のためには「療育手帳」の取得が前提。



高齢者福祉

養護老人ホームへの措置：×

F市高齢福祉課と協議

待機者が多く、利用には2～3年待ち。F市として特段の配慮は出来ない。

宅老所（入所）の利用：×

F市高齢福祉課と協議

保証人等の問題があるので、生活保護の受給が必要と思われる。

在宅介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用：×

F市高齢福祉課と協議

F市の「在宅介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）」は、生活保護受給者は利用できない。

要介護認定の申請：

F市高齢福祉課と協議

受刑中に認定調査を行うことは可能だが、介護保険料の納付実績がなければ3割負担となるため、生活保護の受給が前提と思われる。



生活保護

生活保護の受給：

F市生活保護課と協議

生活保護は「現地主義」なので、どこで申請を行い、どこが援護の実施になるか検討が必要。

救護施設への措置：

F市高齢福祉課と協議

生活保護を受給しても、救護施設側の受け入れがすぐに可能かといった問題がある。

「障がい者福祉」「高齢者福祉」では、福祉の手立てを講じることが出来ないため、「生活保護を受給し、救護施設へつなげる」手立てを具体的に検討していく

- ① まず 県内にある複数の「救護施設」に受け入れ確認を行う。
H市にある救護施設から「行政からの正式な依頼があれば受け入れ可能」との回答
- ② 帰る場所が無い対象者が、生活保護を申請（受給）するためには？
退所後の「居所（現在地）」の確保が必要



「居所＝援護の実施」の検討

刑務所所在地であるB市：

申請・受給決定後、他県救護施設へ「措置」することになる。刑務所所在地であるがために「援護の実施」となるのは一極集中を招くとのこと。

○県婦人相談所（C市に設置）：

緊急を要する場合であれば、一時的なシェルターとして利用可。ただし、そこから生活保護を申請し、他市救護施設へ入所するのであれば、援護の実施となるC市の了解が必要。
C市と協議するが、一時的な居所がC市にあるがために、H市の救護施設へ入所する方の「援護の実施」にC市がなることは、前例として好ましくないとのこと。

シェルター機能を有する民間施設等（F市）：○

県F市の社会資源を当たっていく中で「教会」が一時的な受け入れを快諾。

受け入れ先事業所 救護施設

生活保護の援護の実施 県H市

退所後の居所 教会（県F市）

退所後の居所が「教会（F市）」に確定したことで、「合同支援会議（ケア会議）」を行う。

メンバー

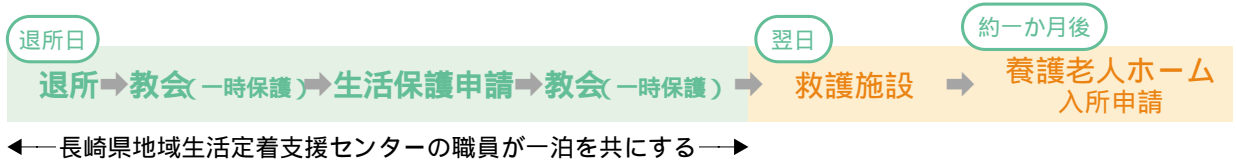
- ・ F市生活保護課
- ・ 教会（F市）
- ・ 救護施設（H市）
- ・ 長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

- ① 改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・課題等の共有化をはかる。
- ② 出所後「いつ申請を行い」、「いつから救護施設が利用可能か?」、「そのために必要な書類は?」等といった点について協議・確認する。
→協議の結果、本人の状況を勘案し「矯正施設退所日にF市で申請後、即保護開始」の手立てが講じられることになる。しかし、救護施設側の受け入れ態勢が退所翌日でないと整わないため、退所日は教会に一泊し、翌日に救護施設へ入所することになる。
- ③ 移送の確認
→「退所（矯正施設退所日： 県B市） 救護施設受け入れ（翌日： 県H市）」までを長崎県地域生活定着支援センターが行う。
- ④ 救護施設からの要望
救護施設は本来、生活保護上の自立助長を目指していく施設であるべきなので、Bさんについても、この救護施設を「終の棲家」として捉えて利用してもらっては困る。
→救護施設入所後、できるだけ早期にH市高齢福祉課へ「養護老人ホーム」の入所申請を行うことを確認。

平成 年
4月

満期出所・受け入れ先事業所へ引継ぎ



保護施設(生活保護法) 県H市)

- ・清掃活動
- ・余暇クラブ
- ・簡易作業

救護施設

- ・定員 名
- ・2人部屋

将来的には養護老人ホームへの移行を目指す

5

フォローアップ~次の出口を見据えた支援

4月~

定期的な連絡、訪問の実施。

施設内での問題行動(飲酒等)が起こった際には、救護施設へ訪問し、本人との面談(気持ちの引き締め)及び担当職員との課題解決に向けた協議を実施。

現在、「救護施設からの次の出口を見据えた支援(養護老人ホーム入所等)」を、救護施設職員、H市ケースワーカー、H市高齢福祉課、長崎県地域生活定着支援センターとの4者間で適宜連絡・調整をしながら行っている。

Point 1

救護施設という「総合的機能を有する社会資源」の活用

~定着支援センターと救護施設間での連携体制の確立

救護施設は、障がい・高齢・生活困窮・社会的困窮者等といった社会的弱者を分け隔てなく受け入れる総合施設として、これまでも矯正施設退所者等を受け入れた実績があります。

しかし、これまで救護施設からの地域移行(出口支援)に関しては、一救護施設におまかせ状態にあり、結果として救護施設側への負担増となり、利用者の滞留・高齢化といった問題が顕在化していました。

そこで、救護施設につなぐだけでなく、今事例のように「救護施設からの出口支援」にも関与し、救護施設をサポートして体制を整えていくことで、救護施設側への「安心材料」となり、さらには利用者の滞留・高齢化といった課題解決にもつながっていくことで、双方にメリットがあるのではないのでしょうか。

Point 2

地域に眠っている社会資源の活用

今事例では、矯正施設退所後の緊急一時的な公的なシェルターが確保できずに苦慮しましたが、地域の中にあつた「教会」という社会資源にアプローチしていくことで、なんとか一時保護の場所を確保することができました。

対象者の支援にあたっては、公的資源の活用だけではなく、多角的な視点で地域に眠っている社会資源にアプローチしていくことも必要不可欠だと思います。

Point 3

本人と寄り添う時間の大切さ

福祉の支援を必要としている高齢者・障がい者の大半の方が、「本当に行き先があるのだろうか...?」「本当に誰か迎えに来てくれるだろうか...?」といった『退所への不安』を抱いて退所日を迎えています。

Bさんも退所時の出迎えに対して、涙を流して喜ばれていました。その後、故郷への道中だけでなく、教会での一時保護(一泊)の際にも、長崎県地域生活定着支援センター職員と一緒に寝起きし、本人へ寄り添うことに努めました。

短い時間でしたが、今日ある本人との信頼関係は、矯正施設内での面談だけでは築けていなかったと思います。



Cさん 60代男性 満期出所

集団生活になじまない方への支援

高齢者福祉

集団生活になじまない方



平成 年 6月



満期出所

保護観察所に出頭。更生緊急保護を検討するも不可。
相談受付
指定更生保護施設で受け入れ



更生保護施設

面談・アセスメント

7月 ○ 「合同支援会議」の開催
受け入れ先が決定
(その後拒否)

9月 ○ 「合同支援会議」の開催
受け入れ先が決定

10月 ○ 移行・引継ぎ



単身アパート

高齢者サービス

フォローアップ支援

プロフィール

出身： 県E市

IQ相当値：39 (CAPAS) (療育手帳取得なし)

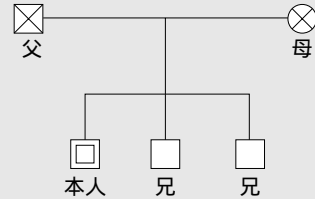
罪名： 建造物侵入、窃盗

入所度数： 16度 (今刑： 県A市刑務所)

刑期： 懲役6か月

医療面： 高血圧の薬の服用あり

家系図：



現在までの生活状況・犯罪に至った経緯：

生後すぐに児童養護施設に預けられたため、両親の名前も知らず見寄りとなる家族は誰一人いない。施設で生育し小学校へ入学するも、小学校低学年から登校せず、中学校も未修了。10代で自転車窃盗で保護観察。定職には就かず、職を転々とする。16回の受刑歴以外、そのほとんどが路上生活であり、人生の大半を刑務所か路上で生活していた。

平成 年
6月

県A市刑務所 満期出所



① 刑務所退所 (満期出所)

作業報奨金(約5,000円)を元に、住み慣れた 県E市へ自分で帰る。わずかな年金(2月分：約20,000円)を引き出し、所持金を旅費や食費等で消費してしまう。

生活に困り 県E市生活保護課に行ったが、「アパートを借りてきたら、申請を受け付ける」と言われ、市内の不動産を廻ったが、保証人の問題があり、結局どこも借りられなかった。

② 保護カードを持って 県保護観察所に出頭 (本人の所持金：300円)

県保護観察所より金品の支給を受ける。

③ 県保護観察所に再出頭 (本人の所持金：200円)

県保護観察所が県内の更生保護施設へ受け入れ調整を行うも、知的能力の問題等により受け入れ不可。救護施設の調整を図ったものの受け入れ不可。

6月

長崎県地域生活定着支援センターへ相談依頼

県(他県センター未設置)の「更生保護」「福祉」では支えられないとの判断で、他県に先がけて設置・運営していた長崎県地域生活定着支援センターに相談依頼。

6月

指定更生保護施設 (県C市) へ入所



「更生緊急保護」により入所。

1

面談・アセスメント

6月

ニーズ 生まれ育ったふるさとのどこかで暮らしたい
もう昔のように野宿生活は体力的に出来ない。福祉の力を借りたい。
もう刑務所には行きたくない。残された人生を真面目に生きたい。

課題 帰る場所が無い。
家族等がない。
所持金がない。
過去にトラブル等を地域で起こしていたことにより地域から排除されている。

2

援護の実施市町村との調整

6月

本人とのアセスメントを元に 県E市に問い合わせをしたところ、過去本人が入所していた更生保護施設があったE市に住民票があることを確認。

住民票の所在 県E市

3

福祉の手立ての検討

6月～

矯正施設入所中に服用していた高血圧の薬が、退所後数週間が経過し切れていたため体調不良を訴える。

 医療的支援
国民健康保険：

援護の実施者である 県E市と協議。「居住実績がないため同市での発行は不可。今いる 県C市で取得すべきではないか」との回答。

住民票の移動 県E市 県C市（指定更生保護施設所在地）

県C市で国民健康保険証を申請・取得

住民票の所在 県C市

 生活保護
生活保護の受給：×

C市へ生活保護（医療扶助）の申請を行うが、支給決定が難しいとの福祉事務所から見解。現状の月2～3回の受診（高血圧）ならば8,000円/月の年金でこと足りるという判断。

「生活保護」（医療扶助）の申請取り下げ
その後受診回数の増加により約1か月後に再申請を行い、受給決定

4

受け入れ先事業所の検討 1

6月～

本人の希望が「ふるさと（ 県 ）での生活」であったため、あくまで住民票があり本人の希望であった 県内の社会資源への早期の移行を目指し調整に入る。

① 早期の移行が可能な施設を検討

 生活保護
救護施設（ 県 ）への措置：×

施設を複数回訪問し協議を行うが、過去に入所していた時トラブル等があったことにより受け入れは困難との回答。



高齢者福祉

生活支援ハウス(県E市)の利用 : ×

現在は 県C市にいますので、C市で福祉の手立てを整えるべき。市町村事業である「生活支援ハウス」はC市の住民でなければ申請出来ない。

課題発生① 更生保護施設利用 2 か月後から徐々に本人の課題が顕在化

更生保護施設における生活において、徐々に自己中心的な不平不満が表れるようになり、職員や他の利用者への一方的な暴言等が日を追うごとにエスカレート。

本人の課題 集団での生活や対人関係、信頼関係というものが容易に築いていけない。

② 障がい者福祉を検討



障がい者福祉

療育手帳の取得 : ×

県の療育手帳申請の条件

発達期(おおむね18歳以前)に知的障がいが発生したことの事由の証明が必須

身寄りがなく小学校も満身に卒業していない等から証明は困難

③ 本人の状態等から移行計画(受け入れ先の検討)を、「施設(集団生活)から個(単身型の生活)」へシフト。「障がい者福祉」ではなく「高齢者福祉」での受け入れ調整に切り替える。



高齢者福祉

要介護認定の申請 :

介護保険サービスの申請を行い、要介護度の認定を受ける。身体レベルでは非該当もしくは「要支援1」レベルであると思われたが、課題発生で明らかになった対人的な問題や再犯状態に陥っているという「社会適応能力」の低さを勘案してもらうように、定着支援センターの職員が認定調査に立ち会い説明。

要介護度 1

④ これまでに福祉施設の利用経験は若干あったものの、過去にトラブルを起こして退所している等のため、なかなか受け入れ先が見つからない。

5

「合同支援会議(ケア会議)」の開催 - 1

7月

Cさんの様に課題が複雑な場合、一定着支援センターのアプローチや市町村レベルの調整だけでは支援が進展しなかったため、県レベルでの協議を依頼する。

メンバー ・ 県障害福祉課、高齢福祉課、生活保護課
・ 長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

① Cさんのような複雑な背景を持つ方を支える 県内の社会資源について
→ホームレス等の社会的弱者を数多く受け入れてきた実績のある高齢福祉事業所Aを紹介される。

- ① **高齢福祉事業所Aを訪問し、直談判！**
Cさんがヘビースモーカーであり禁煙が条件の同事業所はやむなく断念。
断念はしたものの、定着支援センターの趣旨に賛同して下さった高齢福祉事業所Aのオーナーから高齢福祉事業所Bを紹介。
- ② **高齢福祉事業所Bを訪問し、直談判！**
禁煙の問題はクリアできたが...
職員体制上の条件等から集団生活に不適應を起こすことが予想されたためやむなく断念。
断念はしたものの、定着支援センターの趣旨に賛同して下さった高齢福祉事業所Bのオーナーから生活困窮者等への入居に関しても理解のある知人のアパート経営者C氏を紹介。
- ③ **Bオーナーにも同行いただき、アパート経営者C氏を訪問し、直談判！**
協議の結果、保証人がいなくても、以下の条件をクリアできれば入居可能となる。
 - ・生活保護の受給
 - ・家賃滞納を防ぐため、家賃について生活保護課から直接家主へ振り込む形態をとる。
 - ・日中福祉サービスの利用と福祉による見守り体制を確保する。
- ④ **上記条件をクリアするために、S市生活保護課及びS市地域包括支援センターとも協議を開始する。**

メンバー

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害福祉課、高齢福祉課、生活保護課 ・ 県保護観察所 ・ S市生活保護課 ・ S市地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉事業所A ・ 高齢福祉事業所B ・ 指定更生保護施設 ・ 長崎県地域生活定着支援センター ・ (アパート経営者C氏) |
|---|--|

課題発生② 決定していた受け入れ先アパートが白紙に

前日になってアパート経営者C氏より「やっぱり入居は白紙に戻したい。合同支援会議にも出席できない」との連絡が入る。真意は不明のまま...

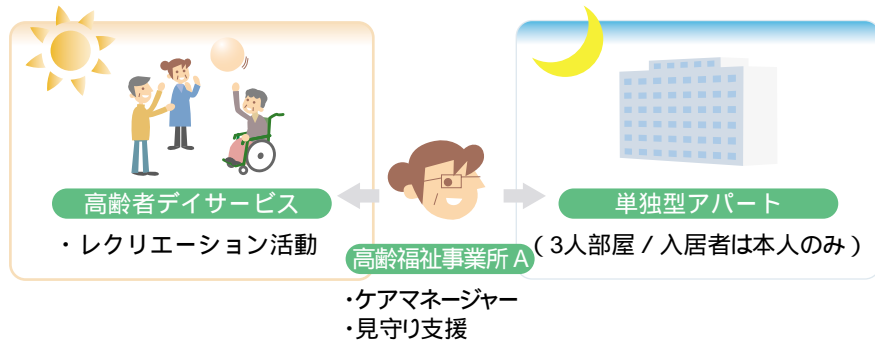
協議・確認事項

- ➡本来は移行に向けた最終的な手立の確認であったが、急遽白紙になったことで、出席者全員でその他の手立てを協議・検討。
その結果、高齢福祉事業所Aのオーナーが借り上げていたアパートへ保証人がなくても入居しても良いとの回答を得る。

受け入れ先事業所 日中：高齢者デイサービス 生活：単身型アパート（高齢者福祉関与）

平成 年
10月

受け入れ先事務所への移行・引継ぎ



8

移行・引継ぎ

10月

敷金・布団代・家具什器費等について 現に医療扶助を受けている 県C市にて負担
住民票を 県C市から帰住先である 県S市へ移動
その他生活費等について 県S市へ移行時に生活保護の申請

9

フォローアップ

10月～

集団生活に馴染まない本人の状態を勘案し、単身型の生活を計画し移行したが、結果的に移行2か月後から徐々に職員や他利用者に対する一方的な暴言等が見られるようになり所在不明も頻繁となる。

その都度、適宜訪問し、課題解決に向けた協議を実施

これまで同様、徐々にエスカレートする本人の言動から、精神病院 PSW とも連携を図り、精神病院への受診を開始。

その後、弁護士、ケースワーカー、精神病院医師及び PSW、警察、定着支援センター等も交えた「合同支援会議(ケア会議)」を複数回実施し、課題改善に向けた取り組みを行うが、結果的に本人の暴力行為がエスカレートしていき、自ら福祉的支援も遮断し、所在不明となる。

しかし、数週間後、本人自ら 市生活保護課へ再度支援依頼。

現時点では、設置された 県地域生活定着支援センターと連携を図りながら、支援継続中。

Point 1

県レベルで実施する 「合同支援会議」の有効性

Cさんが有していた課題の多さから、一定着支援センターによるアプローチや市町村レベルでの調整だけでは、援護の実施市町村や受け入れ先となる福祉事業所が、なかなか見出せずにいました。

しかし、「合同支援会議」に県の「障害・高齢・生活保護」の複数の課から参加し、包括的な視点で協議していただいたことで、なんとか打開策が見つかり、Cさんへの支援が展開していきました。

複数の課題を有している対象者への支援の際には特に、複数の関係機関及び複数の課が参加する県レベルでの「合同支援会議」が有効であることが確認出来ました。

Point 2

「face to face (フェイス トゥ フェイス)」の重要性

複数の課題を有している対象者だからこそ、定着支援センターが行うコーディネート業務が「机上の調整」だけに留まっていたのでは、支援はなかなか進展していきません。

Cさんの事例では、時間と労力はかかりましたが、「face to face (フェイス トゥ フェイス)」の精神で直接事業所や関係機関等へ複数回足を運び、お互いに顔の見える距離で調整したことが結果として支援の「輪」を大きくしていったのではないかと思います。



Dさん 60代男性 満期出所

介護保険法の事業所へつないだ方

生活保護

高齢者福祉



平成 年 4月 ○ 相談受付

5月 ○ 面談・アセスメント
帰住地が更生保護施設に決定

6月 ○ 満期出所
更生保護施設
障がい者福祉での検討

11月 ○ 高齢者福祉での検討
受け入れ先が決定

12月 ○ 移行・引継ぎ
認知症対応型生活介護
フォローアップ支援

プロフィール

出身： 県B市

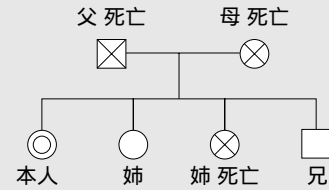
IQ相当値：36 (CAPAS) (療育手帳取得なし)

罪名：窃盗

入所度数：6度 (今刑： 県B市刑務所)

刑期：懲役1年6か月

家系図：



生活暦・犯罪に至った経緯：

中学卒業後、職を転々として、中々定職には就けず、10代～50代までの間どこで働いていたか、はっきりしない。

50代から、駅周辺でホームレス生活を重ねる。その過程で所持金もなく窃盗(万引き)。住所も転々したが最終住所地は出身地から遠い 県D市になっている。

実姉が2人と兄がいたが姉1人は死亡。兄、姉共に高齢で、遠くに住んでいることもあり、帰る場所も頼る人もいない状態である。

「孤立 生活苦」で窃盗を繰り返し刑務所に6回入所。最後の犯罪は「チーズケーキ1個(100円)」を窃盗。

平成 年
4月

相談受付

県保護観察所より特別調整協力等依頼。

1

面談・アセスメント

5月

ニーズ

出来たら本籍があり、出身地である 県B市に住みたい。
帰る場所もないので福祉の世話になりたい。

課題

住民票は 県D市に残っていたが、帰る家がない。
住む所は出身地である 県B市に設定希望。
生活資金がなく、身寄りもない。(実兄・実姉からの支援は期待できない)
知的障がいの疑いがあると思われるが、療育手帳の取得はない。
刑務所ではオムツをして過ごしていたということもありADLは自立していない。

満期出所までの時間がないことと、福祉サービスを調整するのに時間がかかることから指定更生保護施設(県C市)で受け入れ、その間に福祉的手続きを整うこととする。

退所後の居所

指定更生保護施設(県C市)

2

援護の実施市町村との調整

5月

- ① 住民票が残っていた 県D市から、今後住みたいという本人のふるさとであり、矯正施設の所在地でもある 県A市に移動する。
- ② 県A市障害福祉課を訪問し援護の実施について検討
本籍があり、生まれ育ち、長く生活をした地であることも考慮され、 県A市が援護の実施者になる。

確認事項

- ・矯正施設退所（転出）後に更生保護施設が所在する同県C市に転入。
- ・障がい者福祉サービスの援護の実施はA市のまま。
- ・生活保護の実施は現在地で更生保護施設のあるC市となる。

援護の実施



転入



福祉サービス：A市
生活保護：C市（現地主義）

平成 年
6月

満期出所・指定更生保護施設へ入所



「更生緊急保護」により入所。

福祉サービスの手立てを整えた後、障害者自立支援法の「体験利用制度」で同じ法人の「生活介護」を利用。

3

福祉の手立ての検討

5月～

① どの福祉につなげるか

矯正施設にいる間に整えられる福祉の手立てを矯正施設と長崎県地域生活定着支援センターと協力の上進める。課題をふまえ「更生保護施設利用」「障がい者福祉」「高齢者福祉」「生活保護」を総合的に検討。更生保護施設入所中に認知症の症状が見受けられたため、要介護認定の申請を行い「高齢者福祉・介護保険施設」も視野に入れる。



障がい者福祉

療育手帳の取得：

矯正施設と協議 矯正施設が療育手帳の取得のための申請を行う
県の療育手帳申請の条件

- ① 18歳以前の幼少期の証明（学業証明等）
- ② 親・兄弟・親族の方の証言
- ③ ①②がどうしてもとれない時に限り、医師の診断書または意見書の申請書への添付があればよい。（様式はない。“今の状態からみて、知的障がいが幼少期からのものである”という文言など）

矯正施設が把握している兄、姉に「18歳以前に知的障がいがあった」ことの証明の文章を書いていただくよう依頼する。

療育手帳 A 2



公的な権限の活用

国の機関である矯正施設・保護観察所は市町村長に対して住民票に記載されている情報および戸籍謄本、戸籍の附票について「公用請求」を行うことが出来るが（住民基本台帳法12条の2）定着支援センターは、そのような権限を有していない。福祉サービスの申請等の際には、まず住民票の確認や家族に関する情報の把握等が必要となるため、自己負担が発生しないという観点からも「公用請求」の活用が有効と思われる。

！ 「発達期の障がいであること」の証明が難しい場合の療育手帳の取得について

療育手帳は、「発達期（おおむね18歳まで）の障がいであること」「知的機能の障がいがあること」「社会生活上の適応障がいがあること」をポイントに、各自治体で定められた「療育手帳交付要綱」に基づき「知的障がい者」と判断された者に交付される。18歳以上で療育手帳を取得する際は、①医師による医学診断、②知的障害者更生相談所等での心理診断、③日常生活上の社会適応性等に関する社会診断を総合して判断される。③の社会診断については、長崎県地域生活定着支援センターでは①親族証言、②小学校の指導要録、③本人からの聞き取り調査で対応した。ただし、「知的障がい」についての法律上の基準は無く、自治体毎に異なっているため、どこまでの範囲が求められるかは確認が必要。

障害基礎年金の受給：

矯正施設入所中に障害基礎年金の取得に向けて矯正施設側で取り組んでいただくが、手続き途中で退所となったため、出所後に更生保護施設と協力して年金取得のための手立てを行う。

障害基礎年金 2級

障害程度区分の申請：

更生保護施設入所中に障害程度区分の認定を受ける。

障害程度区分 区分4



高齢者福祉

要介護認定の申請：

精神科を受診し脳血管性認知症の診断を受ける。

要介護度 3



生活保護

生活保護の受給：

更生保護施設入所後に生活保護の医療扶助の申請。更生保護施設入所中は、生活保護の医療扶助のみ受給し、新しい居住地となる「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」では引き続き、生活保護を受給（障害基礎年金で不足する部分の補充）。

② 知的障がい者の「グループホーム（共同生活援助）」の検討

矯正施設入所中および更生保護施設入所当初は活動面を重視して、知的障がい者の福祉サービスを検討し、障害者自立支援法上の「グループホーム（共同生活援助）」で調整をする。

相談支援事業所への相談

A市の社会福祉法人（連絡協議会メンバー）のグループホームで受け入れの検討をしていただく。

③ 知的障がい者の「グループホーム（共同生活援助）」から「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」へ入所の方向変換。更生保護施設での生活状況、本人の健康状態を総合的に判断して高齢者福祉のサービスを受ける方向に進路を転換する。

認知症の症状がみられたため、本人にあったサービスとして「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」に設定し、出身地の施設を当てる。

A市に住みたいという希望をもとに、電話を中心にくつもの施設の空き状態を確認し、間もなく空く予定があるので検討して良いという返答をもらう。本人と面談を行い決定。

受け入れ先事業所 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



介護保険法と障害者自立支援法の併給について

65歳以上の者（生活保護受給者を含む）については、介護保険法施行法11条及び介護保険法施行規則170条の適用除外を受けている者を除き、すべて介護保険の被保険者となる。介護保険の被保険者は、同じサービスが介護保険法上にある場合には、介護保険の適用が優先される（障害者自立支援法7条）。ただし、介護保険では需要を満たせないサービスの種類や量については、市町村の判断により障がい者福祉のサービスが適用できる（「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成19年）。

4

「合同支援会議（ケア会議）」の開催

11月

メンバー

- ・受け入れ先事業所
- ・指定更生保護施設
- ・長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

- ① 受け入れに関する事項の確認
 - ➔施設の身元引受人（保証人）は指定更生保護施設の所長に依頼
 - ➔生活費（年金）の不足分は生活保護で補う

平成 年
12月

受け入れ先事業所への移行・引継ぎ



高齢者福祉（県A市）



- ・リハビリ体操
- ・レクリエーション（風船パレー等）



（定員5名）



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

体調が整い次第日中は野外での活動も想定

5

フォローアップ

12月～

生活保護の受給にあたっての資力調査（ミーンズテスト）への立会い

指定更生保護施設の職員と共に、入所した「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」に行き、更生保護施設での生活状況を踏まえ新たな疑問点などに答えて、フォローアップを行う。

Point

1

援護の実施市町村全体での支援

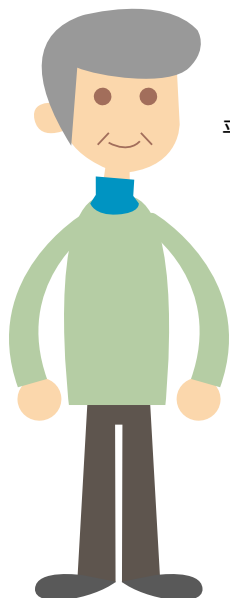
福祉の支援を必要としている方は、住民票が削除されていたり、住民票とかけ離れた矯正施設に入所していることが多いです。ともすれば援護の実施の「たらい回し」になることもある中で、Dさんの故郷である 県A市は、援護の実施となることを快く引き受けて下さいました。福祉サービス調整の入口が早く決定したことが、その後のスムーズな支援につながりました。

Point

2

矯正施設からの利用申請

福祉サービス調整にあたっては、退所前にどれだけ福祉の手立てを整えられるかがポイントとなります。Dさんが入所していたA市刑務所には、福祉サービスの申請に積極的にご協力いただきました。特に職権が必要となる療育手帳申請にご協力いただいたことで、退所前に療育手帳を取得することができました。

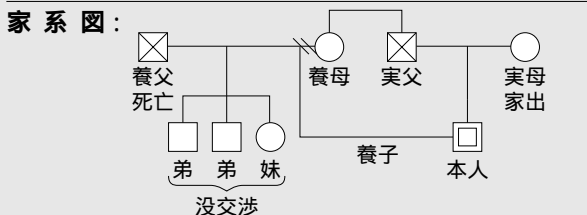


平成 年 8月 ○ 相談受付
面談・アセスメント
福祉の手立てを検討するが調整
が間に合わず

11月 ○ 満期出所
更生保護施設
福祉の手立ての検討中

プロフィール

出身： 県A市
IQ相当値：61 (CAPAS) (療育手帳取得なし)
罪名：詐欺
入所度数：12度 (今刑： 県A市刑務所)
刑期：懲役1年8か月
医療面：アキレス腱断裂による右足伸展不良



現在までの生活状況・犯罪に至った経緯：
幼少に実母が家出し、父方伯母に預けられ養子となる(その後縁組解消)。高校受験時、戸籍によって養父母であることを知り、高校進学を辞退。20代に養父が事故死し、そのことから飲酒・ギャンブルに耽溺。徐々に生活が崩れ、30代より窃盗・詐欺を反復し受刑歴を重ねる。30代で結婚するも離婚し、子供はいない。本人には歳が離れた弟・妹がいるようだが没交渉。
前刑満期出所後、頼るべき身寄りや知人もいないため野宿生活を送っていたが、空腹を満たすために 県S市内の焼き鳥店にて無銭飲食を行い受刑。

平成 年
8月

相談受付

県保護観察所より特別調整協力等依頼。刑期終了までわずか3か月しかない。

1

面談・アセスメント

8月

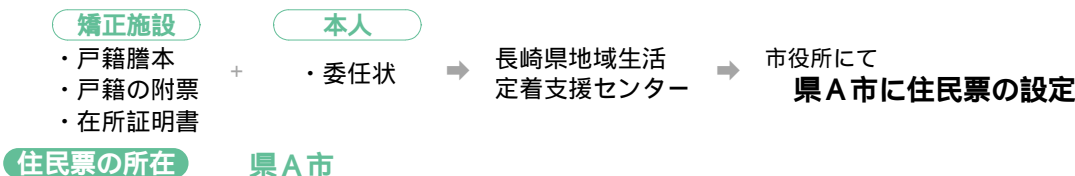
- ニーズ** 一人では生きていけないから助けてほしい。
暮らせるならばどこでもよいが、可能であれば故郷で暮らしたい
- 課題** 住民票が不明。
過去に身体障害者手帳を取得していたようだが定かではない。
身寄りがいない。
所持金がない。
帰る場所がない。

2

援護の実施市町村との調整

8月

「住民票」と「身体障害者手帳」の取得実績の有無について公的な権限による確認を矯正施設へ依頼。
回答 ① 住民票は削除されていた。
② 「身体障害者手帳」の取得実績はあったが、現時点では失効している。
「法務省矯正局長 昭和36年通達」(>>p17)を応用し「矯正施設所在地」の 県A市に住民票の設定を目指す。



① 障がい者福祉を前提としての福祉の手立てを検討する。



障がい者福祉

身体障害者手帳の取得：×

失効していた身体障害者手帳の取得を目指す。

身体障害者手帳の申請には障害判定の資格を持つ指定医の①診断書、②意見書が必要

→ 矯正施設内には指定医がいないが、外部の一般病院への受診許可が下りる。

受診費用（初診料＋診断料＝約10,000円前後）は誰が負担するのか？

→ 矯正施設側：「外部の病院へ受診した診断書料等を「矯正医療」で負担することは出来ない。
自己負担で受診してほしい」

本人：所持金はわずかで自己負担は困難

入所中に「身体障害者手帳」の申請は出来ないと判断

身体障害者手帳申請及びそれに伴う費用負担の問題については、矯正施設退所後に生活保護を受給した上で再検討

② 障がい者福祉の選択肢がなくなったことと矯正施設退所までの時間がわずかになったことを勘案し、措置施設である複数の「救護施設」を探る。



生活保護

救護施設への措置：

複数施設をあたったところ一施設が受け入れを検討

直接訪問したところ「本人による施設見学と面談が必要」

本人はまだ入所中のため、矯正施設退所後すぐの受け入れは不可。

平成 年
10月

満期出所・指定更生保護施設へ入所

受け入れ先が決まらなかったため、「更生緊急保護」により入所。



保護カードの申出

(申請の手続をサポート)



保護観察所へ同行



県C市の指定更生保護施設へ
「更生緊急保護」

退所後の居所 指定更生保護施設(県C市)

① 住民票の移動

住民票の移動

県S市

県C市(指定更生保護施設所在地)

県C市で国民健康保険証を申請・取得、生活保護の申請を行う。

住民票の所在

県C市

② 指定更生保護施設と連携し福祉の手立てを調整する。



生活保護

救護施設への措置：

受け入れを検討した救護施設を本人と併い訪問する。

「障害者手帳があった方が受け入れやすい」「年度が変わって再検討したい」との回答



障がい者福祉

身体障害者手帳の取得 : ×

整形外科を受診

「現状の本人の身体レベルでは身体障害者手帳が取得できない可能性が高い」との見解を受ける

療育手帳の取得 :

療育手帳の申請に切り替え、指定更生保護施設の SW と連携して療育手帳取得を目指す。

療育手帳の取得には「18歳以前に知的障がいが発生したことの証明が必要」。生活保護の「扶養照会」を行う際に定着支援センターが作成した「幼少期の本人に関する情報提供を依頼した書式」を添付していただくように依頼

親族からの「回答(学業劣位だったことの証明)」が福祉事務所へある。その書式を知的障害者更生相談所へ提出することで療育手帳取得へつながる

療育手帳が取得出来たことにより、受け入れ先の選択肢が広がる。現在故郷(県)への移行を目指して福祉サービスの調整中。

4

「合同支援会議(調整会議)」の開催～援護の一極集中の緩和に向けた取り組み

1月～

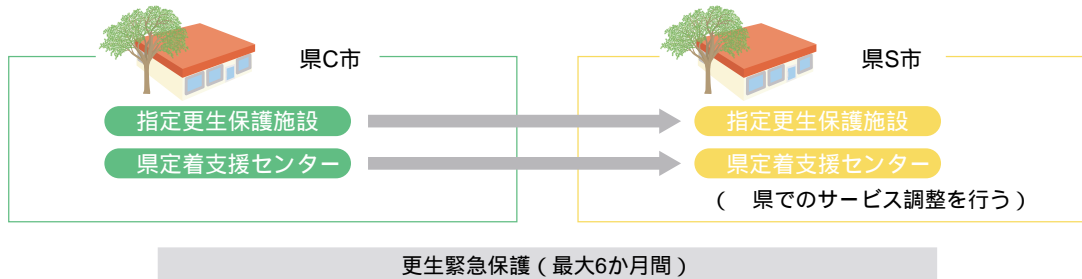
「居住地(住民票等)」や「帰住地」を有していない対象者が、更生保護施設で住所設定し、その後福祉事業所へ入所(移行)する場合には、従前の「更生保護施設所在地」の市町村が援護の実施者となってしまふ。

➔ 指定更生保護施設所在地の市町村へ経済的負担が集中

最大6か月の更生緊急保護の期間中に、本人が希望する故郷の県の更生保護施設へ移管し、そこでの福祉サービス調整が可能か、関係機関(福祉、行政、司法)と複数回協議をしている。

協議・確認事項

- ① 一極集中を避けるためには？
- ② 保護観察所間で可能な手立てはあるか？



Point 1

更生保護施設間の移管の試み

他の都道府県に帰住する対象者が指定更生保護施設を利用することにより、同施設の所在地の市町村へ援護の実施が集中するという問題が顕在化しています。Eさんは指定更生保護施設間での移管に向けて現在協議中です。このように特に更生保護施設を経由し、他県へ帰住する対象者等については、「更生緊急保護」の期間内(最大6か月)に帰住予定地の更生保護施設へ移管することで、「援護の実施責任」を分散させていくような取り組み・仕組みが必要不可欠です。

Point 2

住民票が消除された場合に矯正施設所在地に住民票を設定

福祉サービスの調整は、まず援護の実施市町村を確定すること、すなわち「住民票の確認及び設定」をすることから始まります。Eさんは、その住民票が既に消除されていた為、「住民票」を設定することが必要不可欠でした。矯正施設側に「戸籍謄本」「戸籍の附票」の取寄せと「在所証明書」の発行というご協力いただいたことで、本人から「委任状」を貰い、矯正施設入所中に「矯正施設所在地の市町村」へ住民票を設定することが出来ました。

Point 3

公的な権限の活用～生活保護の「扶養照会」

療育手帳を申請する際に「18歳以前に知的障がいが発症していた証明」を求められることが多くあります。Eさんは証明を行う親族等の正確な情報すら把握できていませんでしたが、療育手帳の申請と同時期に行っていた生活保護の「扶養照会」を活用することで、親族からの「回答(学業劣位だったことの証明)」をいただくことが出来、療育手帳の取得につながりました。

効果的な支援のあり方について

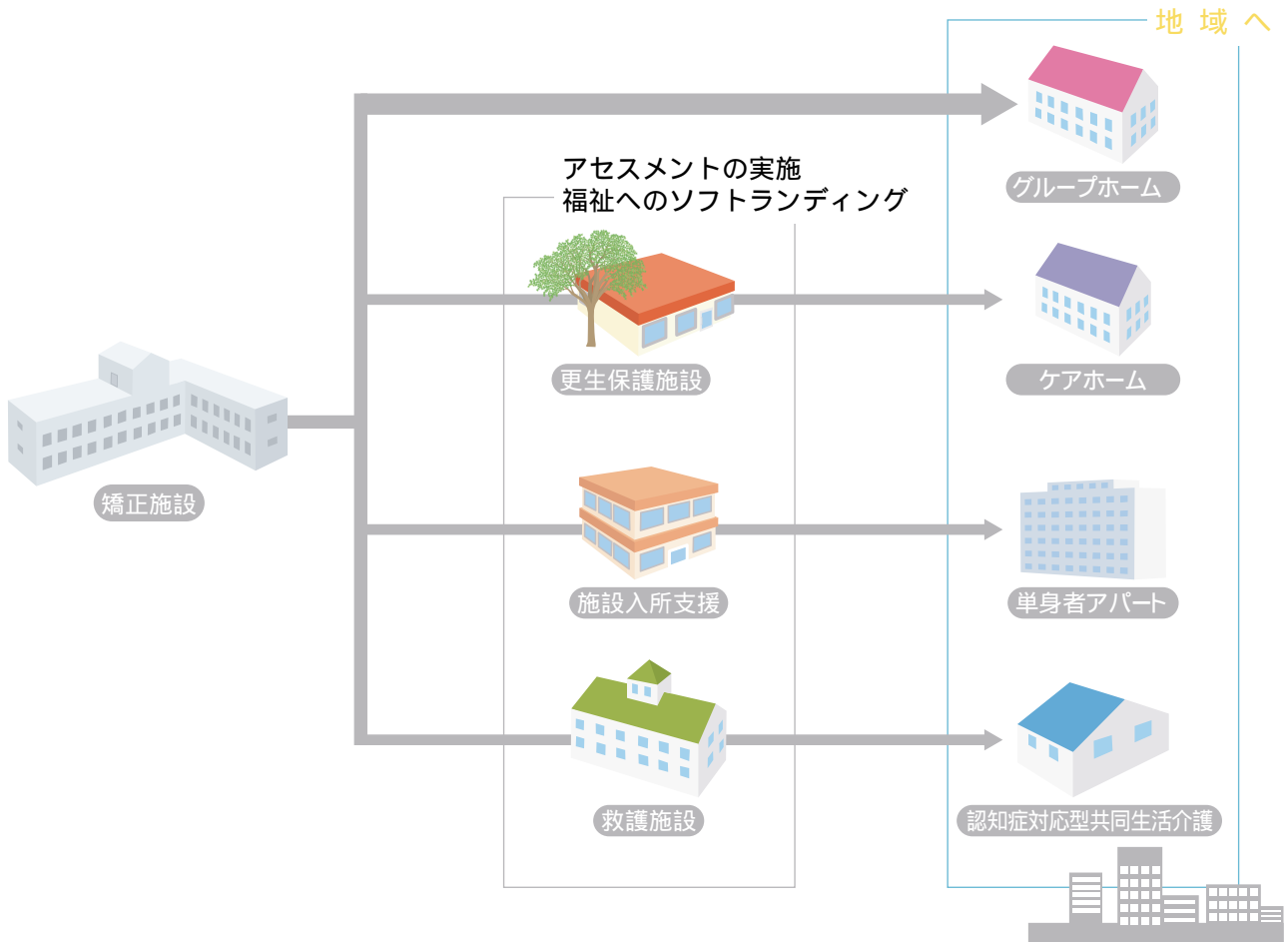
Point 1	「しあわせづくり」へのコーディネート	66
Point 2	複数のネットワークで支える	67
Point 3	個人情報と管理について.....	69
Point 4	指定更生保護施設との連携	70
Point 5	地域移行支援事業	71
<hr/>		
	定着支援センターについてのQ & A	72



「しあわせづくり」へのコーディネート

福祉の支援を必要としている高齢・障がい者が求めている「しあわせ」に向けたコーディネートが重要になります。

福祉サービスのあっせんにあたっては、本人の「しあわせ」を目指すコーディネートを実施する。更生保護施設や施設入所支援等を活用した司法から福祉へのソフトランディング期間を設けることで、受け入れ先事業所と対象者の双方の不安を軽減。



「しあわせづくり」へのコーディネート

刑務所を退所した人は「特別な人」かもしれません。しかし「特別」なのは、福祉が届かなかった本人が生まれ育った環境にあります。幼い頃の親の離婚、貧困、虐待、無教育等の劣悪な環境によって、人間不信、孤独、自信がない、ひがみ等が重層的に蓄積され、一般社会からも見放された結果が「犯罪」であると言えます。

したがって、受け入れ先事業所のあっせんにあたっては、本人の「しあわせづくり」のために共に歩んでゆける福祉サービスのコーディネートが必要になります。

アセスメントの重要性

対象者の支援にあたってポイントとなるのがアセスメントです。犯罪の背景には、障がいの特性やこれまでの生育歴が複雑に絡み合っており、単に問題行動のみに注目しては問題の解決にはつながりません。平均2か月という通常の方の期間と比べて、時間をかけたアセスメントが必要になります。

司法から福祉へのソフトランディング期間により 地域生活への不安を軽減

受け入れ先事業所にとっては、直接地域で受け入れることは、犯罪という特殊性や、入手できる個人情報少なく福祉の支援ニーズを把握出来ていないという点でも不安が伴います。

このようなことから、矯正施設から地域生活との間に、指定更生保護施設、施設入所支援、救護施設等を活用した、ソフトランディング期間を設けることが有効になります。

この期間は、時間をかけたアセスメントが行えると共に、対象者本人にとっては、帰住先に合わせた福祉事業所の「体験利用(実習)」が出来ることで、福祉サービス利用にあたっての不安の軽減につながります。

受け入れ先事業所にとっても、対象者本人にとっても、矯正施設という特別な環境から、「ふつう」の地域への安心した移行が実現できます。



複数のネットワークで支える

対象者の支援へは福祉と司法の分野にまたがった支援が必要になってきます。目的に応じた複数のネットワークを立ち上げ、協働体制の中で支援を行うことが有効です。

福祉と司法の各分野での円滑な連携のため「運営推進委員会」「連絡協議会」を立ち上げる。対象者を支える複数のネットワークを作り、協働体制の中で支える。帰住先の相談支援事業所・居宅介護支援事業所との連携を図る。

各分野との連携の中で支える

福祉の支援を必要とする高齢・障がい者は、司法と福祉の間に落ち込んだ人達です。したがって、福祉のみではなく、行政、司法等の各分野とネットワークを作り、協働支援を行っていく必要があります。

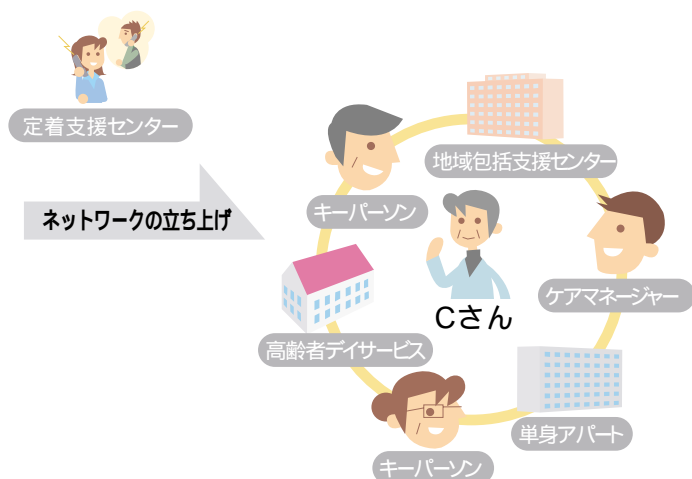
ネットワークは役割と目的に応じて複数立ち上げます。指導的なバックアップ機関の役割を担う「運営推進委員会」、より実務者レベルでの「連絡協議会」、個々のケースについて検討する「合同支援会議（調整・ケア会議）」、これらの連携の中で支援を行うことが効果的です。

支えるネットワークを作る

福祉サービスへの橋渡しを主な業務とする定着支援センターにあって、どうしても移行後の対象者本人への支援は手薄になってしまいます。

福祉サービス利用にあたっての「合同支援会議（ケア会議）」の開催と共に、本人を取り巻く支援の輪、サービスを調整するネットワークを、それぞれの地域で作っていくアクションを起こしていくことも、定着支援センターの大きな役割の一つになります。

▶ 支える「輪」を作る取り組み



帰住先の相談支援事業所等との連携

それぞれの帰住先に合わせて一軒ずつ福祉事業所をあたっていく方法は、時間的に大きな労力を伴い、把握できる社会資源に限界があることから、支援の方向性が狭まってしまう。

帰住先の相談支援事業所、居宅介護支援事業所は、いくつもの地元の社会資源とのチャンネルを有しています。一つの相談支援事業所とつながることで、何十もの社会資源の可能性が広がります。また受け入れ先事業所とのパイプ役も期待できるという点からも有効です。

長崎県地域生活定着支援センター版



連絡協議会

より実務者レベルで構成される連絡協議会。全体の支援にあたって必要となる行政的な手続きや課題点についての協議及び調整を行う。

検討事項

支援にあたっての行政的な手続きについての協議及び調整
支援にあたっての課題点についての検討
実務上の情報交換

開催期間

3か月に1回（長崎県の場合）

メンバー例

都道府県刑務所
保護観察所
指定更生保護施設
都道府県労働局
障害者職業センター
都道府県福祉保健課
都道府県障害福祉課
都道府県高齢福祉課
都道府県生活保護課
福祉事業所
定着支援センター

矯正管区（オブザーバー）
地方更生保護委員会（オブザーバー）
ホームレス支援団体（オブザーバー）
シルバー人材センター（オブザーバー）
日本司法支援センター（オブザーバー）



運営推進委員会

司法と行政、福祉等の関係者による、指導的な役割を担うバックアップ機関。それぞれの専門的な分野や見地からの助言を行うと共に、福祉の支援を必要とする高齢・障がい者についての問題を共有することを大きな目的とする。



検討事項

福祉の支援を必要とする退所者の問題に関する啓発・問題の共有
専門分野や見地からの助言
トップレベルで協議が必要な課題点の解決に向けた検討
連携にあたっての課題点の解決

開催期間

年に3回

メンバー(例)

都道府県福祉保健課	更生保護施設連盟
都道府県医師会	更生保護職業指導協議会連盟
都道府県弁護士会	精神障害者社会復帰施設協会
こども・女性・障害者支援センター	身体障害者福祉協会連合会
発達障害者支援センター	都道府県育成会
都道府県社会福祉協議会	市町村福祉保健課
都道府県民生委員児童委員協議会	市町村社会福祉協議会
都道府県労働局	市町村民生委員児童委員協議会
職業安定所	若者自立支援ネットワーク
障害者職業センター	定着支援センター
保護観察所	
保護司会連合会	矯正管区(オブザーバー)
	地方更生保護委員会
	(オブザーバー)



合同支援会議(ケア会議)

対象者の帰住(予定)地で行われ、支援の出口で開催される合同支援会議。福祉と行政の関係者を中心に、具体的な支援にあたっての協議を行う。



検討事項

個別の対象者の実際の支援に向けてのケア会議
個々の対象者についての情報共有・申し送り
つないだ後の支援体制の確認

開催期間

対象者の支援に合わせて随時開催

開催場所

対象者の帰住(予定)地

メンバー(例)

受け入れ先事業所
基礎自治体
指定更生保護施設
相談支援事業所
地域包括支援センター
医療機関(OT、PT、MSW)
ケアマネジャー
居宅介護支援事業所
定着支援センター



合同支援会議(調整会議)

支援の入口で開催される合同支援会議。司法関係者と共に対象者が入所する矯正施設で開催し、行政上の手続きを中心に調整を行う。

検討事項

個々の対象者についての情報共有・申し送り
司法上の手続きの検討・調整

開催期間

支援の開始時に実施

開催場所

対象者が入所する矯正施設

メンバー(例)

矯正施設
保護観察所
定着支援センター



個人情報と管理について

「矯正施設の退所者」であるという本人にとって一番知られたくない情報である個人情報管理及び取扱については、一般の利用者以上により厳重な管理が必要になります。

個人情報保護の観点から管理は徹底する。
福祉事業所への個人情報の開示は2段階で行い、「個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書」を締結する。
不足する個人情報については保護観察所と協議を行う。

個人情報の管理について

「矯正施設の退所者」という本人にとって一番知られたくない情報を含む個人情報については、管理の徹底が求められます。

長崎県地域生活定着支援センターにおける個人情報管理のガイドライン

プライバシー保持の具体的なあり方

- 事務所内の掲示板、予定表にはいっさい支援対象者の個人名及び矯正施設名は記載しない。また、特定できるものを撤去する。
- 対象者の支援においては、担当職員（1名）を指名し、その担当職員だけが秘密の保持責任の下、専任して業務にあたっていく。したがって担当職員とセンター長だけが、その対象者の情報を知り得る体制を作る。
- 事務所内外に関わらず、対象者本人のプライバシーに関することで、本人又はその関係者の許可無く、他の職員はもとより、外部関係機関へ気軽に、或は無神経に話したり、尋ねたりしないことを大原則としている。
- 支援上、個人情報の提供が必要な場合は、提供する期間、使用する目的、提供先の範囲、情報内容の範囲等を明記した同意書を作成し、その後締結に必要な範囲で提供する。ただし、使用後又は、提供後は速やかに回収すること（公的機関についてはこの限りではない）。

対象者の個人情報を管理するパソコンについて

対象者の個人情報を管理するパソコンを限定する。
パソコンやデータにパスワードを設定する（退所者の支援に関わる職員のみで共有）。
個人情報の保存されているパソコンは外部へ持ち出さない。
個人情報は必ずデータのバックアップをとる（紛失するおそれのあるため、個人のUSBメモリーへは絶対に保存しない）。
個人情報を入力する際はインターネットにつながらない状態にする。

個人情報の記入されたファイル、データについて

対象者のコーディネート業務等の際に、他の福祉事業所等へ提供する場合は手渡しもしくは郵送で行う。
情報漏えいのリスクが高いため、データをそのまま電子メールやFAXで送らない。
郵送の際は、受取側の担当者の名前を宛名に明記する。
外から中が見えないキャビネットに鍵をかけて保管する。

個人情報の開示方法

個人情報保護の観点から、福祉事業所への個人情報の開示は、2段階に分けて行います。受け入れ先事業所との間には、引継ぎの日に「個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書」を締結します。受け入れ先での矯正施設入所歴等の情報を共有する範囲については、受け入れる事業所での判断となります。

入所できる個人情報

保護観察所から開示される個人情報は、身上調査書に記載されている右の項目です。更に必要な内容がある場合には、保護観察所と協議を行い、開示の可否が決定されます。

▶ 個人情報開示の過程

受け入れ先事業所を探す：受け入れの判断に必要な情報

氏名(イニシャル)、犯罪の概要、障害者手帳の有無、家族構成 etc.

受け入れ先事業所決定：ケアプラン作成に必要な情報

氏名(本名)、性格・行動の特徴、犯罪の詳細、医療面でのケア、生育歴 etc.

対象者の引継ぎ 「個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書」

(p108)の締結

▶ 身上調査書に記載されている項目

福祉に関する情報	住民票所在地 障害基礎年金 障害者手帳 障害程度区分 病名・障がい部位等 その他福祉サービス(受給中、申請中含む) 福祉事業所への入所歴 特記事項	施設内の生活状況	知能指数 衣類着脱 食事 入浴 洗面 排泄 移動 作業能力 集団生活 対人関係 その他問題行動 特記事項
入所前の就労状況	就労先(職種) 就労期間 年金、社会保険等の加入状況 免許・資格	家庭状況 教育歴	家族構成(ジェノグラム) 出身地 小中学校(所在地) 特別支援学級の在籍の有無(時期) 親族の経済状況 生活保護受給歴
その他	医療上の特記事項(既往歴、現在症、現在の服薬状況等) その他特記事項		



指定更生保護施設との連携

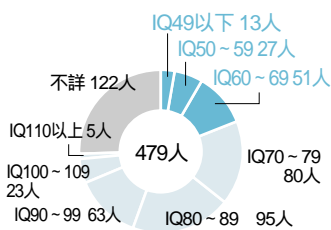
福祉の支援を必要とする退所者の支援のために、指定された57の更生保護施設へ福祉の専門職が配置されました。この指定更生保護施設を積極的に活用することで効果的な支援が提供できます。

シェルター機能として「更生緊急保護」の活用。
福祉のスケールメリットを活かし「福祉の支援ニーズ」を満たす。
更生緊急保護を活用し受け入れ先事業所へのバックアップ体制の確立。

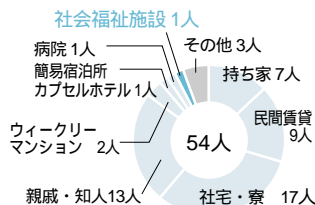
指定更生保護施設の設置まで

入所期間が限られている更生保護施設（平成20年度平均入所日数80日）ではこれまで、短期間で就労自立が可能な人が優先され、長期利用になりやすい知的障がい者や高齢者の受け入れは消極的な傾向がありました。また、受け入れたとしても、福祉サービスの知識や関係機関との連携が不足しているため、「福祉の支援ニーズ」を汲み取り導くことが困難でした。

IQ 相当値 (CAPAS)



IQ69以下で自立退所した者の退所先

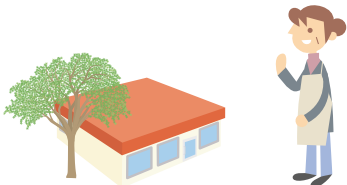


法務省の調査では、平成18年9月に全国の更生保護施設101か所を退所した479人の中で「知能指数69以下」は91人（19.0%）。自立退所した54人の中で福祉施設が移行先だった者は1人に留まっています。（『厚生労働科学研究報告書 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』）

この調査結果を踏まえ、退所後の「受け皿」にあたる更生保護の分野でも改革が進められました。

社会福祉法人等の更生保護事業への参入が行われると共に、福祉の専門職が「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者を保護する指定更生保護施設」に指定された全国57の更生保護施設へ配置されました。

▶ 更生保護施設における受け入れの促進



57施設に
福祉の専門資格を
有する職員を配置

高齢又は障害の特性に配慮した、社会生活に適應するための指導
医療福祉機関と連携した、健康維持のための指導、助言。
更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整。

更生保護施設一覧 >> p117

福祉のスケールメリットの活用

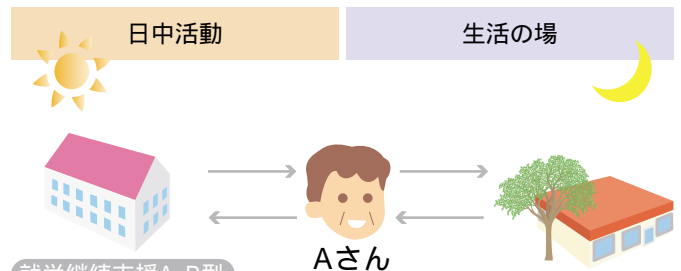
福祉の専門職が配置されたことで、これまで不足していた福祉的な支援が可能になりました。

入所した利用者は「福祉」の視点から処遇計画を作成します。「福祉の支援ニーズ」が明らかになった場合には、福祉の社会資源へ結びつきやすくなりました。

その一つの形態が、更生保護施設で生活しながら、日中は帰住先に合わせて、近隣の福祉サービスを利用するという「司法」と「福祉」をまたぐ形での利用です。これによって司法から福祉へ円滑な移行が行えるようになりました。

また、退所後に福祉サービスを利用する場合は、定着支援センターと連携し必要な福祉の手立てを整えます。

生活は「司法」の制度、日中は「福祉」の制度を利用



福祉サービス利用

更生保護施設

シェルター機能の活用

福祉の手立てが整わない等の理由により、刑期終了日と受け入れ先事業所への入所日とに「タイムラグ」が生じることがあります。特に満期出所の受刑者にとっては、退所後すぐの居住先の整備は急務となります。こういった「更生緊急保護」の対象となる方のシェルターとして活用できます。

更生緊急保護期間を利用したバックアップ体制

「更生緊急保護」の対象者は、受け入れ先事業所で問題行動が発生した場合、期間の6か月以内であれば更生保護施設に引き上げての指導が可能です。

受け入れ先事業所の不安を解消するバックアップ体制として有効になります。



地域移行支援事業

対象者を受け入れた福祉事業所へは、手厚い福祉の支援を行えるよう「地域生活移行個別支援特別加算」が創設されました。

サービス利用事業所には手厚い福祉的支援等のために「地域生活移行個別支援特別加算」が加算される。定着支援センターは支援を行ったことを証明する「意見書」(☞ p109)を発行する。

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業

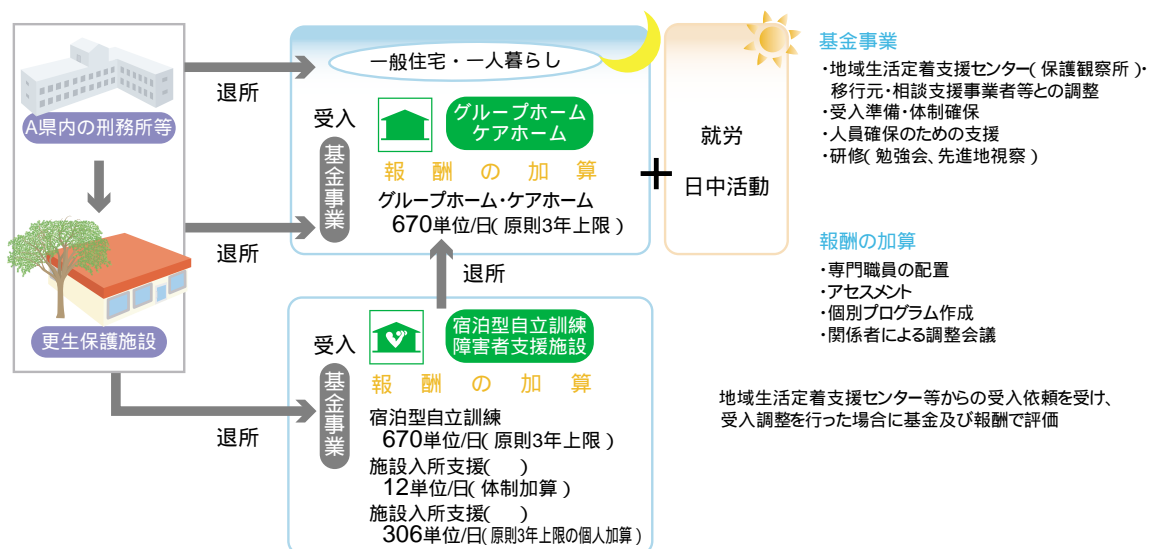
1 事業の目的

矯正施設等を退所した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 実施主体：都道府県
- (2) 事業の内容



① 矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援

② ①での受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保(当該利用者がケアホーム等の報酬(地域生活移行個別支援特別加算)の対象となる前の人件費を含む)のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等で一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

地域生活定着支援センターや保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応

(3) 補助単価：①②ともに1件あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

定着支援センターについてのQ & A

Q 他の都道府県の矯正施設に入所した者が対象者となった場合、現地まで出迎えは必要ですか？

A これまで「負のスパイラル」の中で生きてきた、福祉の支援を必要とする高齢・障がい者は、退所する段階になっても「誰も迎えに来てはくれないんじゃないか...?」という不安と孤独感を抱えています。本人の不安を解消し、信頼関係を形成する支援の入り口として、長崎県地域生活定着支援センターでは、矯正施設からの退所の際の出迎えを重視し、他都道府県の矯正施設から退所する場合でも実施してきました。

しかし、これが慣例化してしまう場合、定着支援センターがある都道府県に経済的な負担が集中してしまいます。長崎県地域生活定着支援センターでは、長崎県以外にも九州地方、更には大阪府や宮城県等全国に及んでいます。刑務所間の「保護上移送」という既存の仕組みの活用や、都道府県をまたがる場合はセンター間での連携（役割分担）や受け入れ先事業所からの迎え等も必要になります。



Q 対象者への支援はいつ終了しますか？

A 基本的に受け入れ先事業所へ引き継いだ時点で対象者への支援はフォローアップに移ります。それ以降も定期的に対象者本人や受け入れ先事業所側の意見を聞く等のモニタリングにつとめます。受け入れに先立ち、地域でのフォローアップを担うネットワークを確立しておくことが重要になります。

Q 対象者との面接はどんな形で行いますか？

A 支援の開始にあたっては、一人あたり約一時間の面談・アセスメントを実施します。長崎県地域生活定着支援センターでは、ガラス越しの通常の面接室ではなく、統括矯正処遇官や社会福祉士が立ち会って、会議室等で行っています。法定期間の末日までの期間が長い対象者や、委任状取得の必要が出てきた場合等には、状況に合わせてその後適宜面談を持ちます。

面談にあたっては、身上調査書だけでは把握できない、生の情報を得ることがポイントとなります。また、面談・アセスメント前後の、統括矯正処遇官や社会福祉士等との細部の聞き取り等の情報交換も重要です。

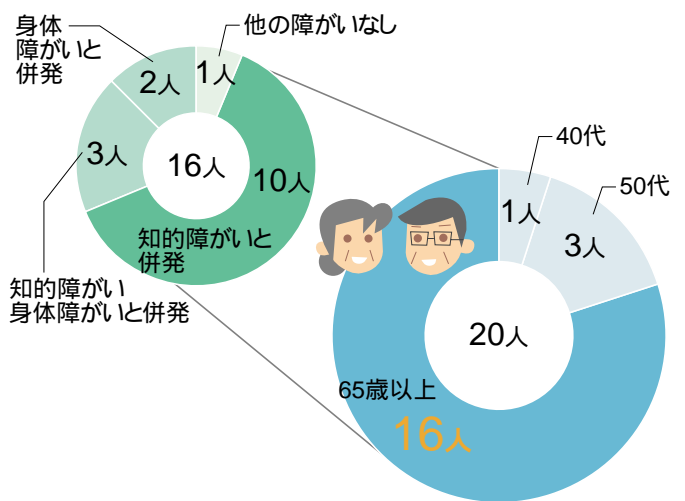
Q&A

「特別調整対象者」の選定における知的障がい者の基準

長崎県地域生活定着支援センターの43件の支援対象者の中で、特別調整は20人。そのうち16人（80%）が65歳以上の高齢者でした（平成22年2月22日現在）。現状では「特別調整対象者」の大半が60～70代の高齢者となっています。矯正施設内の生活は一般社会に比べて規則や指示が分かりやすく決められており、その生活に順応することで知的障がいの基準である「日常生活において何らかの適応行動上の障がい」が表面化しにくいのです。そのため、療育手帳を所持している人や処遇困難者のみが「知的障がい者」と認識されているのではないかと考えられます。

矯正施設入所者の2割強に知的障がいの疑いがあるという『矯正統計年報』の数値からも、潜在的な障がい者が多くいることが推測できます。再犯防止の意味でも、福祉の支援ニーズを把握するためにも、「特別調整対象者」の基準あるいは調査方法の見直しが必要になると考えられます。

▶ 長崎県地域生活定着支援センターの特別対象者内訳



（期間：平成21年1月19日～平成22年2月22日現在）

保証人及び身元引受人の問題

特別調整対象者等の地域での生活を支援していく上で、「保証人及び身元引受人」の問題は、以下のような大きな壁となって立ちはだかっています。

「保証人」及び「身元保証人」の問題については、現時点では下記①～③のような脆弱な解決策しかないため、今後、全国規模で定着支援センターの拡充を図っていくためにも、新たな仕組みや普遍的制度等を構築していくことが急務であると思われる。

① 住宅賃貸における「保証人」の問題

対象者の中には、福祉事業所等での集団生活に馴染まないと思われる人や、ちょっとした支援さえあれば単身生活が可能と思われる人もいます。しかし、現実的には、アパートが見つかったとしても「保証人」がいないために契約出来ないことがあります。

保証人を必要としない物件は皆無に近く、保証協会も保証料等の問題があります。このような方を対象としている家賃債務保証制度の対象となる物件も、地域によっては限られています。

② 手術の際に必要な「身元引受人(保証人)」の問題

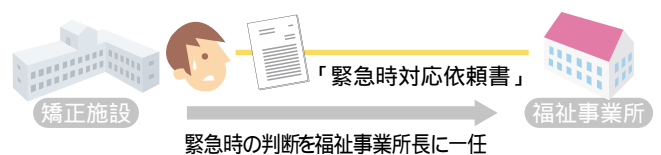
高齢であれば特に矯正施設退所後に重篤な病が見つかり、早急に手術する必要のある対象者も少なくありません。しかし、身元引受人となる身内が見つかっていても関わりを拒まれ、保証人を確保出来ないという事態が起きました。

③ 直接福祉事務所を利用する際の「身元引受人」

事例A 定着支援センター所長が「身元引受人」



事例B 「緊急時対応依頼書」の締結



矯正施設から直接福祉事務所を利用する際に必要となる「身元引受人」については、現時点では上記のような解決策で対応せざるを得ません。今後は、特別調整対象者の「保証人」に保護観察所長や援護の実施市町村長等がなるといった「公的な支え」も必要不可欠と思われる。

円滑な運営のために

司法から福祉へ引き継ぐ上での課題

司法と福祉が連携を行う中で、次のような課題点が出てきました。法的な整備も含めそれぞれの検討が必要になります。

福祉の手立ての基準の確立と統一

退所後速やかに福祉サービスにつなげるには、矯正施設入所中に福祉の手立てを整えることが不可欠です。しかし現在は矯正施設毎に福祉の手立ての範疇に相違があります。入所中に福祉の手立てを整えることが可能となるような、基準の統一が望まれます。

各刑務所ごとの福祉の手立ての現況

	A 刑務所	B 刑務所	C 刑務所	D 刑務所
障がい福祉サービスの「主治医意見書」の記載		矯正施設の医師では記載できない	矯正施設の医師が記載	矯正施設の医師が記載
介護保険サービスの「主治医意見書」の記載	矯正施設の医師が記載	矯正施設の医師では記載できない		矯正施設の医師が記載
障がい福祉サービスの「訪問調査」	矯正施設内で実施		矯正施設内で実施	矯正施設内で実施
介護保険サービスの「訪問調査」	矯正施設内で実施	矯正施設では難しい		矯正施設内で実施

「特別調整協力等依頼」の依頼システムについて

福祉を申請し受け皿を探すという福祉の手立てを整えるまでには、ある程度の時間を必要とします。最短では刑期終了日まで約1か月で「特別調整協力等依頼」が届いたことがありました。この場合「更生緊急保護」の対象者となりますが、福祉の支援を必要とする対象者の受け入れが可能な更生保護施設は全国では限られています。切羽詰った状態ではなく、可能な限り時間的猶予がある状態で依頼をいただきたいです。

「保護上移送」の必要性

「特別調整対象者」には、矯正施設退所時の出迎えが不可欠です。遠方の矯正施設から出所した対象者は、長崎県に帰住する交通費だけで全ての所持金を消費してしまいました。このような場合は「所持金0」の状態から支援が開始されます。単身での移動には危険を伴うことも想定され、遠方の矯正施設から帰住する場合等には「保護上移送」の対象としていただきたいです。

個人情報の充実を

福祉の受け入れ先事業所は、最終的には「人物像＝罪を犯さざるを得なかった背景や原因」に関する詳しい情報を求めています。矯正施設からの身上調査書に記載されている「矯正施設で把握されている、ある程度詳細な生活歴」「犯罪歴」「入所歴」「刑期開始日」「行状（懲罰歴）」等の情報を特別調整協力等依頼の際にいただくと、支援の目処や福祉的調整がより円滑に行えます。

医療上の問題

特に高齢の対象者は医療的な支援を必要としている者が多いですが、その大半が「住民票がない（仮に住民票が残っていても、転出転入手続きが完了していない）」「所持金がない」等の状態で直接支援が開始されます。その場合、国民健康保険証の取得や生活保護の支給決定に時間を要するため、すぐには医療機関を受診することが難しく、受診が出来たとしても、当面は10割負担（受け入れ先事業所立替）となります。このような事情から、矯正施設入所中に継続して服薬が必要であった対象者には、退所時に最低でも1週間分程度の「継続して服用していた薬」が必要不可欠です。

資料集

① 用語集76

② 関係書類・書式

地域生活定着支援事業実施要領	86
地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針	88
特別調整協力等依頼書	93
福祉サービス等調整計画通知書	94
支援業務協力依頼書	95
支援業務協力結果通知書	96
特別調整協力結果通知書	97
フェイスシート（アセスメント） <small>参考資料</small>	98
移行計画書（導入期） <small>参考資料</small>	107
個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書 <small>参考資料</small>	108
意見書（地域生活移行個別支援特別加算） <small>参考資料</small>	109
福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書 <small>参考資料</small>	110

③ 関連機関一覧

地域生活定着支援センター	112
矯正管区	112
刑務所・少年刑務所	112
少年院	114
保護観察所・地方更生保護委員会	115
更生保護施設	117
救護施設	119
更生施設	123
宿所提供施設	124

関係書類・書式は付録 CD - ROM にデータを収録しております。

① 用語集

設置数は支所・分所を含む。
法律用語を除いて「障がい」「障がい者」で統一。

あ行

言渡しの日(いいわたしのひ)

事件を起こした者が、裁判で判決を言い渡された日のこと。

委託保護(いたくほご)

更生保護施設が保護観察所長の委託に基づき保護を行うこと。

一時保護事業(いちじほごじぎょう)

更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容することなく、帰住のあっせん、金品の給与、貸与、生活の相談等を行うこと。各都道府県にある「更生保護協会」が実施している。

一般刑法犯(いっばんけいほうはん)

「刑法犯」(p78) 参照

一般遵守事項(いっばんじゅんしゅじこう)

すべての保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

一般調整(いっばんちょうせい)

特別調整でない従来の生活環境調整制度のこと。

医療刑務所(いりょうけいむしょ)

身体・精神上の疾病や障がいがある受刑者を収容する施設。薬物やアルコールの依存症も対象となる。身体、精神疾患等の者を収容する施設として東京都八王子市・大阪府堺市に、精神疾患等の者を収容する施設として愛知県岡崎市・福岡県北九州市の、全国に4か所に設置されている(平成21年4月現在)。

医療少年院(いりょうしょうねんいん)

家庭裁判所によって心身に著しい故障があると審判された、おおむね14歳以上の罪を犯した少年を収容する施設。満26歳まで収容できる。

全国に2か所設置されている。(平成21年4月現在)

医療保護入院(いりょうほごにゅういん)

精神保健福祉法33条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

精神障がい者で、医療及び保護のために入院を要すると精神保健指定医によって診断された場合、精神科病院の管理者が本人の同意がなくても、保護者または扶養義務者の同意により、入院(4週間限定)させることができる制度。

引致(いんち)

一般的には、身体を拘束した者を一定の場所又は一定のところへ強制的に連行することをいう。保護観察所にお

ける引致は、保護観察対象者に遵守事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由がある場合等に仮釈放の取消しの申出等の前提として、所要の調査をするため、保護観察対象者を強制的に保護観察所等一定の場所に連行する必要がある場合にとられることが多い。

恩赦(おんしゃ)

行政権によって、国の刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、または裁判の効力を変更もしくは消滅させる制度であり、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の5種類がある。

か行

確定の日(かくていのひ)

判決内容が確定する日。通常は言渡しの日から15日目であり、判決内容に不服がある場合、言渡しの日から確定の日までの15日間であれば上訴できる。

家庭裁判所調査官(かていさいばんしよちょうさかん)

「少年審判」(p80) 参照

仮釈放制度(かりしゃくほうせいど)

受刑者を刑期満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進すること等を目的とする制度。①有期刑3分の1、無期刑10年を経過していること、②改悛の状があることが要件となっており、「引受人」「帰住地」があることも重要な考慮要素となる。

科料(かりょう・とがりょう)

財産刑(財産の剥奪を内容とする刑罰)の一種。金額は1,000円以上1万円未満であり、刑罰の中で最も軽い。科料を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

観護措置(かんごそち)

観護措置は、家庭裁判所が調査・審判を行うために、少年の心情の安定を図りながら、その身柄を保全するための措置である(少年法第17条第1項)。観護措置には、家庭裁判所調査官の観護に付する措置と、少年鑑別所に送致する措置とがある。

帰住予定地(帰住地)(きじゅうよていち(きじゅうち))

刑務所等を退所した後、本人が帰ろうとしている場所のこと。

起訴(公訴の提起)(きそ(こうそのていき))

検察官が裁判所に対して、被疑者が犯人だとして刑事裁判を求めること。「公訴の提起」ともいう。裁判にかけることを「起訴」、かけないことを「不起訴」という。起訴によって対象者が「被疑者」から「被告人」に変わる。

起訴猶予（きそゆうよ）

不起訴処分的一种。起訴に十分な客観的な証拠があり、起訴する条件がそろっていても、被疑者の性格・年齢・境遇・情状等を考慮して、検察官の裁量で起訴しないこと。

逆送（ぎゃくそう）

少年の事件は基本的に家庭裁判所にて審判が行われるが、死刑、懲役、禁錮に当たる事件で、同所の審判により、事件の性質や情状から保護処分には適さず、成人と同じような刑事処分が適当と判断した場合に、検察官に送致されること。「検察官送致」とも呼ばれる。送致された少年は成人と同じように公開の法廷で裁判が行われる。平成12年の少年法の改正により16歳未満の少年でも逆送して刑事処分の対象となることが可能となった。

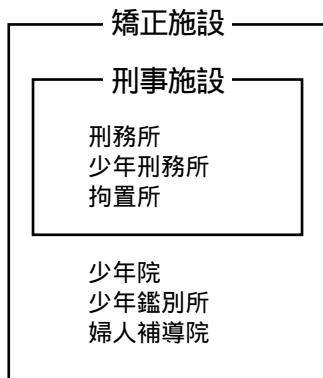
矯正管区（きょうせいかんく）

矯正施設の適切な管理、運営を図るために設けられた法務省の地方支分部局。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8矯正管区が設置されている。

矯正施設（きょうせいしせつ）

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

図1 矯正施設・刑事施設の範囲



協力雇用主（きょうりょくこようぬし）

犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者。全国に8,471の協力雇用主がいる（平成22年2月1日現在）。

禁錮（きんこ）

自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。懲役と違い義務としての刑務作業は科されない。ただし、本人の申出によって刑務作業につくことは認められており、禁錮受刑者のほとんどが就業している。懲役と同様に「有期禁錮」と「無期禁錮」がある。過失犯に科される傾向が多い。

虞犯少年（ぐはんしょうねん）

20歳未満で、まだ罪を犯していないが、保護者の正当な監督に従わない等の不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある者。

刑期起算日（けいききさんび）

刑期計算上の初日のこと。

拘禁中の者については、裁判の確定の日。上訴の放棄または取下げによって裁判が確定する時は、その申立書または取下書を所長又は代理人に提出した日。拘禁されていなかった者については、拘禁された日。

刑事裁判（けいじさいばん）

刑事事件について、被疑者を検察官が起訴することによって始まり、起訴状に書かれた事実を証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めるときは、どのような刑罰を科するのが適当かを審理する手続き。

刑事施設（けいじしせつ）

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。現在、全国に77か所設置されており、うち少年刑務所、拘置所はそれぞれ7か所、8か所ある（平成21年4月現在）。

刑事収容施設（けいじしゅうようしせつ）

刑事施設、都道府県警察に設置される留置施設、海上保安留置施設の総称。

刑事収容施設法（けいじしゅうようしせつほう）

正式には「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」。

平成17年に制定された刑事収容施設の管理運営及び被収容者の処遇等について規定した法律。それまで刑務所における受刑者は、明治41年に制定された「監獄法」に基づいて処遇されていたが、被収容者の権利保障や受刑者処遇の原則や内容が不十分な点等の理由から、今日的な行刑とはそぐわないものとなっていた。平成15年に設置された「行刑改革会議」の提言が契機となり制定へ結びついた。

特徴としては①刑事施設の管理運営の透明化、②受刑者の権利義務、職員の権限の明確化、③受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正処遇の内容等を明確に示したこと等がある。特に受刑者処遇の目的として社会復帰を原則とすることが明示されたことで、「作業」のみを義務づけていた処遇から、改善指導等の教育的な処遇の充実が図られるようになった。

継続保護事業（けいぞくほごじぎょう）

更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容して、宿所および食事の供与、社会生活に適応させるために必要な生活指導等を行うこと。

刑罰（けいばつ）

犯罪を行った者に対して法律上科せられる制裁。日本では刑の重い方から、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある。

刑法犯（けいほうはん）

刑法及び次の法律（特別法）に規定する罪を犯した者。

- ①爆発物取締罰則、②決闘罪二関スル件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律、⑤盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から交通事故の場合の自動車運転過失致死傷等を除いた者。これらは過失犯であり量的にも多く数の変動があるため、全体の傾向を正確に知るために使用される。「特別法犯」とは刑法犯以外の特別法上の罪を犯した者。

刑名（けいめい）

死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料等の刑罰の名称。

経理作業（けいりさぎょう）

刑事施設で受刑者に課される刑務作業の一つであり、刑事施設を自営していく上で必要な炊事（受刑者等に食べさせる食事を作る係）洗濯、清掃等の作業を指す。刑事施設内において、ある程度の作業成績や受刑態度、能力を認められた受刑者に対し、これらの作業を行わせることが多い。

検挙（けんきょ）

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。逮捕と違い身柄の拘束は伴わない。

検挙件数（けんきょけんすう）

認知された事件の被疑者が判明し、検察庁へ送致された件数。警察による事件解明を示す指標となる。

原告（げんこく）

民事訴訟（行政訴訟も含まれる場合もある）を提起した側の当事者のこと。対義語は「被告」。

抗告（こうこく）

「裁判のしくみ」(p79) 参照

更生緊急保護（こうせいきんきゅうほご）

p 4 参照

更生保護（こうせいほご）

罪を犯した者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように、改善更生を行うこと。保護観察、更生緊急保護、仮釈放、仮退院等の対象者への措置及び諸活動を指す。

社会内において様々な関係者、社会資源等と連携して処遇されることから、「社会内処遇」とも言われる。地方更生保護委員会・保護観察所の公的機関のみではなく、実質的な活

動を担う更生保護法人及び保護司の民間関係者、あるいはBBS会・更生保護女性会の民間ボランティアが協力した、「官民共働」による活動が大きな特徴である。

更生保護施設（こうせいほごせつ）

矯正施設退所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な指導を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする施設。全国に104施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人、NPO法人等によって運営されている（平成22年3月31日現在）。

更生保護女性会（こうせいほごじょせいかい）

犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援や、地域の犯罪・非行の予防活動、子育ての支援活動等を行う、女性のボランティア団体。全国で1,309団体、約19万人の会員がいる（平成21年4月現在）。

控訴（こうそ）

「裁判のしくみ」(p79) 参照

拘留所（こうちしょ）

主に被疑者、被告人等の身柄を収容する施設。

拘留（こうりゅう）

自由刑の一種。1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置される。禁錮と同様に義務としての刑務作業は科されない。

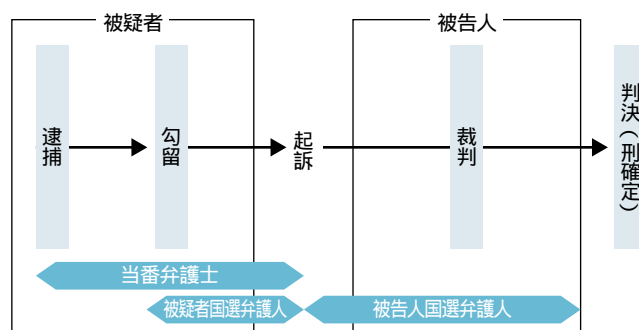
勾留（こうりゅう）

罪を犯したことが疑われ、かつ①住居不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれのいずれかの理由から、捜査を進める上で身柄の拘束が必要な場合に、検察官の請求に基づいて裁判官が勾留状を発付して行う強制処分。原則10日であり、やむを得ないときは10日（内乱罪等の場合には15日）を限度に延長できる。

国選弁護制度（こくせんべんごせいど）

被告人が貧困その他の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、被告人の正当な利益を保護するために、被告人からの請求によって国がその費用で弁護人を選任する制度。

図2 被告人国選弁護人、被疑者国選弁護人、当番弁護士の違い



コラージュ (collage)

雑誌や広告・新聞等から写真や絵を切り抜き、台紙に貼って1枚の作品を作成させる美術の表現方法の一種。作成する過程で達成感を味わったり、無意識的な自己を認識する一助とする。行動観察として少年鑑別所で実施されている。

さ行

在所証明書 (ざいしょしょうめいしょ)

刑務所に入所していたことを証明する証明書。住民票を更生保護施設の住所に移す際や、入所中に更新期間が切れている免許証等の更新・再発行や保険証等の支払い免除のための申請等に必要な書類。

裁定 (通算) (さいてい (つうさん))

未決通算の一つ。裁判所の裁量によって未決勾留の日数全部又は一部を刑に算入することができる。裁定通算の日数は、判決の主文において明示される。

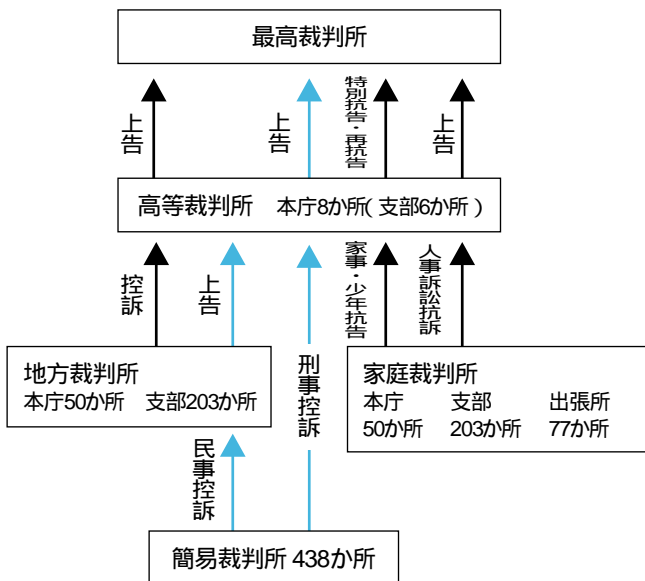
裁判の仕組み (さいばんのしくみ)

わが国では正しい裁判を実現するために、三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられる三審制を採用している。

事件の内容によって、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所で最初の裁判(第一審)が行われる。第一審の判決に不服のある者は上級の裁判所に不服申立ができる(第二審)、第二審の判決にも不服がある者はさらに上級の裁判所に不服申立ができる(第三審)。最高裁判所は終審の裁判所であるので、その裁判は最終のものとなる。

第一審から第二審への不服申立を「控訴」(少年法では「抗告」)、第二審から第三審への不服申立を「上告」という。

図3 裁判の仕組み



罪名 (ざいめい)

殺人罪・放火罪のように、犯罪の種類を表す名称。

作業報奨金 (さぎょうほうしょうきん)

刑務作業に対する報奨金。日本では賃金制は採用されてお

らず、平成20年度では1人平均4,211円/月になる(『犯罪白書平成21年度版』)。原則として釈放され社会に戻る際に支給される。

試験観察 (しけんかんさつ)

少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、適当な期間、家庭裁判所調査官の観察に付すこと。「在宅の試験観察」と、民間の篤志家や施設等に住み込みながら指導を受ける「補導委託」に分かれる。

示談 (じだん)

犯罪により生じた財産的被害の賠償について、当事者同士で話し合うこと。損害賠償、謝罪等が受け入れられ、示談が成立している場合は、被害者が加害者を許していること(宥恕)の表れの一つとして、被告に有利な量刑となりうる。

執行猶予 (しっこうゆうよ)

裁判所が刑を宣告した場合において、刑の執行を一定期間猶予し猶予期間を無事経過した時は、その刑を免除する制度。執行猶予中は保護観察に付することもできる。

指定帰住地 (していきじゅうち)

矯正施設から仮釈放等になって社会復帰する者が、そこに帰って生活することを指定される場所のこと。

指定更生保護施設 (していこうせいほごせつ)

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」の指定を受けた更生保護施設のこと。特別な支援を行うために、福祉の専門職が配置されており、全国で57か所が指定を受けている(平成21年4月現在)。

指導監督 (しどうかんとく)

「保護観察」(p84) 参照

児童自立支援施設 (じどうじりつしえんせつ)

p3 参照

児童養護施設 (じどうようごせつ)

保護者がいない、虐待されている等、家庭における養育が困難で保護を必要としている子供を入所させ、その自立を支援することを目的とする施設。少年法による保護処分の一つに「児童自立支援施設等送致処分」がある。全国に569か所設置されている(平成20年10月現在)。

社会復帰促進センター (しゃかいふっきそくしんせんたー)

「PFI 刑務所」(p85) 参照

社会復帰調整官 (しゃかいふっきちょうせい官)

保護観察所において心神喪失者等医療観察法の対象者の生活環境の調整及び精神保健観察に従事する者。制度発足に伴い新たに配置され、全国で98人配置されている(平成22年3月現在)。

釈放事由（しゃくほうじゆう）

仮釈放や満期釈放等、身柄拘束を解かれた理由を指す。

就業支援センター（しゅうぎょうしえんせんたー）

「自立更生促進センター構想」参照

終身刑（しゅうしんけい）

受刑者を生涯刑事施設に拘禁する刑罰。仮釈放の可能性が認められていない「無期刑」であり、わが国の現行法では存在していない。米国や豪州の一部の州、オランダ、中国等で採用されている。社会復帰がなく受刑者に絶望感を抱かせるという人道的な見地からの批判もある。

準初入（じゅんしよにゅう）

再犯加重の要件を満たさない者のうち、入所度数が2回以上で5年間再犯をしていない者のこと。「準初入」と記載される。

上告（じょうこく）

「裁判のしくみ」（p79）参照

常習累犯窃盗（じょうしゅうるいはんせつとう）

窃盗罪・窃盗未遂罪にあたる行為を常習的にする罪。過去10年間に3回以上これらの罪で懲役刑を受けた者が、新たに罪を犯すと成立する。3年以上の有期懲役とされ、一般の窃盗罪よりも重い。

少年院（しょうねんいん）

家庭裁判所から保護処分として送致された者等を収容し、矯正教育を実施する施設。年齢、犯罪傾向の程度、心身の状況によって、初等少年院・中等少年院・特別少年院・医療少年院に分かれる。

在院者の成長発達を促し、社会生活に適応するための改善更生を目指す教育が中心となる。「生活指導」「職業補導」、義務教育や高校教育を行う「教科教育」等が実施され、円滑に社会生活に適応するための進路指導や各種心理療法も行われている。

少年院の収容期間は原則として20歳までであるが、個々の少年の収容期間は家庭裁判所からの勧告等を踏まえ、少年院で計画される。全国に52か所（分院含む。内女子の少年院9か所）設置されている（平成21年4月現在）。

	年齢	心身の状況	犯罪傾向の程度
初等少年院	おおむね12歳以上 おおむね16歳未満	著しい 故障なし	犯罪傾向が 進んでいる
中等少年院	おおむね16歳以上 20歳未満		
特別少年院	おおむね16歳以上 23歳未満		
医療少年院	おおむね12歳以上 26歳未満	著しい 故障あり	

少年鑑別所（鑑別所）（しょうねんかんべつしょ（かんべつしょ））

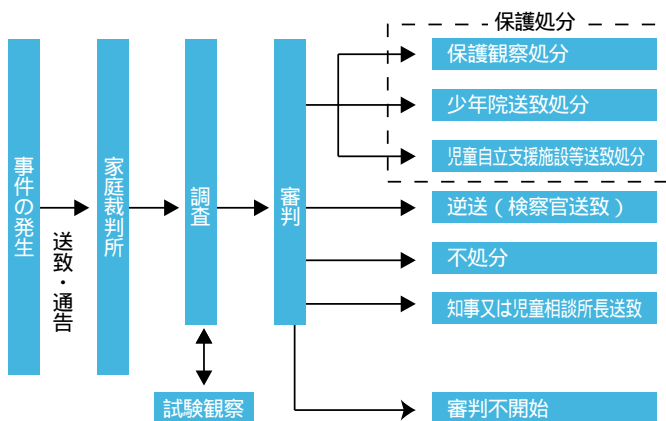
主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。

少年審判（しょうねんしんぱん）

非行少年（20歳未満の男女）は、14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれる。

すべての少年事件は一旦家庭裁判所に送られ（「家裁送致」）、更生のための処遇が決定される。担当の裁判官は心理学、社会学、教育学等の専門家である家庭裁判所調査官に命じ、少年の非行の動機や背景、家庭の問題等について調査する。必要であれば少年鑑別所における「観護措置」も実施される。家庭裁判所は家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の報告を総合し「審判」によって少年の処分（保護処分）を決定する。

図4 少年審判の流れ



処遇指標（しよぐうしひょう）

受刑者の属性及び処遇の種類及び内容を示す指標。受刑者は刑執行開始時に、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づく処遇調査が行われ、処遇指標が指定される。

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容	符号	
作業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	R 6
教科指導	補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

②受刑者の属性

属性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y

③犯罪の傾向

犯罪傾向の進度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

触法少年（しょくほうしょうねん）

実質的には罪をおかしているが、その行為の時14歳未満であったため、刑法上、罪を犯したことはないとされている。

自立更生促進センター構想（じりつこうせいそくしんせんたーこうそう）

この構想は、親族や民間の更生保護施設では受け入れ困難な刑務所退所者等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行うことにより、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とする。

このうち、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するものを「自立更生促進センター」、主として農業等の職業訓練を行うものを「就業支援センター」と呼んでいる。

平成22年3月1日現在、北海道沼田町の「沼田町就業支援センター」（少年院仮退院者等の男子12名の定員）、北九州市の「北九州自立更生促進センター」（仮出所者の男子14名の定員）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（仮出所者及び満期出所者等の男子12名の定員）が運営を開始している。

身上調査書（しんじょうちょうさしょ）

被収容者の犯罪や非行の概要や動機、共犯者の状況、被害者の状況、生活歴、心身の状態等が記載された書類。受刑者を新しく収容した時に、施設所在地の地方更生保護委員会等に送付され、保護観察所の生活環境の調整に使用される。

心神喪失者等医療観察法（しんしんそうしつしゃとういりょうかんさつほう）

正式には「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者

の医療及び観察等に関する法律」。

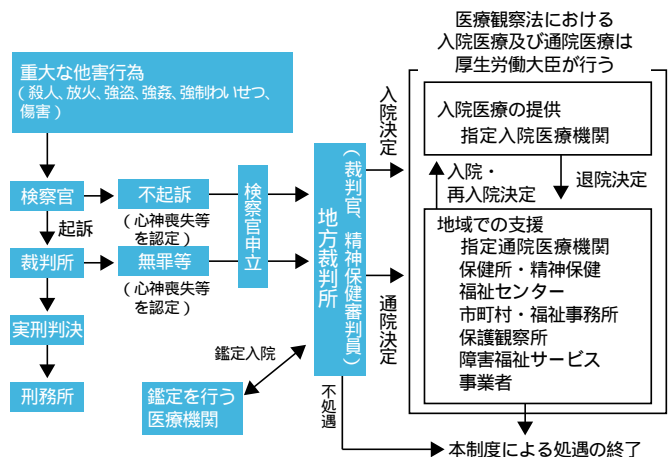
刑法39条では、善悪を判断して行動する能力がない（心神喪失）者の行為は「罰しない」、あるいはその判断能力が著しく欠けた者（心神耗弱）の者の行為は「刑を軽くする」と定めている。心神喪失者等医療観察法は、殺人、放火、強盗等の重大な他害行為を行い、心神喪失・心神耗弱を理由に無罪や不起訴等になった者の社会復帰を促進するための処遇を定めた法律。

処遇の要否や内容は裁判官と精神保健審判員（医師）の合議体が審判を行い決定する。検察官の申立てがなされると、対象者は鑑定その他医療的観察のために鑑定入院を命じられる。裁判所及び精神保健審判員は鑑定の結果や生活環境を踏まえ、入院・通院・不処遇を決定する。

入院・通院中は厚生労働大臣が指定する指定医療機関で専門的な治療を行う。入院期間は標準18か月程度、通院期間は原則3年。

裁判所は指定医療機関及び保護観察所の申立てに基づき、対象者の退院、処遇終了、再入院等を決定する。処遇終了が決定されると、同法による処遇が終了する。

図5 心神喪失者等医療観察法の流れ



審判（しんぱん）

家庭裁判所における少年の処分を決定する手続き。調査を行い必要と認められた場合に開催が決定される。成人の裁判に相当する。原則として単独の裁判官により非公開で行われる。審判では少年が保護を必要としているか（要保護性）が中心に審査され、少年に対する処分（保護処分）が決定される。

生活環境の調整（せいかつかんきょうのちょうせい）

刑事施設や少年院等の矯正施設に収容されている者の社会復帰が円滑に進められるよう、釈放後の生活環境を調整すること。保護観察所によって行われる。調整事項としては釈放後の住居の確保、引受人の確保、改善更生を妨げるおそれのある生活環境からの離脱等の方策がある。調査内容は仮釈放等の審理に活用される。

生活行動指針（せいかつこうどうしん）

保護観察における指導監督を適切に行うために保護観察所の長が定めた生活や行動の指針。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動

するよう努めなければならない。特別遵守事項と異なり、違反した場合でも直接不良措置に結び付かない。

接見（せっけん）

被疑者・被告人が弁護士又は家族・知人等と面会すること。書類や物品の授受が認められている。しかし、逃亡または罪証隠滅のおそれがある場合には、裁判官の決定によって、弁護士以外の者の面会及び物品の授受を禁止される。

前科（ぜんか）

以前に有罪判決や刑罰を受けたこと。一定の前科がある者が再び罪を犯した時は、前科のあることが刑の加重の要件とされたり、執行猶予を付しえない要件となる。ただし20歳未満の少年時に犯した罪は前科とはならない。前科があることにより各種の資格（権利）が制限されることがある。

送検（そうけん）

警察官が検察官に犯罪事件を申し送ること。検察官は捜査を行い、証拠に基づいて犯罪の可否、処罰等を考慮して事件を起訴するか不起訴にするかを決定する。逮捕後48時間以内に被疑者を捜査書類と共に送る「身柄送検」と、被疑者の逮捕・勾留が必要ない等の理由により捜査書類のみを送付する「書類送検」に分かれる。

措置入院（そちにゅういん）

精神保健福祉法29条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

直ちに入院させなければ、「精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」と、2名以上の精神保健指定医の診察が一致した場合、都道府県知事または政令指定都市市長の命令により、当該精神障がい者を指定病院等に入院させることができる制度。

た行

逮捕（たいほ）

被疑者が逃走を企てたり証拠を隠滅しそうな場合に、その身柄を拘束すること。逮捕した警察官は、逮捕後48時間以内に、被疑者の身柄を検察官に送検しなければならない。通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕、準現行犯逮捕の4種類がある。

玉入れ（たまいれ）

歯ブラシの柄や消しゴム、シリコン等を球状にして、男性陰茎部の皮に爪楊枝等で穴を開け、その部分に上記異物を入れること。

断指（だんし）

指を切り落とすこと。反社会的集団との関与の度合いを示す指標として、矯正施設関係の書類に記載されることがある。

地方更生保護委員会（ちほうこうせいほごいいんかい）

法務大臣の管理のもとに、仮釈放・仮出院の許可及び取り消し、不定期刑の終了等についての権限を有する機関。保護観察所の事務の監督にもあたる。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州に設置されている。

懲役（ちょうえき）

受刑者を刑事施設にとどめ一定期間刑務作業に服させる、自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。刑期の定めがある「有期懲役」と、刑期の定めがない「無期懲役」がある。

当番弁護士制度（とうばんべんごしせいど）

被疑者や家族等からの求めにより、初回無料で弁護士を派遣する制度。一定以上の罪で起訴された被告については国選弁護制度があるが、起訴前は自費で選任するしかなかったことから、平成4年に日本弁護士連合会によって提唱・設置された。申出を受けると各地の弁護士会から派遣された当番弁護士が接見し、権利の説明や助言を行う。初回以降の費用については日本弁護士連合会からの援助を受けることができる場合もある。

特別遵守事項（とくべつじゅんしゅじこう）

個々の保護観察対象者ごとに定められる遵守事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

特別調整（とくべつちょうせい）

刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援を受けることが出来るよう、各関係機関が連携して特別の手段により社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするもの。

特別調整対象者（とくべつちょうせいたいししょうしゃ）

p 5 参照

特別法犯（とくべつほうはん）

「刑法犯」(p 78) 参照

特化ユニット（とっかゆにっと）

社会復帰促進センターに設置された精神又は身体に障がいや有する受刑者を収容する区域。認知行動療法、SST（社会生活技能訓練）作業療法（農園芸・陶芸）等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目的としている。

な行

入所度数（にゅうしょどすう）

刑事施設への入所回数を示す数値。

任意保護（にんいほご）

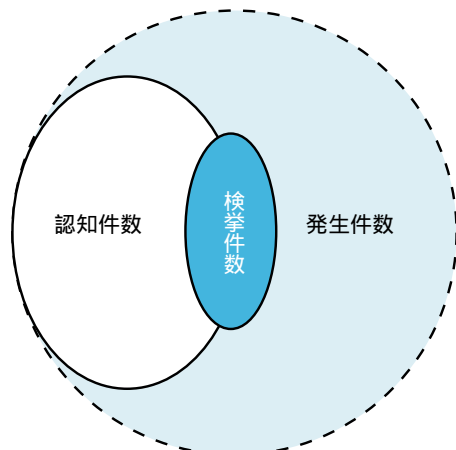
保護観察所の委託ではなく本人からの申出に基づき、更生保護施設が任意で保護を必要とする者を収容すること。保護観察期間、更生緊急保護の期間が過ぎた者等があてはまる。委託費は支給されない。

認知件数（にんちけんすう）

警察において被害の届出もしくは告訴・告発に基づき、事

件の発生を確認した件数。実際に発生した犯罪・非行との間には差（暗数）が生じる。

図6 認知件数、検挙件数の範囲



認知行動療法（にんちこうどうりょうほう）

クライアントの感情、思考パターン（認知）、行動が相互に影響を及ぼすという考え方にに基づき、不適切な思考パターンや行動を変容させることで、治療ターゲットとなる行動（例えば犯罪行動）や感情（例えばうつや怒り）を低減させようとする治療法。

は行

罰金（ばっきん）

財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。金額は1万円以上。罰金を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

犯罪少年（はんざいしょうねん）

罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

引受人（ひきうけにん）

少年院・刑務所入所者について、退所（退院）後、身柄を引き受ける人のこと。本人と生活を共にする等して、退所（退院）後の本人の改善更生に協力する者をいう。

被疑者（ひぎしゃ）

犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされているが、まだ検察官によって起訴されていない者。「容疑者」は俗称。

被疑者国選弁護制度（ひぎしゃこくせんべんごせいど）

国民に公正な裁判を受ける権利を保障するため、被疑者に資力がない場合に勾留時から国費で弁護人を付けることができる制度。平成21年5月からは、窃盗等の法定刑の上限が3年を超える容疑で逮捕された被疑者についても、国選弁護を依頼できるようになった。

非行名（ひこうめい）

「罪名」（p79）参照

被告人（ひこくにん）

起訴されたが、その裁判が確定していない者。刑事裁判では「被告人」が使われる。なお、民事・行政裁判では訴えを起こされた側を「被告」、訴えた側を「原告」という。

微罪処分（びざいしょぶん）

処分の必要がないと検察官に指定された軽微な犯罪について、被疑者を送検せず、警察段階で刑事手続きを終了させること。

不起訴（ふきそ）

ある事件において検察官が裁判所に起訴をせず刑事手続きを終了させること。①起訴する条件が欠けている場合、②法律上罪とならない場合、③事件が罪とならぬか、罪となる条件が不十分な場合、④刑が免責されている場合、⑤起訴する条件があるものの、起訴・処罰の必要性がない場合（起訴猶予）になされる。

婦人補導院（ふじんほうどういん）

売春防止法に定める売春勧誘等の罪を犯して補導処分に付された成人女子を収容する国立の施設。職業補導を主とし、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、自立更生をめざす。収容期間は6か月。東京に1か所設置されている（平成21年4月現在）。

不定期刑（ふていきけい）

刑期を定めず、その執行状況に応じて刑期を満了させるもの。わが国では刑事処分の対象となった少年に、懲役や禁錮という処罰を科す場合にのみ採用されている。具体的には刑期の上限と下限のみを決めて宣告し、受刑者の改善具合をみて決定するもので、少年の教育的保護を目的としている少年法の精神に基づき採用されている。

不良措置（ふりょうそち）

「一般遵守事項」（p76）参照

文身（ぶんしん）

入れ墨、または入れ墨を入れること。

法定期間の末日（ほうていきかんのまつじつ）

仮釈放の要件となる期間が経過する日。具体的には以下の日をさす。

有期刑：執行すべき刑期の3分の1の期間を経過する日

無期刑：10年を経過する日

少年の時裁判の言渡しを受けた者の特例：

不定期刑：短期の3分の1の期間を経過する日

10年以上の有期刑：3年を経過する日

無期刑：7年を経過する日

ただし、少年法の規定により犯罪を行ったとき18歳未満であったため死刑から無期刑に緩和された者については、10年を経過する日

法定（通算）（ほうてい（つうさん））

未決通算の一つ。法律上必ず行わなければならない未決通算で、刑事訴訟法により、判決言渡し後から上訴の提起期間

中の未決勾留の日数等、通算すべき日数が定められている。

保護カード（ほごカード）

p 4 参照

保護観察（ほごかんさつ）

犯罪者や少年の改善更生と社会復帰を目的として、社会の中でふつうの生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

保護観察は「指導監督」と「補導援護」の実施形態で行われる。「指導監督」は面接等により保護観察に付されている者の行状の把握と共に、所定の遵守事項を守るように指導を行う。「補導援護」は更生に必要な教養、医療、保養、宿泊、宿所、職業等を得るよう援助し、家庭環境調整のためのアドバイスを行う。

号種	保護観察対象者	保護観察期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

保護観察官（ほごかんさつかん）

保護観察所に配置されている、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護及び犯罪予防に関する事務に当たる国家公務員。

保護観察所（ほごかんさつしょ）

法務大臣のもとに各地方裁判所の所在地ごとに設置される機関。保護観察の実施のほかに、犯罪予防のための世論の啓発指導、地方住民の活動の助長等を行う。保護観察官が置かれ、保護司の協力を得て活動する。全国に53か所設置されている（平成21年4月現在）。

保護司（ほごし）

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受け、非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っている。全国で約49,000人が委嘱されている。

保護上移送（ほごじょういそう）

収容されている刑事施設が本人の帰住地から遠隔であり、身体または精神に障がいがある等の理由で、本人が独力で帰住することが困難であると認められる場合等に釈放前に本人の帰住地の近隣の刑事施設へ移送すること。

保護処分（ほごしょぶん）

家庭裁判所が非行少年に対して行う少年法上の処分。

少年法においては、少年は成人と比べると人格的に発達途上にあるため、改善更生の可能性（可塑性）を有していること、また環境からの影響を大きく受けるため、本人の責任に帰すべきものが小さいことから、犯罪の事実に対する刑罰よりも、少年の成長発達に対する援助が重視されている（保護主義）。「保護処分」とは、このような観点から行われる、少年の非行性を除去し、犯罪の危険性から少年を保護することを目的とした、福祉的・教育的な措置処分であり、刑罰ではない。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。なお場合によっては成年と同じ様に刑事処分を受ける場合がある。

保釈（ほしゃく）

退所後の住居の制限等の条件の下に、勾留中の被告人の身柄を釈放すること。被告人にのみ行われ、起訴する前の被疑者段階では認められていない。保釈時には一定額の保釈保証金を納付し、理由なく裁判所の出頭に応じない場合や付された条件を守らなかった場合には没収される。

補導委託（ほどういたく）

「試験観察」（p 79）参照

補導援護（ほどうえんご）

「保護観察」（p 84）参照

補導処分（ほどうしょぶん）

成人売春者に対する更生のための処分。刑が執行猶予になった場合に限り、婦人補導院に収容し更生に必要な指導が行われる。

ま行

満期釈放（まんきしゃくほう）

拘禁すべき期間の満了により身柄の拘束を解く処分。主に、懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放される場合を指す。受刑者の場合、刑期満了日の翌日の午前中に釈放すべきとされている。

未決拘禁者（みけつこうきんしゃ）

逮捕され、裁判が確定するまでの間、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるとして、身体を拘束されている被疑者・被告人のこと。拘置所や警察署内の留置施設等に収容される。

未決通算（みけつつうさん）

勾留によって拘禁された日数を刑に算入すること、又は算入される日数をいう。算入された日数について、刑期から控除される。「法定通算」と「裁定通算」がある。

民事裁判（みんじさいばん）

私人（法人も含む）の間に生じた紛争を裁判によって法的に解決するための手続き。

無期刑（むきけい）

刑期を定めずに刑事施設に拘禁する刑罰。無期懲役と無期禁錮がある。無期懲役・無期禁錮いずれの受刑者も、執行刑期10年経過後に本人の改悔の状がある時に、仮釈放が認められる。

や行

有印私文書偽造（同行使）（ゆういんしぶんしょぎぞう（どうこうし））

他人の印鑑や署名を使って文書を偽造し、カードや通帳を作る等して金品を騙し取る犯罪。交通違反等で他人の名前を申告しても同罪に当たる。

ら行

略式手続き（りゃくしきてつづき）

50万円以下の罰金または科料にあたる罪について、簡易裁判所が公判を開くことなく刑事手続きを行う簡略化された裁判の手続き。

留置施設（りゅうちしせつ）

都道府県の警察署内に設置され、警察に逮捕された被疑者を収容する施設。勾留された者についても収容される場合がある。留置場、留置所ともいう。

累犯（るいはん）

犯罪を反復累行すること。刑法上、懲役に処せられた者が、その刑の執行を終わり、又は執行を免除された日から5年以内の再犯に対し、刑の加重をすることとしている。入所度数では「累入」と記載される。

労役場（ろうえきじょう）

罰金または科料を完納することが出来ない者を留置して労役を課す場所。刑事施設に附置される。

わ行

英数字

BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会

非行少年に対して「兄」や「姉」の立場に立って、非行防止・健全育成を援助する青年ボランティア団体。全国に約495の地区会があり、約4,300人の会員がいる（平成21年4月現在）。

CAPAS（Correctional Association Psychological Assessment Series）能力検査

成人受刑者の作業能力や学力を測定するために財団法人矯正協会によって開発された検査。検査は集団で実施される主に作業適正や思考判断能力を測定する能力検査Ⅰと、個別に実施される基礎学力を測定する能力検査Ⅱに分かれる。刑事施設に入所した者の処置を決定する際にCAPAS能力検査の結果が参考にされる。知能指数との比較では、「IQ相当値」が

使用される。

PFI（Private Finance Initiative）刑務所

PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建築、維持管理、運営等を行う公共事業の手法。矯正事業では、「美祢社会復帰促進センター（山口県）」、「島根あさひ社会復帰促進センター（島根県）」、「播磨社会復帰促進センター（兵庫県）」、「喜連川社会復帰促進センター（栃木県）」がPFI事業を用いて運営されている（平成21年4月現在）。

SST（Social Skill Training：社会生活技能訓練）

障がい者を生活者として捉え、個人の持ち味や長所に焦点をあて、本人自身がストレス状況に対処できる技能を身に付けるための体系的・構造的プログラム。本人のストレス状況を再現し、それを支援者と共に検証。検証した結果、本人がストレス状況を解決するためにできる行動をロールプレイにて訓練する。

1号観察

「保護観察」（p84）参照

2号観察

「保護観察」（p84）参照

26条通報

精神保健福祉法26条に定められた、精神障がい者又はその疑いのある者を収容あるいは退所（退院）させようとする時に、矯正施設長が本人の居住地、釈放・退所年月日等を都道府県知事に通報させるように定めたもの。

都道府県知事等は通報に基づき調査の上、必要があると認める時は、精神保健指定医に診察させ、自傷他害のため指定病院等に強制入院が必要であると認めた時は、措置入院を行うことができる。

3号観察

「保護観察」（p84）参照

4号観察

「保護観察」（p84）参照

地域生活定着支援事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）出所（少年院については出院。以下同じ。）予定者について、本人が刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を整え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、刑務所等所在地を配慮し、都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に刑務所等内で対象者と面接し、出所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が対象者の刑務所等と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等()の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該地の都道府県のセンターに連絡し、

対応を依頼する。

エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が出所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。

オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の出所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

カ 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

（ ）主な福祉サービス等

〔高齢者〕

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度 等

〔障害者〕

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

- (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者。
- (2) 入所中にセンターが相談に応じた刑務所等の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

第1 総則

1 趣旨

本指針は、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置される地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の事業及び運営についての基本的事項を定め、もって、その円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本指針において使用する用語は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。
- (2) 入所者等 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため、刑務所、少年刑務所若しくは拘置所に入所している者又は保護処分のため少年院に入院している者をいう。
- (3) 帰住予定地 入所者等が矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地をいう。
- (4) 生活環境調整 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。
- (5) 特別調整 生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。
- (6) 一般調整 生活環境調整のうち、特別調整以外のものをいう。
- (7) 所在地保護観察所 特別調整対象者が入所している矯正施設の所在地を管轄する保護観察所をいう。
- (8) 所在地センター 上記矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (9) 帰住予定地保護観察所 所在地保護観察所の特別調整により帰住予定地が確保された後、同帰住予定地の管轄庁として、同保護観察所に引き続き、当該入所者等の特別調整を行う保護観察所をいう。
- (10) 帰住予定地センター 帰住予定地（特別調整対象者については、当該対象者が希望している候補地も含む。）が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (11) 福祉サービス等 公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。

第2 センターの体制

1 職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）は、原則として、4名とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置するものとする。

2 センターの長

センターを運営する者は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。セ

センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

3 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

4 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。やむを得ず他の名称を用いる場合には、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

第3 センターの事業

1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

- (1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと（以下「コーディネート業務」という。）
- (2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと（以下「フォローアップ業務」という。）
- (3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと（以下「相談支援業務」という。）
- (4) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

3 事業の一般原則

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであ

ることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

第4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ア コーディネート業務

(ア) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記（ア）により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ウ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住予定地センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(エ) 帰住予定地センターの長は、上記（ウ）により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記（ウ）の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を

踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

イ 受入れ先施設等確保後の手続

(ア) 所在地センターの長は、上記アにより、特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、特別調整協力結果通知書（別紙４）により、所在地保護観察所の長に対して、同受入れ先施設等の名称、住所及び利用が可能となる時期を通知するものとする。

(イ) 上記アの（ウ）により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域内に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターは、帰住予定地センターとして、本人に係る支援等を継続するものとする。

(ウ) 上記アの（ウ）及び（エ）により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域外に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、互いに協議して、それぞれの業務の分担を定めるものとする。

(エ) 所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、上記（ウ）により、互いの分担を定めたときは、それぞれ、担当の職員を指名して、当該特別調整対象者に必要な支援等の業務を行うものとする。

(オ) 帰住予定地センターの長は、帰住予定地保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、適宜、当該依頼に係る業務を行うものとする。

ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

(2) 一般調整対象者に係る支援

ア 帰住予定地センターの長は、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する一般調整対象者について、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、上記（１）のアの（ア）から（ウ）まで及び同（オ）に準じて、当該依頼に係る業務を行うものとする。

イ 帰住予定地センターの長は、一般調整対象者が入所している矯正施設が遠隔地にあり、同センターの職員のみで上記アの業務を遂行することが困難と認められるときは、面接の実施、福祉サービス等調整計画の原案の作成等について、当該矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターの長に対し、支援業務協力依頼書により、依頼することができる。

ウ 上記イにより、一般調整対象者について、帰住予定地センターの長から依頼を受けたセンターの長は、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書により同センターの長に通知するものとする。

2 相談支援業務

- (1) センターの長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設を退所した者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

3 関係機関等との連携

センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、個々の利用者の事例に対応した関係機関等からなる会議を開催し、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するなど、平素から、福祉関係機関、保護観察所及び矯正施設等の関係機関等と連携を密に保つものとする。

第5 管理及び運営

- 1 センターを運営する者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定めておくものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所日及び執務時間
 - (4) 事業に係る個人情報の取扱い
 - (5) その他運営に関する重要事項
- 2 センターを運営する者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- 3 センターを運営する者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。
- 4 センターを運営する者は、事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備するものとする。
- 5 センターを運営する者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 6 センターを運営する者は、利用者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- 7 センターを運営する者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- 8 センターを運営する者は、利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

特別調整協力等依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

保護観察所長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

1 特別調整対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
収容されている矯正施設

2 援助・協力の内容

- (1) 上記1に掲げる特別調整対象者について、矯正施設から釈放された後に健全な生活態度を保持する上で、必要な福祉サービス等（公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。）を受けられるよう協力願います。
- (2) (1)の調整に関する計画を作成の上、 年 月 日までに提出願います。

3 参考事項

- (1) 犯罪・非行の概要
- (2) 心身の状況
- (3) 生育歴
- (4) 家族の状況

4 その他

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。また、特別調整対象者以外の生活環境調整対象者に係る依頼の場合は、「特別調整」を「生活環境調整」とすること。「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。なお、依頼に当たり参考となる事項については、必要な資料を添付して差し支えない。

福祉サービス等調整計画通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった福祉サービス等調整計画を下記のとおり作成しましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
入所している矯正施設

2 福祉サービス等調整計画の内容

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支援業務協力依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、依頼します。

1 対象者の氏名等

氏 名

(年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の内容

(注意) 本書には、保護観察所の長からの特別調整協力等依頼書、福祉サービス等調整計画が記載された書面その他必要な資料を添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支援業務協力結果通知書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記のとおり結果を通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

特別調整協力結果通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記の受入れ先施設等が確保されましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(1) 受入れ先施設等の名称

(2) 受入れ先施設等の住所

(3) 利用が可能となる時期

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

フェイスシート(アセスメント)

作成日 平成 年 月 日

(1)プロフィール

記入者 (所属)

氏名	(ふりがな)	性別 男・女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)		
本籍						
住民票所在地	〒			連絡先 (電話番号等)		
帰住予定 (希望地)	〒			帰住予定の 根拠(理由)		
家族構成	氏名	続柄	生年月日	職業	現住所	同居別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
家庭状況	家族の理解度 協力度					
	家庭の 経済状況					
	家庭の特殊事情 (障がいの有無等) その他					
身元引受人 後見人	氏名			本人との続柄		
	現住所	〒				
	連絡先 その他	電話番号：				
その他の支援者 援助者						

(2)犯罪の状況

罪名 (非行名)				刑名 刑期		
矯正 施設名				担当(窓口) 職員名		
矯正施設 入所日			刑期 終了日			入所度数
犯罪の 概要及び 動機・原因 (生活状況)						
犯罪性の 特徴						
共犯者の 有無 状況						
再犯の 状況 前科						
過去の 非行・ 犯行歴						
反社会的 集団との 関係						

(3) 障がい・要介護の状態

障がい重複する場合は、該当するものをすべて記入する

要介護の状態	介護保険の認定	有・無			知的障がい	I Q	判定方法	判定日 年 月	
	要支援・要介護認定介護度	(期間 年 月 日～ 年 月 日)				I Q相当値(CAPAS)	判定日 年 月		
	要介護の状況					療育手帳	有・無	判定等級	(次回 年 月)
						障害程度区分の認定	(期間 年 月 日～ 年 月 日)		
身体障がい	障がいの部位				精神障がい	精神障がいの診断名			
	障がいの状況・程度					障がいの状況・程度			
	身体障害者手帳	有・無	判定等級		精神障害者保健福祉手帳	有・無	判定等級	(次回 年 月)	
その他の障がい等	自閉症、広汎性発達障がい、ダウン症候群、てんかん、認知傾向、その他								

(4) 福祉サービスの利用状況

年金	有・無	年金の種類		年金の等級 支給額 等	
生活保護		有・無	種類及び 支給額 等		
その他の福祉サービスの利用状況				援護の実施 市町村	

(5)医療状況

身長			cm	体重			kg
視覚	裸眼視力	矯正視力		血液型			
	右 ()	()		聴覚			
左 ()	()						
てんかん	有・無	(種類) (発作の状況) (頻度)					
喘息	有・無	(状況)	口腔状態	虫歯(有・無)入れ歯(有・無)			
				(状況)			
皮膚疾患	有・無	(状況)	食品・薬品 に対する アレルギー	有・無	(状況)		
現在、 治療中の 疾病	疾病名		病院名(通院状況)		投薬・治療の状況		備考
既往歴・ 主な病歴	年月	疾病名	症状・治療歴			病院名	
医療面で、特に留意すべき点							

(6)日常生活状況

()内の当てはまるものに を付ける

食 事	(自立・要確認・要介助)	摂取量(拒食・普通・過食) 偏食 特別食の必要性 など
排 泄	(自立・要確認・要介助)	失禁・夜尿の有無 程度 便秘・下痢の体質 など
睡 眠	(自立・要確認・要介助)	睡眠の安定度 睡眠が浅い・寝つきが悪い など
入 浴	(自立・要確認・要介助)	体洗い・洗髪 of 自立度 入浴の習慣 など
洗面 歯磨き	(自立・要確認・要介助)	歯磨きの自立度 洗面の習慣 など
洗 濯	(自立・要確認・要介助)	洗濯の自立度 洗濯の習慣 など
脱着衣	(自立・要確認・要介助)	脱着衣の自立度 TPO に応じた服装 など
身辺整理	(自立・要確認・要介助)	整理整頓 清潔感 身だしなみ など
日常生活の中で、特に留意すべき点		

(7)社会性

()内の当てはまるものに を付ける

意思伝達	(自立・要確認・要介助)	会話の能力 相談能力 意思を伝えようとするか など
言語能力	(読み)	
	(書き)	
危険物の理解度	(自立・要確認・要介助)	火気類・刃物類・薬物類の危険の理解度 危険察知能力 など
金銭感覚 金銭管理	(自立・要確認・要介助)	金銭価値の理解度 管理能力 計画性の有無 など
買い物	(自立・要確認・要介助)	買い物を一人でどの程度できるか 節約型か浪費型か など
交通機関の利用	(自立・要確認・要介助)	交通機関を一人でどの程度まで利用できるか
飲 酒	飲酒習慣の有無・程度 アルコールの種類 など(過去の状況も含めて)	
喫 煙	喫煙習慣の有無・程度 など(過去の状況も含めて)	
薬物依存	依存性・習慣性の有無・程度 薬物の種類 など(過去の状況も含めて)	
ギャンブル 依 存	依存性・習慣性の有無・程度 ギャンブルの種類 など(過去の状況も含めて)	
趣味		
特技		
社会性の中で、特に留意すべき点		

(8) 性格・行動の特徴

性 格	(長所)	(短所)
情緒の安定		気分の変容 興 奮
忍耐力		気分のむら 集中力
協調性 思いやり		依存心
集団生活 対人関係	集団のルール 役割・当番等の意識 対人トラブル 交友関係 など	
職業観	職業意識 職業意欲 就労の希望 希望の職種 適性 など	
性的モラル	異性への関心度 性の抑制度 性的問題行動 特異な性癖 など	
反社会的 行 動	暴言 暴力 盗癖 放火癖 放浪癖 など	
固執性 (こだわり)		

(9) 学歴・施設利用歴・職歴・生活歴

	年・月～年・月	学校名・施設名・職場名	状況・特記事項
学歴 ・ 施設利用歴 ・ 職歴	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
生活歴・結婚歴	幼児期～学齢期～青年期～現在までの生活の状況 結婚歴 など		

(10) 将来の生活設計

本人の意向	就労・日中活動面	
	生活面	
	利用希望の福祉サービス	
	資格取得の要望等	
	その他の意向	
本人の意向に向けた課題整理	就労・日中活動面	
	生活面	
	その他	

その他、本人の状態を示す資料があれば添付してください。

(参考資料)

(更生保護施設用)

移行計画書(導入期)

利用者氏名： _____

平成 年 月 日

更生保護施設名： _____

矯正施設退所日 (仮出所・仮退院となった日)	:	平成	年	月	日
---------------------------	---	----	---	---	---

更生保護施設 入所日	:	平成	年	月	日
------------	---	----	---	---	---

<仮出所・仮退院>

刑期終了日	:	平成	年	月	日
-------	---	----	---	---	---

更生緊急保護 開始日	:	平成	年	月	日
------------	---	----	---	---	---

<満期出所等>

更生緊急保護 終了日	:	平成	年	月	日
------------	---	----	---	---	---

<移行までのプラン>

福祉申請	
利用サービス	
医 療	
移行先の調整	
特 記 (移行時期等)	

地域生活定着支援センター(作成者: _____)

個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書

地域生活定着支援センターでの支援業務に当たり、支援対象者の個人情報については、その取扱（管理・保管・外部提供）が適切に行なわれるよう、下記の通りの「取扱ガイドライン」を定めて、

地域生活定着支援センター長（以下「甲」という）は、

_____（以下「乙」という）と

下記の通り合意し、これを誠実に履行するものとする。

記

1. 対象者の個人情報は、その支援業務に関わる担当者に限り閲覧可能とすること。
2. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
3. 個人情報の電子情報を入力した保存機器（USB メモリー、CD、HD 等）は、その支援業務に関わる担当者以外は使用しないようにすること。
4. 個人情報を入力した保存機器をパソコン等で使用する際は、インターネットに接続した状態では使用せず、コンピューターウイルスによる情報流出の防止措置を講じること。
5. 個人情報を紙媒体にする場合は、むやみに複写をとらず、関係者以外には閲覧させないこと。
6. 個人情報の記載されたファイル、保存機器（USB メモリー、CD、HD 等）は、内部が見えないキャビネット等に施錠のうえ保管すること。
7. 支援業務に際し、個人情報を他の福祉機関等へ提供する必要がある場合は、支援対象者本人とその旨の同意書を事前に作成し、本人の同意を得たうえで行なうこと。
8. 個人情報を他の福祉機関等へ提供する必要がある場合は、目的の最小限の範囲内とし、関係者以外に漏れることがないよう、細心の注意を払うこと。
9. 個人情報を他の福祉機関等へ提供する必要がある場合は、電子メールや FAX での提供は行なわず、郵送もしくは直接、担当者に手渡しをすること。
10. 事業管理者は、本要領、及び事業所で定める個人情報の取扱の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

この合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者押印のうえ、各自 1 通を所有する。

平成 年 月 日

地域生活定着支援センター

甲 センター長 _____ (印)

乙 _____ (印)

(参考資料)

平成 年 月 日

意見書
(地域生活移行個別支援特別加算)

地域生活定着支援センター

センター長 ⑩

利用者氏名	(ふりがな)	性別	生年 月日	年 月 日 (満 歳)
矯正施設 または 更生保護施設 等			刑期	
地域生活定着 支援センター 関与の状況				
利用する 福祉事業所			事業所 所在地	
備考				

福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者が、福祉サービス等を円滑に利用するために各福祉関係機関への情報提供が必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内とし、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、犯罪歴、生育歴等事業者が利用者を福祉サービスへ円滑につなげる際に最低限必要な、利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報（療育手帳等の所持の有無、各種年金の有無等）

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(利用者福祉サービスへつなげるために必要な期間。)

平成 年 月 日

地域生活定着支援センター 様

私 (利用者) 住所

氏名

印

上記代理人 (代理人を選定した場合) 住所

氏名

印

③ 関連機関一覧

地域生活定着支援センター

施設名	〒	所在地	電話番号
岩手県地域生活定着支援センター	021 0024	岩手県一関市幸町 8 6	0191 48 3201
宮城県地域生活定着支援センター	980 8570	宮城県仙台市青葉区本町 3 8 1	022 211 2516
山形県地域生活定着支援センター	990 0861	山形県山形市江俣 1 9 26	023 623 9127
とちぎ地域生活定着支援センター	321 0964	栃木県宇都宮市駅前通り 3 4 13 森下ビル 3 F	028 666 4603
静岡県地域生活定着支援センターひまわり	410 0312	静岡県沼津市原1418 48 (社福)あしたか太陽の丘	055 968 1120
岐阜県地域生活定着支援センター	501 1173	岐阜県岐阜市中 2 470 県立寿楽苑内	058 293 5102
滋賀県地域生活定着支援センター	523 0893	滋賀県近江八幡市桜宮町235	0748 34 3655
和歌山県地域生活定着支援センター「ま〜る」	640 8411	和歌山県和歌山市梶取21 8	073 488 7734
山口県地域生活定着支援センター	753 0072	山口県山口市大手町 9 6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉協議会内	083 924 2820
佐賀県地域生活定着支援センター	849 0935	佐賀県佐賀市八戸溝 1 15 3	0952 97 8171
長崎県地域生活定着支援センター	852 8104	長崎県長崎市茂里町 3 24 長崎県総合福祉センター 3 F	095 813 1332

(2010年3月31日現在)

矯正管区

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌矯正管区	007 0801	北海道札幌市東区東苗穂 1条 2 5 5	011 783 3911
仙台矯正管区	984 0825	宮城県仙台市若林区古城 3 23 1	022 286 0111
東京矯正管区	330 9723	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048 600 1500
名古屋矯正管区	461 0011	愛知県名古屋市中区白壁 1 15 1 名古屋合同庁舎第3号館	052 971 5961
大阪矯正管区	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前 4 1 67 大阪合同庁舎第2号館別館	06 6941 5751
広島矯正管区	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀 6 30 広島合同庁舎 4号館	082 223 8161
高松矯正管区	760 0033	香川県高松市丸の内 1 1 高松法務合同庁舎	087 822 4455
福岡矯正管区	813 0036	福岡県福岡市東区若宮 5 3 53	092 661 1137

刑務所・少年刑務所

A : 犯罪傾向の進んでいない者(初犯等) B : 犯罪傾向の進んでいる者(累犯/暴力団等) F : 日本人と異なる処遇が必要な外国人
I : 禁錮刑受刑者、J : 少年、L : 刑期10年以上、Y : 26歳未満の成人、M : 精神障がい者、P : 身体障がい者、W : 女子

	施設名	処遇区分	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌刑務所	B F M P	007 8601	北海道札幌市東区東苗穂二条 1 5 1	011 781 2011
	札幌刑務支所	W	007 8603	北海道札幌市東区東苗穂二条 1 5 2	011 784 5241
	旭川刑務所	LB B	071 8153	北海道旭川市東鷹栖 3線 20 620	0166 57 2511
	帯広刑務所	B	089 1192	北海道帯広市別府町南13 33	0155 48 7111
	網走刑務所	B	093 0088	北海道網走市三眺	0152 43 3167
	釧路刑務支所	A	085 0833	北海道釧路市宮本 2 2 5	0154 41 0221
	月形刑務所	B	061 0595	北海道樺戸郡月形町1011	0126 53 3060
	函館少年刑務所	I JA YA A	042 8639	北海道函館市金堀町 6 11	0138 51 0185
東北	青森刑務所	B	030 0111	青森県青森市荒川字藤戸88	017 739 2101
	宮城刑務所	LB B M P	984 8523	宮城県仙台市若林区古城 2 3 1	022 286 3111
	秋田刑務所	B	010 0948	秋田県秋田市川尻新川町 1 1	018 862 6581
	山形刑務所	I A LA	990 2162	山形県山形市あけぼの 2 1 1	023 686 2111
	福島刑務所	B F	960 8254	福島県福島市南沢又字上原 1	024 557 2222
	福島刑務支所	W WF	960 8536	福島県福島市南沢又字水門下66	024 557 3111
	盛岡少年刑務所	JB YB B	020 0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷11 11	019 662 9221
関東	水戸刑務所	B	312 0033	茨城県ひたちなか市市毛847	029 272 2424

	施設名	処遇区分	〒	所在地	電話番号
関東	栃木刑務所	W WF WJ	328 8550	栃木県栃木市惣社町2484	0282 27 1885
	黒羽刑務所	I A F	324 0293	栃木県大田原市寒井1466 2	0287 54 1191
	喜連川社会復帰促進センター	A	329 1493	栃木県さくら市喜連川5547	028 686 3111
	前橋刑務所	B F	371 0805	群馬県前橋市南町1 23 7	027 221 4247
	千葉刑務所	L A	264 8585	千葉県千葉市若葉区貝塚町192	043 231 1191
	市原刑務所	I YA A	290 0204	千葉県市原市磯ヶ谷11 1	0436 36 2351
	八王子医療刑務所	W A M P MW PW	192 0904	東京都八王子市子安町3 26 1	042 622 6188
	府中刑務所	B F M P LB	183 8523	東京都府中市晴見町4 10	042 362 3101
	横浜刑務所	B F LB	233 8501	神奈川県横浜市港南区港南4 2 2	045 842 0161
	横須賀刑務支所	F A FJ	239 0826	神奈川県横須賀市長瀬3 12 3	046 842 4977
中部	新潟刑務所	B F	950 8721	新潟県新潟市江南区山二ツ381 4	025 286 8221
	甲府刑務所	B F I	400 0056	山梨県甲府市堀之内町500	055 241 8311
	長野刑務所	A LA	382 8633	長野県須坂市馬場町1200	026 245 0900
	静岡刑務所	A F	420 0801	静岡県静岡市葵区東千代田3 1 1	054 261 0117
	川越少年刑務所	I JA YA A F FJ	350 1162	埼玉県川越市大字南大塚1508	049 242 0222
	松本少年刑務所	JB YB	390 0871	長野県松本市桐3 9 4	0263 32 3091
	富山刑務所	B	939 8251	富山県富山市西荒屋285 1	076 429 3741
	金沢刑務所	B F	920 1182	石川県金沢市田上町公1	076 231 4291
	福井刑務所	A	918 8101	福井県福井市一本木町52	0776 36 3220
	岐阜刑務所	LB B	501 1183	岐阜県岐阜市則松1 34 1	058 239 9821
	笠松刑務所	W	501 6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058 387 2175
	岡崎医療刑務所	M A	444 0823	愛知県岡崎市上地4 24 16	0564 51 9629
	名古屋刑務所	B F M P LB	470 0208	愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1 1	0561 36 2251
近畿	三重刑務所	A	514 0837	三重県津市修成町16 1	059 228 2161
	滋賀刑務所	A	520 8666	滋賀県大津市大平1 1 1	077 537 3271
	京都刑務所	B F LB	607 8144	京都府京都市山科区東野井ノ上町20	075 581 2171
	大阪刑務所	B F LB	590 0014	大阪府堺市堺区田出井町6 1	072 238 8261
	大阪医療刑務所	M P W A MW PW	590 0014	大阪府堺市堺区田出井町8 80	072 228 0145
	神戸刑務所	B F LB	674 0061	兵庫県明石市大久保町森田120	078 936 0911
	加古川刑務所	I YA A	675 0061	兵庫県加古川市加古川町大野1530	079 424 3441
	播磨社会復帰促進センター	A	675 1297	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079 430 5503
	和歌山刑務所	W WF WJ	640 8507	和歌山県和歌山市加納383	073 471 2231
	姫路少年刑務所	JB YB B	670 0028	兵庫県姫路市岩端町438	079 296 1020
	奈良少年刑務所	JA YA A F FJ	630 8102	奈良県奈良市般若寺町18	0742 22 4961
中国	鳥取刑務所	B	680 1192	鳥取県鳥取市下味野719	0857 53 4191
	松江刑務所	B	690 8554	島根県松江市西川津町67	0852 23 2222
	島根あさひ社会復帰促進センター	YA A PA	697 0492	島根県浜田市旭町丸原380 15	0855 45 8171
	岡山刑務所	LA	701 2141	岡山県岡山市北区牟佐765	086 229 2531
	広島刑務所	B F P LB	730 8651	広島県広島市中区吉島町13 114	082 241 8601
	尾道刑務支所	I A B	722 0041	広島県尾道市防地町23 2	0848 37 2411
	山口刑務所	A	753 8525	山口県山口市松美町3 75	083 922 1450
	岩国刑務所	W	741 0061	山口県岩国市錦見6 11 29	0827 41 0136
	美祢社会復帰促進センター	A WA YA	750 0693	山口県美祢市豊田前町麻生下10	0837 57 5131
	徳島刑務所	LB B	779 3133	徳島県徳島市入田町大久200 1	088 644 0111
四国	高松刑務所	B F LB	760 0067	香川県高松市松福町2 16 63	087 821 6116
	松山刑務所	YA A I	791 0293	愛媛県東温市見奈良1243 2	089 964 3355

	施設名	処遇区分	〒	所在地	電話番号
四国	高知刑務所	B	781 5101	高知県高知市布師田3604 1	088 866 5454
九州	北九州医療刑務所	M A	802 0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町1 1 1	093 963 8131
	福岡刑務所	B F P LB	811 2126	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6 1 1	092 932 0395
	麓刑務所	W	841 0084	佐賀県鳥栖市山浦町2635	0942 82 2121
	佐賀少年刑務所	JA YA A	840 0856	佐賀県佐賀市新生町2 1	0952 24 3291
	佐世保刑務所	B	859 3225	長崎県佐世保市浦川内町1	0956 38 4211
	長崎刑務所	B F LB	854 8650	長崎県諫早市小川町1650	0957 22 1330
	熊本刑務所	LB B	862 0970	熊本県熊本市渡鹿7 12 1	096 364 3165
	大分刑務所	I LA A	870 8588	大分県大分市畑中303	097 543 5177
	宮崎刑務所	B	880 2293	宮崎県宮崎市大字糸原4623	0985 41 1121
	鹿児島刑務所	B	899 6193	鹿児島県始良郡湧水町中津川1733	0995 75 2025
	沖縄刑務所	I YA YB A B M P	901 1514	沖縄県南城市知念字具志堅330	098 948 1096

少年院

	施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	帯広少年院	080 0846	北海道帯広市緑ヶ丘3 2	0155 24 5787
	北海少年院	066 0066	北海道千歳市大和4 746 10	0123 23 3147
	紫明女子学院	066 0066	北海道千歳市大和4 662 2	0123 22 5141
	月形学園	061 0514	北海道樺戸郡月形町字知来乙264 1	0126 53 2736
東北	青森少年院	039 3313	青森県東津軽郡平内町沼館字沼館尻	017 755 2341
	盛岡少年院	020 0121	岩手県盛岡市月が丘2 15 1	019 647 2107
	東北少年院	984 0825	宮城県仙台市若林区古城3 21 1	022 285 4270
	青葉女子学園	984 0825	宮城県仙台市若林区古城3 24 1	022 286 1551
	置賜学院	992 0111	山形県米沢市下新田445	0238 37 4040
関東	茨城農芸学院	300 1288	茨城県牛久市久野町1722	029 875 1114
	水府学院	311 3104	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084 1	029 292 0054
	喜連川少年院	329 1412	栃木県さくら市喜連川3475 1	028 686 3020
	赤城少年院	371 0222	群馬県前橋市上大屋町60	027 283 2020
	榛名女子学園	370 3503	群馬県北群馬郡榛東村新井1027 1	0279 54 3232
	市原学園	290 0204	千葉県市原市磯ヶ谷157 1	0436 36 1581
	八街少年院	289 1123	千葉県八街市滝台1766	043 445 3787
	多摩少年院	193 0932	東京都八王子市緑町670	042 622 5219
	関東医療少年院	183 0052	東京都府中市新町1 17 1	042 362 2355
	愛光女子学園	201 0001	東京都狛江市西野川3 14 26	03 3480 2178
	久里浜少年院	239 0826	神奈川県横須賀市長瀬3 12 1	046 841 2585
	小田原少年院	250 0001	神奈川県小田原市扇町1 4 6	0465 34 8148
	神奈川医療少年院	229 1105	神奈川県相模原市小山4 4 5	042 772 2145
	中部	新潟少年学院	940 0828	新潟県長岡市御山町117 13
有明高原寮		399 8301	長野県安曇野市穂高有明7299	0263 83 2204
駿府学園		421 2118	静岡県静岡市葵区内牧118	054 296 1661
湖南学院		920 1146	石川県金沢市上中町口11 1	076 229 1077
瀬戸少年院		489 0988	愛知県瀬戸市東山町14	0561 82 3195
愛知少年院		470 0343	愛知県豊田市浄水町原山1	0565 45 0511
	豊ヶ岡学園	470 1153	愛知県豊明市前後町三ツ谷1293	0562 92 3106
近畿	宮川医療少年院	519 0504	三重県伊勢市小俣町宮前25	0596 22 4844

	施設名	〒	所在地	電話番号
近畿	京都医療少年院	611 0002	京都府宇治市木幡平尾 4	0774 31 8101
	浪速少年院	567 0071	大阪府茨木市郡山 1 10 17	072 643 5065
	交野女子学院	576 0053	大阪府交野市郡津 2 45 1	072 891 1132
	和泉学園	599 0231	大阪府阪南市貝掛1096	072 476 5221
	加古川学園	675 1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079 438 0353
	播磨学園	675 1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079 438 0340
	奈良少年院	631 0811	奈良県奈良市秋篠町1122	0742 45 4681
中国	美保学園	683 0101	鳥取県米子市大篠津町4557	0859 28 7111
	岡山少年院	701 0206	岡山県岡山市南区箕島2497	086 282 1128
	広島少年院	739 0151	広島県東広島市八本松町原11174 31	082 429 0821
	貴船原少女苑	739 0151	広島県東広島市八本松町原6088	082 429 3001
四国	丸亀少女の家	763 0054	香川県丸亀市中津町28	0877 22 9226
	四国少年院	765 0004	香川県善通寺市善通寺町2020	0877 62 1251
	松山学園	791 8069	愛媛県松山市吉野町3803	089 951 1252
九州・沖縄	筑紫少女苑	811 0204	福岡県福岡市東区大字奈多1302 105	092 607 5695
	福岡少年院	811 1346	福岡県福岡市南区老司 4 20 1	092 565 3331
	佐世保学園	857 1161	長崎県佐世保市大塔町1279	0956 31 8277
	人吉農芸学院	868 0301	熊本県球磨郡錦町木上北223 1	0966 38 3102
	中津少年学院	871 0152	大分県中津市加来1205	0979 32 2321
	大分少年院	879 7111	大分県豊後大野市三重町赤嶺2721	0974 22 0610
	沖縄少年院	904 0034	沖縄県沖縄市市内 1 13 1	098 933 4486
沖縄女子学園	904 0034	沖縄県沖縄市市内 1 14 1	098 933 7241	

保護観察所・地方更生保護委員会

	施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道地方更生保護委員会	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011 261 9907
	札幌保護観察所	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011 261 9225
	函館保護観察所	040 0032	北海道函館市新川町25 18 函館地方合同庁舎	0138 26 0431
	旭川保護観察所	070 0901	北海道旭川市花咲町 4 2272 15 旭川地方法務合同庁舎	0166 51 9376
	釧路保護観察所	085 0017	北海道釧路市幸町10 3 釧路地方合同庁舎	0154 23 3200
東北	東北地方更生保護委員会	980 0812	宮城県仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎	022 221 3536
	青森保護観察所	030 0861	青森県青森市長島 1 3 25 青森法務総合庁舎	017 776 6418
	盛岡保護観察所	020 0023	岩手県盛岡市内丸 8 20 盛岡法務合同庁舎	019 624 3395
	仙台保護観察所	980 0812	宮城県仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎	022 221 1451
	秋田保護観察所	010 0951	秋田県秋田市山王 7 1 2 秋田地方法務合同庁舎	018 862 3903
	山形保護観察所	990 0046	山形県山形市大手町 1 32 山形地方法務合同庁舎	023 631 2277
	福島保護観察所	960 8017	福島県福島市狐塚17 福島法務合同庁舎	024 534 2246
関東	関東地方更生保護委員会	330 9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048 600 0181
	水戸保護観察所	310 0061	茨城県水戸市北見町 1 1 水戸地方法務合同庁舎	029 221 3942
	宇都宮保護観察所	320 0036	栃木県宇都宮市小幡 2 1 11 宇都宮地方法務合同庁舎	028 621 2271
	前橋保護観察所	371 0026	群馬県前橋市大手町 3 2 1 前橋法務総合庁舎	027 237 5010
	さいたま保護観察所	330 0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 16 58 さいたま法務総合庁舎	048 861 8287
	千葉保護観察所	260 0013	千葉県千葉市中央区中央港 1 11 3 千葉地方合同庁舎	043 204 7791
	東京保護観察所	100 0013	東京都千代田区霞が関 1 1 1 中央合同庁舎 6号館 A棟	03 3597 0120
	東京保護観察所立川支部	190 0014	東京都立川市緑町 6 3 立川第二法務総合庁舎 2階	042 521 4231

	施設名	〒	所在地	電話番号
関東	横浜保護観察所	231 0001	神奈川県横浜市中区新港 1 6 2 横浜第一港湾合同庁舎	045 201 3006
	新潟保護観察所	951 8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025 222 1531
	甲府保護観察所	400 0032	山梨県甲府市中央 1 11 8 甲府法務合同庁舎別館	055 235 7144
	長野保護観察所	380 0846	長野県長野市旭町1108 長野地方法務合同庁舎	026 234 1993
	静岡保護観察所	420 0853	静岡県静岡市葵区追手町 9 45 静岡地方法務合同庁舎	054 253 0191
中部	中部地方更生保護委員会	460 0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2944
	富山保護観察所	939 8202	富山県富山市西田地方町 2 9 16 富山法務合同庁舎	076 421 5620
	金沢保護観察所	920 0024	石川県金沢市西念 3 4 1 金沢駅西合同庁舎	076 261 0058
	福井保護観察所	910 0019	福井県福井市春山 1 1 54 福井春山合同庁舎	0776 22 2858
	岐阜保護観察所	500 8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2 7 2 岐阜法務総合庁舎別館	058 265 2651
	名古屋保護観察所	460 0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2941
津保護観察所	514 0032	三重県津市中央 3 12 津法務総合庁舎	059 227 6671	
近畿	近畿地方更生保護委員会	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前 4 1 76 大阪合同庁舎第 4 号館	06 6949 6260
	大津保護観察所	520 0057	滋賀県大津市御幸町 6 5	077 524 6683
	京都保護観察所	602 0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075 441 5141
	大阪保護観察所	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前 4 1 76 大阪合同庁舎第 4 号館	06 6949 6240
	大阪保護観察所堺支部	590 0078	大阪府堺市堺区南瓦町 2 55 堺法務合同庁舎	072 221 0037
	神戸保護観察所	650 0016	兵庫県神戸市中央区橋通 1 4 1 神戸法務総合庁舎	078 351 4004
	奈良保護観察所	630 8213	奈良県奈良市登大路町 1 1 奈良地方法務合同庁舎	0742 23 4868
和歌山保護観察所	640 8143	和歌山県和歌山市二番丁 2 和歌山地方合同庁舎	073 436 2501	
中国	中国地方更生保護委員会	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀 2 15 広島法務合同庁舎	082 221 4497
	鳥取保護観察所	680 0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎	0857 22 3518
	松江保護観察所	690 0841	島根県松江市向島町134 10 松江地方合同庁舎	0852 21 3767
	岡山保護観察所	700 0807	岡山県岡山市北区南方 1 3 58 岡山地方法務合同庁舎	086 224 5661
	広島保護観察所	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀 2 15 広島法務合同庁舎	082 221 4495
山口保護観察所	753 0088	山口県山口市巾着町 6 16 山口地方合同庁舎 2 号館	083 922 1337	
四国	四国地方更生保護委員会	760 0033	香川県高松市丸の内 1 1 高松法務合同庁舎	087 822 5090
	徳島保護観察所	770 0852	徳島県徳島市徳島町城ノ内 6 6 徳島地方合同庁舎	088 622 4359
	高松保護観察所	760 0033	香川県高松市丸の内 1 1 高松法務合同庁舎	087 822 5445
	松山保護観察所	790 0001	愛媛県松山市一番町 4 4 1 松山法務総合庁舎	089 941 9983
	高知保護観察所	780 0870	高知県高知市本町 4 3 41 高知地方合同庁舎	088 873 5118
九州・沖縄	九州地方更生保護委員会	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴 2 5 30	092 761 7781
	福岡保護観察所	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴 1 4 13	092 761 6736
	福岡保護観察所北九州支部	803 0813	福岡県北九州市小倉北区内 5 3 小倉合同庁舎	093 561 6340
	佐賀保護観察所	840 0041	佐賀県佐賀市城内 2 10 20 佐賀合同庁舎	0952 24 4291
	長崎保護観察所	850 0033	長崎県長崎市万才町 8 16 長崎法務合同庁舎	095 822 5175
	熊本保護観察所	862 0971	熊本県熊本市大江 3 1 53 熊本第二合同庁舎	096 366 8080
	大分保護観察所	870 0045	大分県大分市城崎町 2 3 21 大分法務合同庁舎	097 532 2053
	宮崎保護観察所	880 0802	宮崎県宮崎市別府町 1 1 宮崎法務総合庁舎	0985 24 4345
	鹿児島保護観察所	892 0816	鹿児島県鹿児島市山下町13 10 鹿児島地方法務合同庁舎	099 226 1556
那覇保護観察所	900 0022	沖縄県那覇市樋川 1 15 15 那覇第一地方合同庁舎	098 853 2945	
九州地方更生保護委員会那覇分室	900 0022	沖縄県那覇市樋川 1 15 15 那覇第一地方合同庁舎	098 853 2947	

更生保護施設 ■ は「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」

施設名		〒	所在地	電話番号
北海道	大谷染香苑	男(成・少) 女(成・少)	065 0043 北海道札幌市東区苗穂町2 2 5	011 731 5505
	札幌大化院希望寮	男(成・少)	060 0061 北海道札幌市中央区南一条西17 1 13	011 611 0407
	巴寮	男(成・少)	040 0025 北海道函館市堀川町13 2	0138 52 1391
	旭川清和荘	男(成・少)	070 0039 北海道旭川市九条通2 1485 58	0166 22 3907
	釧路慈徳会	男(成・少)	085 0833 北海道釧路市宮本2 9 6	0154 41 6400
	十勝自営会	男(成・少)	080 0802 北海道帯広市東二条南14 1	0155 23 3723
	錦水寮	男(成・少)	093 0045 北海道網走市大曲1 1 1	0152 43 2230
	清泉寮	男(成・少)	090 0811 北海道北見市泉町3 6 40	0157 25 4149
東北	プラザあすなろ	男(成・少)	030 0861 青森県青森市長島1 3 28	017 734 6211
	岩手保護院	男(成・少)	020 0877 岩手県盛岡市下ノ橋町2 25	019 622 2806
	宮城東華会	男(成・少)	982 0842 宮城県仙台市太白区越路15 6	022 223 3964
	秋田至仁会	男(成・少)	010 0029 秋田県秋田市榎山川口境22 12	018 832 5787
	羽陽和光会	男(成・少)	990 0833 山形県山形市春日町7 5	023 645 2875
	至道会	男(成・少)	960 8003 福島県福島市森合字山ノ下4 2	024 557 2656
関東	有光苑	男(成・少)	312 0033 茨城県ひたちなか市大字市毛858 36	029 272 6370
	尚徳会館	男(成・少)	320 0864 栃木県宇都宮市住吉町10 16	028 633 6431
	栃木明徳会	女(成・少)	328 0032 栃木県栃木市神田町3 14	0282 22 1171
	群馬県仏教保護会	男(成・少)	371 0025 群馬県前橋市紅雲町1 24 6	027 221 3376
	清心寮	男(成・少)	336 0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7 12 19	048 837 1755
	千葉県帰性会	男(成・少)	264 0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043 231 1610
	更新会	男(成)	169 0051 東京都新宿区西早稲田1 21 1	03 5286 8191
	興楽会	男(成)	174 0071 東京都板橋区常盤台3 13 5	03 3960 0204
	斉修会	男(成)	169 0073 東京都新宿区百人町1 4 12	03 3200 7151
	慈斉会	男(成)	116 0001 東京都荒川区町屋7 11 7	03 3892 4750
	新興会	男(成)	171 0044 東京都豊島区千早1 36 20	03 3957 2891
	真哉会	男(成)	120 0015 東京都足立区足立2 51 6	03 3886 2951
	静修会 足立寮	男(成)	120 0046 東京都足立区小台2 43 5	03 3911 3377
	静修会 荒川寮	女(成・少)	116 0002 東京都荒川区荒川4 17 1	03 3891 5750
	清和会	男(成)	123 0853 東京都足立区本木2 15 16	03 3887 8323
	善隣厚生会	男(成)	151 0071 東京都渋谷区本町2 47 5	03 3377 3705
	ステップ竜岡	男(成・少)	113 0034 東京都文京区湯島4 8 15	03 3811 2853
	ステップ押上	男(成・少)	130 0002 東京都墨田区業平2 10 11	03 3624 2735
	敬和園	男(少)	165 0023 東京都中野区江原町2 6 5	03 3951 7669
	日新協会	男(成・少)	116 0012 東京都荒川区東尾久2 34 7	03 3892 2431
	両全会	女(成・少)	151 0052 東京都渋谷区代々木神園町3 40	03 3468 1639
	鶴舞会	男(成・少)	194 0004 東京都町田市鶴間371	042 796 7573
	安立園	男(成)	183 0057 東京都府中市晴見町1 13 5	042 368 7211
	自愛会	男(成・少)	192 0904 東京都八王子市子安町2 1 18	042 642 4941
	八興社	男(成・少)	186 0002 東京都国立市東2 18 2	042 572 6196
	柴翠苑	女(成・少)	193 0932 東京都八王子市緑町78 1	042 622 6024
	まこと寮	男(成・少)	234 0053 神奈川県横浜市港南区日野中央1 3 32	045 842 5534
	横浜力行舎	男(成)	235 0011 神奈川県横浜市磯子区丸山1 19 20	045 751 0795
	川崎自立会	男(成・少)	210 0847 神奈川県川崎市川崎区浅田1 4 2	044 322 2154
	報徳更生寮	男(成・少)	250 0001 神奈川県小田原市扇町1 6 25	0465 34 4049

施設名		〒	所在地	電話番号
中部	新潟川岸寮	男(成・少) 女(成)	951 8133 新潟県新潟市中央区川岸町3 17 28	025 266 8125
	山梨以徳会	男(成・少)	400 0867 山梨県甲府市青沼2 22 1	055 233 4901
	福花寮	男(成) 女(成)	380 0873 長野県長野市新諏訪1 1 8	026 232 2434
	みすず寮	男(成・少)	380 0801 長野県松本市美須々7 8	0263 32 2230
	静岡県勸善会	男(成・少)	422 8072 静岡県静岡市駿河区小黑2 1 25	054 286 1094
	少年の家	男(成・少)	420 0947 静岡県静岡市堤町914 60	054 271 5896
	富山養得園	男(成・少)	939 8271 富山県富山市太郎丸西町1 17 7	076 421 2690
	親和寮	男(成・少)	920 0934 石川県金沢市宝町1 16	076 231 7042
	福井福田会	男(成・少)	910 0015 福井県福井市二の宮2 3 8	0776 23 1204
	光風荘	男(成・少)	500 8815 岐阜県岐阜市梅河町2 1	058 263 0703
	洗心之家	女(成・少)	501 1106 岐阜県岐阜市石谷770 22	058 235 7958
	愛知自啓会	男(成)	463 0067 愛知県名古屋守山区守山2 14 31	052 793 7214
	中協園	男(成・少)	461 0011 愛知県名古屋守山区白壁2 20 18	052 953 1410
	立正園	男(成・少)	436 0028 愛知県名古屋守山区大森八龍2 1017	052 798 0303
	岡崎自啓会	男(成・少)	444 0840 愛知県岡崎市戸崎町字牛転10	0564 51 5226
	徳永会大徳塾	男(成)	471 0046 愛知県豊田市本新町7 50 1	0565 32 5211
東三更生保護会(智光寮)	男(成・少)	440 0853 愛知県豊橋市佐藤町3 22 1	0532 61 5186	
近畿	三重県保護会	男(成・少)	514 0806 三重県津市上弁財町11 11	059 228 3493
	光風寮	男(成・少)	520 0837 滋賀県大津市中庄2 1 48	077 524 3426
	京都保護育成会	男(成・少)	615 0033 京都府京都市右京区西院寿町20	075 311 9611
	西本願寺白光荘	女(成・少)	616 8074 京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12 6	075 802 2506
	盟親	男(成・少)	604 8803 京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112 4	075 811 8817
	和衷会	男(成)	530 0024 大阪府大阪市北区山崎町5 10	06 6361 2716
	愛正会	男(成)	532 0012 大阪府大阪市淀川区木川東1 9 6	06 6301 2309
	宝珠園	男(成)	590 0017 大阪府堺市堺区北田出井町3 3 30	072 232 1714
	泉州寮	男(少)	590 0071 大阪府泉佐野市鶴原1 4 6	072 462 1092
	湊川寮	男(成)	652 0041 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10 5 20	078 511 4611
	播磨保正会	男(成・少)	670 0095 兵庫県姫路市新在家1 6 21	079 292 5446
	姫路薬師寮	男(成)	670 0058 兵庫県姫路市車崎1 13 15	079 292 2388
	至徳会	男(成・少)	630 8102 奈良県奈良市般若寺町264 2	0742 23 3574
	端正会	男(成・少) 女(成・少)	640 8341 和歌山県和歌山市黒田266	073 471 3681
中国	鳥取県更生保護給産会	男(成・少)	680 0824 鳥取県鳥取市行徳3 815	0857 22 4884
	鳥根更生保護会	男(成・少)	690 0872 鳥根県松江市奥谷町306 1	0852 21 5383
	備作恵済会古松園	男(成・少)	700 0915 岡山県岡山市鹿田本町2 7	086 225 2475
	美作自修会	男(成・少)	708 0022 岡山県津山市山下46 28	0868 22 2087
	ウィズ広島	男(成・少) 女(成・少)	730 0822 広島県広島市中区吉島東1 1 18	082 241 1534
	呉清明園	男(成・少)	737 0817 広島県呉市上二河町6 16	0823 21 5933
	山口更生保護会	男(成・少)	753 0052 山口県山口市三和町11 4	083 924 6016
	たちばな荘	男(成・少)	750 0043 山口県下関市東神田町1 10	083 222 1355
四国	徳島自立会	男(成・少)	770 0872 徳島県徳島市北沖洲2 8 27	088 664 0452
	讃岐修斉会	男(成・少)	763 0091 香川県丸亀市川西町北1657	0877 22 8197
	愛媛県更生保護会	男(成・少)	790 0056 愛媛県松山市土居田町280 1	089 972 0714
	高坂寮	男(成・少)	780 0056 高知県高知市北本町1 3 3	088 872 2053
九州	梅香寮	女(成・少)	810 0063 福岡県福岡市中央区唐人町3 3 29	092 731 3917
	福岡弥生寮	男(成・少)	814 0014 福岡県福岡市早良区弥生2 4 31	092 821 2187
	福正会	男(成)	814 0006 福岡県福岡市早良区百道1 3 13	092 821 2723
	恵辰会	男(成・少)	811 2113 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117 16	092 932 0187

地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

施設名		〒	所在地	電話番号
九州・沖縄	筑豊宏済会	男(成・少)	820 0044 福岡県飯塚市横田字庄の町18 2	0948 29 5246
	田川ふれ愛義塾	男(少)	825 0002 福岡県田川市大字伊田1526 1	0947 45 4355
	湧金寮	男(成・少)	802 0821 福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10 11	093 561 0928
	佐賀県恒産会	男(成・少)	840 0853 佐賀県佐賀市長瀬町7 10	0952 23 4202
	長崎啓成会	男(成・少)	851 0251 長崎県長崎市田上2 12 35	095 822 6015
	佐世保白雲	男(成・少)	857 1164 長崎県佐世保市白岳町730 1	0956 31 6724
	虹	男(成・少) 女(成・少)	859 1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504	0957 77 3620
	熊本自営会	男(成・少)	862 0970 熊本県熊本市渡鹿6 6 45	096 366 3500
	あけぼの寮	男(成・少)	870 0818 大分県大分市田室町4 10	097 543 2441
	みやざき青雲	男(成・少)	880 0877 宮崎県宮崎市宮脇町72	0985 22 4643
	草牟田寮	男(成・少)	890 0015 鹿児島県鹿児島市草牟田1 19 53	099 222 5459
	がじゅまる沖縄	男(成・少) 女(成・少)	903 0803 沖縄県那覇市首里平良町1 29 4	098 884 4091
	やんばる青年隊	男(成・少)	905 1204 沖縄県国頭郡東村字平良380番地1	0980 43 2118
	一時保護事業所	生活再建相談センター(同歩会)	111 0031 東京都台東区千束4 39 6 3 F	0120 141 489

救護施設

施設名		〒	所在地	電話番号	
北海道	札幌明啓院	007 0801	北海道札幌市東区東苗穂1条3丁目2 11	011 781 2545	
	白石福祉園	003 0859	北海道札幌市白石区川北2272番地8	011 875 2940	
	札幌市あけぼの荘	003 0028	北海道札幌市白石区平和通4丁目南3 6	011 861 2878	
	静心寮	003 0859	北海道札幌市白石区川北2272番地9号	011 873 5001	
	東明寮	089 1242	北海道帯広市大正町基線100番地34	0155 64 2333	
	救護施設親愛の家	073 0405	北海道歌志内市字神威49 1	0125 42 2673	
	函館厚生院高丘寮	042 0955	北海道函館市高丘町3 1	0138 57 7038	
	函館共働宿泊所救護部	042 0903	北海道函館市新湊町261番地	0138 58 4040	
	明和園	040 0022	北海道函館市日乃出町21 17	0138 51 5281	
東北	まことホーム	034 0211	青森県十和田市大字大不動字山中12 1	0176 28 2011	
	誠幸園	034 0001	青森県十和田市大字三本木字野崎116 3	0176 23 3920	
	白鳥ホーム	039 3314	青森県東津軽郡平内町盛田字堤ヶ沢126	017 755 3274	
	宮城県太白荘	982 0215	宮城県仙台市太白区旗立2丁目3 1	022 245 3721	
	東山荘	981 0943	宮城県仙台市青葉区国見6丁目39番1号	022 233 0207	
	玉葉荘	010 1344	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下28	018 887 2235	
	ひばりが丘ホーム	018 4231	秋田県北秋田市上杉字金沢121 106	0186 78 3184	
	救護施設好地荘	028 3171	岩手県花巻市石鳥谷町中寺林7 46 3	0198 45 3024	
	松山荘	027 0037	岩手県宮古市松山第8地割19 1	0193 62 7921	
	紅花ホーム	994 0006	山形県天童市成生1971 26	0237 47 0241	
	山形県立泉荘	993 0033	山形県長井市今泉1812	0238 88 9211	
	山形県立みやま荘	999 3502	山形県西村山郡河北町大字吉田字馬場11	0237 72 3181	
	郡山せいわ園	963 0661	福島県郡山市舞木町字間明田104	024 956 2121	
	福島県喜多方しのめ荘	966 0932	福島県喜多方市上三宮町吉川字黒澤4600 1	0241 22 0222	
	矢吹緑風園	969 0284	福島県西白河郡矢吹町滝八幡101	0248 42 2244	
	福島県浪江ひまわり荘	979 1536	福島県双葉郡浪江町大字加倉字今神78	0240 35 4179	
	福島県からまつ荘	961 8071	福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341 8	0248 25 3103	
	やしおみ荘	972 0161	福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27	0246 89 3333	
	関東	鳴鶴寮	321 0347	栃木県宇都宮市飯田町261	028 648 2422
		救護施設妙義白雲寮	379 0202	群馬県富岡市妙義町大牛523 5	0274 73 2328

	施設名	〒	所在地	電話番号
関東	緑荘	373 0806	群馬県太田市龍舞町316	0276 45 0108
	太陽の家	370 0535	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1321 1	0276 63 1051
	救護施設ナザレ園	319 2103	茨城県那珂市中里322 2	029 296 1732
	救護施設もくせい	310 0035	茨城県水戸市東原3 2 7	029 303 7373
	鹿島更生園救護寮	314 0012	茨城県鹿嶋市大字平井1129 10	0299 82 1276
	慈翠館	315 0028	茨城県石岡市半ノ木11461	0299 24 2871
	育心寮	350 0463	埼玉県入間郡毛呂山町前久保南1 6 26	049 295 1234
	羽生園	348 0036	埼玉県羽生市大字砂山91	048 561 0491
	千葉県救護施設松風園	266 0007	千葉県千葉市緑区辺田町604	043 291 0150
	風の郷「厚生園」	289 0345	千葉県香取市八本555 27	0478 82 5134
	房総平和園	299 3223	千葉県山武郡大網白里町南横川1748 1	0475 72 0254
	千葉県救護盲老人施設猿田荘	288 0855	千葉県銚子市猿田町440	0479 33 1385
	成田市愛光園	286 0005	千葉県成田市下方1561 1	0476 27 3516
	光の家神愛園	191 0065	東京都日野市旭が丘1 17 17	042 581 2340
	黎明寮	187 0032	東京都小平市小川町1 485	042 341 0336
	あかつき	187 0032	東京都小平市小川町1 485	042 341 4711
	くるめ園	187 0021	東京都小平市上水南町4 7 45	042 321 8866
	昭島荘	196 0022	東京都昭島市中神町1260	042 541 5981
	光華寮	192 0375	東京都八王子市市鑓水428	042 676 8336
	村山荘	189 0024	東京都東村山市富士見町2 7 5	042 391 1262
	さつき荘	189 0024	東京都東村山市富士見町2 8 2	042 396 2244
	優仁ホーム	192 0152	東京都八王子市美山町1463	042 651 3438
	救世軍自省館	204 0023	東京都清瀬市竹丘1 17 60	042 493 5374
	平塚ふじみ園	254 0014	神奈川県平塚市四之宮6 15 1	0463 55 1800
	清明の郷	232 0033	神奈川県横浜市南区中村町5 315	045 251 5099
	横浜市浦舟園	232 0024	神奈川県横浜市南区浦舟町3 46	045 232 9808
	岡野福祉会館	220 0073	神奈川県横浜市西区岡野2 15 6	045 311 2601
	ノーマ・ヴィラージュ聖風苑	210 0832	神奈川県川崎市川崎区池上新町3 1 8	044 288 5401
中部	葵寮	420 0949	静岡県静岡市葵区与一6丁目17 3	054 255 0765
	清風寮	431 3492	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島217 3	053 583 1133
	静岡市救護所	421 1223	静岡県静岡市葵区吉津1905	054 278 6239
	沼津市立高尾園	410 0001	静岡県沼津市足高156 1	055 921 5722
	浜松市立西山園	432 8001	静岡県浜松市西区西山町1882 2	053 485 1384
	聖隷厚生園讃栄寮	431 1304	静岡県浜松市北区細江町中川7220 7	053 437 4598
	浜松市立入野園	432 8068	静岡県浜松市西区大平台1 34 20	053 485 5005
	慈照園	432 8023	静岡県浜松市中区鴨江3 4 3	053 452 3069
	かしわ荘	945 0112	新潟県柏崎市大字畔屋194 1	0257 24 4101
	おぐに荘	949 5215	新潟県長岡市小国町新町852 4	0258 95 3400
	有明荘	950 2071	新潟県新潟市西区西有明町1 71	025 267 0436
	ひまわり荘	959 2804	新潟県胎内市塩沢279	0254 47 3100
	名立園	949 1604	新潟県上越市名立区赤野俣926番地2	025 537 2021
	八尾園	939 2376	富山県富山市八尾町福島10番地	076 455 2660
	三谷の里ときわ苑	920 0155	石川県金沢市高坂町ト1番地	076 257 4946
	三陽ホーム	920 0944	石川県金沢市三口新町1 8 1	076 263 7693
	七尾更生園	926 0036	石川県七尾市中挾町い部12番地	0767 57 3939
	大野荘	912 0061	福井県大野市篠座17 23	0779 66 3320
	清和寮	384 0304	長野県佐久市北川557	0267 82 2441

	施設名	〒	所在地	電話番号
中部	共和寮	381 2225	長野県長野市篠ノ井岡田3241 203	026 293 0258
	順天寮	399 4117	長野県駒ヶ根市赤穂8200 3	0265 83 2335
	れんげ荘	398 0001	長野県大町市平1091 7	0261 22 7000
	阿南富草寮	399 1505	長野県下伊那郡阿南町富草4347 21	0260 22 2524
	旭寮	380 0873	長野県長野市新諏訪1 1 60	026 232 3412
	八ヶ岳寮	391 0012	長野県茅野市金沢4518番地 1	0266 72 6211
	甲府市光風寮	400 0069	山梨県甲府市中村町 4 1	055 222 2581
	鈴宮寮	404 0045	山梨県甲州市塩山上塩後409	0553 33 2747
	清山寮	407 0046	山梨県韮崎市旭町上条南割3314 14	0551 22 0639
	大垣市牧野華園	503 0031	岐阜県大垣市牧野町 2 150 1	0584 71 1683
	名古屋市植田寮	468 0001	愛知県名古屋市天白区植田山 2 101	052 781 0015
	名古屋市厚生院	465 8610	愛知県名古屋市名東区勢子坊 2 丁目1501	052 704 8432
	愛知県新生寮	475 0932	愛知県半田市鴉根町 2 104	0569 27 5333
	愛知県明知寮	480 0303	愛知県春日井市明知町420	0568 88 0159
	近畿	長谷山荘	514 0077	三重県津市片田長谷町201 1
菰野陽気園		510 1326	三重県三重郡菰野町大字杉谷1572 1	059 394 2380
菰野千草園		510 1251	三重県三重郡菰野町大字千草字草里野6455 3	059 391 2201
京都府立洛南寮		610 0343	京都府京田辺市大住仲ノ谷14 1	0774 62 0415
滋賀保護院		520 0804	滋賀県大津市本宮 2 6 45	077 522 4960
滋賀県立日野溪園		529 1601	滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121	0748 52 0645
さわやか荘		520 1604	滋賀県高島市今津町浜分528 11	0740 22 3493
橡生の里		520 1648	滋賀県高島市今津町角川1177 1	0740 24 0026
角川ヴィラ		520 1648	滋賀県高島市今津町角川1161	0740 24 0066
白雲寮		557 0014	大阪府大阪市西成区天下茶屋 1 3 17	06 6659 8800
愛隣寮		557 0002	大阪府大阪市西成区太子 1 1 19	06 6632 7489
甲子寮		557 0014	大阪府大阪市西成区天下茶屋 1 3 17	06 6659 8855
三徳寮		557 0004	大阪府大阪市西成区菘之茶屋 1 9 14	06 6645 0567
高槻温心寮		569 1046	大阪府高槻市塚原 1 9 1	072 696 0678
フローラ		577 0809	大阪府東大阪市永和 2 7 30	06 6722 4716
三恵園		563 0352	大阪府豊能郡能勢町大里222 4	072 734 0405
千里寮		565 0874	大阪府吹田市古江台 6 2 8	06 6831 6301
平和寮		545 0011	大阪府大阪市阿倍野区昭和町 3 4 27	06 6628 6151
今池平和寮		557 0003	大阪府大阪市西成区天下茶屋北 1 4 6	06 6633 3161
港晴寮		552 0023	大阪府大阪市港区港晴 2 4 25	06 6572 0061
第2港晴寮		552 0005	大阪府大阪市港区田中 3 1 130	06 6573 5575
みなと寮		586 0052	大阪府河内長野市河合寺423 1	0721 62 2382
りんくうみなと		590 0535	大阪府泉南市りんくう南浜 3 10	072 482 8012
淀川救護寮		533 0011	大阪府大阪市東淀川区大桐 4 3 24	06 6329 2200
美原の里		587 0061	大阪府堺市美原区今井387	072 363 1352
ホーリーホーム		547 0001	大阪府大阪市平野区加美北 7 1 30	06 6791 8236
総合リハビリセンターのぞみの家		651 2181	兵庫県神戸市西区曙町1070	078 927 2727
神戸市立和光園		654 0006	兵庫県神戸市須磨区養老町 1 丁目 8 番30号	078 731 0383
アメニティホーム夢野		652 0063	兵庫県神戸市兵庫区夢野町 4 丁目 3 13	078 511 3785
ヨハネ寮		654 0015	兵庫県神戸市須磨区奥山畑町 2	078 731 6535
ななくさ厚生院	651 1412	兵庫県西宮市山口町下山口1650 36	078 903 1664	
南光園	679 5222	兵庫県佐用郡佐用町西下野880	0790 77 0236	

	施設名	〒	所在地	電話番号	
近畿	救護施設 ジョイ・ガーデン	679 4232	兵庫県姫路市林田町上伊勢1137 1	079 268 8000	
	桃李園	679 0203	兵庫県加東市稲尾383 40	0795 48 4727	
	須加宮寮	631 0042	奈良県奈良市大倭町4 35	0742 45 0448	
	青垣園	635 0004	奈良県大和高田市藤森86 2	0745 53 2525	
	悠久の郷	648 0072	和歌山県橋本市東家905	0736 32 0324	
	かつらぎ園	640 8483	和歌山県和歌山市園部366 1	073 455 3651	
中国	よなご大平園	682 0023	鳥取県米子市二本木1690	0859 56 6226	
	ゆりはま大平園	689 0732	鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田1835 1	0858 32 0780	
	泉の園	690 0021	島根県松江市矢田町保地472	0852 24 3512	
	新生園	690 1404	島根県松江市八束町波入43 2	0852 76 3311	
	さつきの園	696 0312	島根県邑智郡邑南町出羽293 5	08558 3 1313	
	津山広済寮	708 0006	岡山県津山市小田中1412	0868 22 2606	
	たましま寮	713 8113	岡山県倉敷市玉島八島1385 1	086 522 2230	
	笠岡市恵風荘	714 0066	岡山県笠岡市用之江429 1	0865 66 0751	
	矢掛寮	714 1227	岡山県小田郡矢掛町小田5630	0866 84 8104	
	ニュー三楽園	709 3614	岡山県久米郡久米南町下弓削687 1	0867 28 4111	
	三楽園	708 0883	岡山県津山市一方218 1	0868 22 7347	
	浦安荘	702 8026	岡山県岡山市浦安本町209	086 263 9201	
	救護院	731 5143	広島県広島市佐伯区三宅2 1 2	082 921 1122	
	呉広風園	737 0911	広島県呉市焼山北3丁目21 2	0823 33 7177	
	みつぎ清風園	722 0353	広島県尾道市御調町高尾45番地	0848 77 0030	
	萩市救護所	758 0011	山口県萩市大字椿東1448	0838 25 1366	
	石城苑	743 0101	山口県光市塩田1382 4	0820 48 2110	
	下関市梅花園	759 6534	山口県下関市大字永田郷459 4	083 286 2231	
	周南荘	745 0811	山口県周南市五月町12 1	0834 21 3641	
	愛和苑	742 2803	山口県大島郡周防大島町大字土居1465	0820 73 1133	
聖和苑	747 1221	山口県山口市鑄銭司3354	083 986 2112		
四国	徳島市立寿楽荘	770 0874	徳島県徳島市南沖州5 5 25	088 664 0650	
	小鳴門荘	771 0360	徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城85	088 688 0180	
	みよしの山荘	771 2502	徳島県三好郡東みよし町足代1736 1	0883 79 3102	
	清水園	762 0021	香川県坂出市西庄町1635 1	0877 46 4277	
	萬象園	763 0091	香川県丸亀市川西町北字龍王1685 1	0877 22 9176	
	丸山荘	790 0062	愛媛県松山市南江戸6丁目1697	089 946 5110	
	大洲幸楽園	795 0013	愛媛県大洲市西大洲甲911 1	0893 24 3075	
	津島荘	798 3303	愛媛県宇和島市津島町近家甲1607 55	0895 32 2423	
	みさか荘	791 1134	愛媛県松山市恵原町甲1000	089 963 2328	
	浦戸園	781 0114	高知県高知市十津2 12 2	088 847 4510	
	高知市誠和園	781 0240	高知県高知市横浜4 2	088 841 1733	
	九州・沖縄	福岡市松濤園	819 0165	福岡県福岡市西区今津4815	092 806 0661
		愛の家	803 0853	福岡県北九州市小倉北区高尾2 5 20	093 561 0007
仁風園		816 0901	福岡県大野城市乙金東2丁目26番1号	092 503 2004	
梅寿園		822 1404	福岡県田川郡香春町柿下612 1	0947 32 7311	
第2 優和園		803 0181	福岡県北九州市小倉南区大字呼野131 3	093 452 3939	
さわやかひびき園		808 0062	福岡県北九州市若松区古前2 26 1	093 771 7719	
なのみ		824 0603	福岡県田川郡添田町大字中元寺844 123	0947 41 7070	
かんざき日の隈寮		842 0122	佐賀県神埼市神埼町城原2725 3	0952 52 2229	

平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「都道府県地域生活定着支援センター」の円滑な運営に関する実践的研究」

地域生活定着支援センター 運営の手引き
平成22年 改訂版

編集・発行責任者 社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）
理事長 田島良昭
〒859 1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572
TEL 0957 77 3600(代) FAX 0957 77 3966
E-mail: unzen@airinkai.or.jp HP: <http://www.airinkai.or.jp>

発行日 平成22年3月31日 初版
印刷所 (株)昭和堂

